

〔大日本地名辭書〕 猪野瀬に毛屋てふ大字のこゑ(毛屋は樹名歟觀望と云ふ) ○伊野今猪野瀬村と云ふ大渡の北平泉寺の西(勝山町の南郊とす)

〔名勝志〕 伊野原今伊野村と云平泉寺西南の麓菩提林の下り口なり泰澄の御母の在所なり

〔按〕に、本村の大字名が、伊野に因めること多く、若猪野と云ひ、猪野口井、(即ち用水)のと云ひ、其世に行はれしこと蓋しきは、伊野の地名の早くより有りし傍證とするに足れり。

地、平泉寺に近く、隨て、該寺領たりしは、文書之を證し、疑ふべき餘地なし。

〔天文八年平泉寺賢聖院々領目錄〕片瀬村分南村堂之後 北村之ハツレ 北村鳥越之山下 村之前道之西 岩鼻 山場城之西 ハリハラ 上若伊野村 井口村 若井野之西毛屋之東 北市之東 井口市道之脇 若井野堂之前

〔平泉寺寺落開書〕 大學院樓平泉寺院主樓之下役坊主なり子年より申年迄永祿より文龜三年の時分なり是は平泉寺支配の地双坊主なり御年貢米此坊へ上納仕候

察するに、天文頃、片瀬は、南北に分居し、大道通じ、大師堂存じ、毛屋、若井野、井口、北市の名ありしなり。

口碑云北市は平泉寺全盛の頃市を開きし地にて、乾側村西市に對しかく稱すと(按)に市を開きしは然らむ、井ノ口に西市の地名あれば、之に對してなるべし。又云、畔川、高島の名なきは留意を要す。

畔川文書

天正元年、朝倉氏亡び、翌年、平泉寺も滅び、一時、本願寺に領せられ、下間頼照を國司、杉浦壹岐を郡司と仰ぎしも、全部誌沿革其翌年よりは、柴田氏に領せられしは、其頃新開の畔川文書之を證す。

〔畔川文書(區長保存)〕 天正十年二月二十一日勝安華押(新村) 百姓 中 (全部誌沿革) 當村夫役之事令免際候間早令還住可耕作自然少茂田地於荒者可曲事則爲夫役之替牛壹疋出上者右之旨不可有相違者也仍如件

天正十一年三月二十日

勝 安 華 折

新村百姓名代中

〔平泉寺寺落開書〕 (天正六年柴田氏) 御檢地役人は村瀬學右衛門殿村瀬久助殿則ち衆中より御高分米仰付られ御年貢上納始也、是迄は御年貢なし

〔按〕に、十年の文書に見ゆるとうりう 島は、高島にあらざるか。又云、畔川區にては、賤ヶ嶽合戦の時、駄牛を出し、柴田氏を助けし賞として免稅せられし故 今も、勝安の靈牌を、道場に安置し、歲時追弔報恩を怠らずと傳ふ。

〔常山記談〕 に傳ふる逸話は、其頃の鬭争に参加せし勇士の事蹟に屬せり。或は、此附近の出身ならむ乎。

〔常山紀談〕 關が原にて云々黒田長政の物見毛屋主水云々東照宮主水本姓は何といふにかと仰ければかたへより毛屋と申と申せばいよと北國の毛屋といふ所にて功名せしゆへ毛屋と姓を更つると聞たりと仰有けり

柴田氏敗れし後は、成田氏に領せられ、其一部は、或は、勝山神明領なりしが如し。全部誌沿革誌 勝山町參看

〔畔川文書〕 五月三日成田彌左衛門重政華押柴田三左衛門知行分拙者給置云々（全部誌沿革誌 誌章寫出）

あせ川新村之事候條當年は一年法印様へ申上候て役儀ゆるし可申候爲其一筆遺候也

文祿五年正月十五日

武藤文右衛門 正華押
新村百姓中

此區に、七月九日付、毛利日向守華押「將軍機御霍亂」云々宛名の一書あり。或は、神明文書乎否乎。

慶長三年、朽木河内守、豊太閤の命を奉じ、當地方を檢地せしが、先是、柴田氏の頃より勝山領として彼町と領主を同じうし、元祿の頃より、其半は、郡上領となりしなり、其所領別如次

據(名蹟考)

勝山領 二千六百七十七石七斗

猪野口、猪野、猪野毛屋、下七邑 毛屋、南片瀬、北片瀬畔川

郡上領 千五百四十五石二斗八升四合

若猪野、上高島、北片瀬畔川、下高島、北片瀬畔川、北片瀬畔川、北片瀬畔川

郡上侯は、元祿六年井上氏より、明治四年實曆より 青山氏廢藩迄、若猪野に陣屋を置き、郡内の領地

を管せしめしものにて、現今の白山社地は、其趾なりとぞ。郡上侯の代々は 上庄村沿革に出

〔寶曆六年九月 若猪野より郡代へ呈出の明細帳〕

一門壹つ是れは井上大和守様御領分の節の陣屋の跡屋敷に御座候

今〔越前名蹟考〕に據りて其頃の郷名を檢するに、上高島、北市、下高島は、郷庄不知六村内に、其他は、北袋郷四十一村内に含まる。序に、〔村誌稿〕に載する、各區の定租率御免と通稱すを掲げ藩治時代を結ばむ。

猪野口三斗、猪野三、猪野毛屋四、下毛屋三、南片瀬二、北片瀬二、畔川三、八、若猪野四、五二、北市二、七、上高島三、二、下高島三、一五

明治五年、戸長を置かるゝや、本村は平泉寺の一部大渡、赤尾、笹尾、村岡村、榑神谷、平泉寺、同橋江、を除くの八大字と共に五十九區に編せられ、戸長は梅田治右衛門、副戸長は長谷川甚右衛門なりしが、此時兩片瀬は合併一大字となれり、翌年大小區の制始まると共に、二十九大區小一區、十七大區及び二十六大區十五小區に屬し、長谷川四郎右衛門戸長に、中村利右衛門片瀬、猪野、長谷川甚右衛門猪野、鳥山七兵衛、副戸長に選任せられ、其後大小區の制廢み、大字に戸長を置くや、毛利太兵衛下毛、片瀬、山七兵衛其、湖山端吉三郎猪野口、大渡、壁倉、齋藤總兵衛畔川、鳥山三右衛門、伊藤惣兵衛北片瀬、市北、齋藤平兵衛上高島、長谷川宇右衛門

下編 町村誌 猪野瀬村

門野若猪山田甚右衛門猪野天野八郎右衛門猪野之に任ぜられ、同十七年よりは若猪野村外九ヶ村戸長に、長谷川宇右衛門官選せられ、町村制實施の際聯合戸長の區域を其儘本村を成し猪野と、片瀬とを合せて現村名を稱せり爾來の村長氏名如次。

村長氏名

爾來の村長氏名如次。

自	明治二十二年	五月十六日	長谷川	宇右衛門
至	同	二十五年		
自	同	二十八年	鳥山	七兵衛
至	同	三十二年		
自	同	三十一年	伊藤	四郎兵衛
至	同	三十四年		
自	同	三十二年	高井	重右衛門
至	同	三十四年		
自	同	三十一年	長谷川	宇右衛門
至	同	三十四年		
自	同	三十一年	片山	太市郎
至	同	三十四年		
自	同	三十一年	伊藤	藤衛
至	同	三十四年		
自	同	三十一年	天野	八郎右門
至	同	三十四年		
自	同	三十一年	中村	善太郎
至	同	三十四年		

村役場と
駐在所

村役場 明治十七年七月、官選戸長以來、若猪野に在り

産業

巡査駐在所 明治二十二年、創設の際より。若猪野に在り、其際には、本村及び平泉寺村、大渡、壁倉をも管したりしが、同三十年所舎維持の關係より、本村のみを、管することゝなれり産業 全町農を業とし、米穀、蔬菜、を主とし、薪炭を副とし、煙草を特産とし年産概額十萬三千四百九十六圓を算す。煙草は耕作地十三町餘、收穫一萬二百貫、價格八千二百圓に上り若猪野、猪野、畔川の瓜類、片瀬の薑亦名あり。

(越前名蹟考) (若猪野) 此邊烟草を土産とす(上高島)此邊村々烟草を土産とす(三才園會)烟草の記事を引けり

教育

教育 明治五年、學制の頒布せらるゝや、其十二月片瀬は平泉寺村の一部と組合ひ、龍池校を創め、翌月、其他の九大字は、若猪野長谷川四郎右衛門宅を假用して、龍東校を起せしが、同八年九月、片瀬は、龍池校下を分れ、同大字佛母寺を假用して、師山校を設け、其年十一月校舎を新築し兩校併立の實成りぬ。其後同十一年七月に龍東校を同年師山校を新築せしに、同十三年四月不幸にも龍東校舎全部火災に罹りしかば、紛議生じ、一時不得止民家を假用し、翌年猪野毛屋、下毛屋猪野を分離して、弘文校を設け、畔川、上高島、下高島、北市の爲に分教場を設くる事となりぬ。

同二十年小學校令改正の際にも、合併談出で、議成らざりしに、同二十五年の學區改正にて、

社 寺

弘文校と分教場とを舊の如く龍東校に合し、同二十七年三月、師山校舎を同二十九年三月、龍東校舎を改築し、同三十六年には、師山校舎を新築し、同三十八年十月、兩校に農業補習學校を附設し、翌年六月、龍東校に二ヶ年高等科を併置せしも、同四十二年の義務年限延長と共に之を廢して、兩校を増築せり。現今の校長は、龍東校熊谷昇賢、師山校谷口勝吉なり、社 寺 村内に、四社一寺あり、蓋し、近時神社合併の爲、社數を減ぜしなり。

村社白山稚兒神社祭神大日靈貴尊猪野字人宿に在り。

〔明細帳〕 延寶六年戊午七月十八日創立明治九年六月村社に被列四十一年十月二十八日高田神社合併

村社白山神社祭神伊弉那美尊 若猪野字陳屋敷に在り、境内に、村上神社祭神天忍穗命 稻荷神社祭神倉稻魂尊 ありしを四十二年十二月二十八日、左の社と共に合併せり。

無格社 乾神社祭神少産名命 若猪野字大堀田

村社八幡神社祭神豐田祭神 下毛屋字堂の東に在り、原と、下毛屋猪野毛屋の村社なりしが、四十二年二月九日、左の二社をも合併せり。

村社鶺鴒草神社祭神鶺鴒草尊 不合尊 畔川字(九年六月)村中(八日被列)

同 同 下高島字改地(同 前)

村社白山神社祭神伊弉那美尊 片瀬字十文字に在り、四十一年八月二十七日、同字内北山 無格社八幡神社祭神豐田祭神 を合併せり。

其他、平泉寺村郷社白山神社へ合併されし、村社住吉神社祭神鶺鴒草尊 不合尊 所在地北山市字堂の下 同村 尾 白山神社へ合併されし村社大己貴神社祭神大己貴尊 所在地高島字村中ありしも、今や亡矣。

佛母寺 曹洞宗寶慶寺末 猪野村字片瀬に在り。

〔明細帳〕 元祿永祿 九年丙子丙寅 二月二十日開基護叟淨居士越前國大野郡伊自良猪右衛門昌朝當寺ヲ建立シ寶慶寺二十八世寂心雲波和尙ヲ開山ニ請シ同寺三十五世温海專珍和尙ハ天明年中當寺ノ堂宇ヲ改築シテ中興トス從來脫漏ノ處明治三十九年二月十一日寺籍ニ編入許可

〔村誌稿〕抄 小山村下舌ニ創メ佛母院ト稱セシヲ寶永二年四月片瀬區民ト勝山畔征又權兵衛ト勝山藩主ニ稟シ寶慶寺ニ交渉シ現地ニ移シ爾後彼寺ヨリ隱居セシコトアリ無權寺ニテ寺領ヲ有スルノミ三十一代慧珍五百羅漢ヲ安置シ始メ四十一年現稱ニ改ム

〔越前名蹟考〕 北片瀬村 佛母院 曹洞宗 (按)ニ、寶慶寺に古巻物あり、(寺納張の儘)と題し、永祿十二年六月十六日存因圖と署し、其末に、佛母院納張 二石九斗友包專福寺、三石一斗六升其源源家 衛間三郎、四斗堂本總九郎、四斗同兵衛太郎、二斗横枕常願兵衛

下編 町村誌 猪野瀬村

佛母寺

五斗御給先作知泉坊、一石深江深井、片岡興十郎、ろく？圓通寺計八石五斗六升を載するに盡すれば、既に、永祿年間より。其寺の寶慶寺近くに在りしは明かなり。

此寺は、有名なる大師山勝山八景の一師山の直下に在りて、眺望絶佳、小笠原侯君主屢曳杖せられり。勝山町片瀬に、扇洩の寺院尙二あり。曰く南岳寺曰く勝萬寺。

南岳寺 平泉寺三千坊の一なりしが、天正の兵火に亡滅せしを平泉寺の西念寺再興せしに遂に願殿に歸し、僅に、本願寺派光福寺の道場として、其名殘のみを留む。此道場の楠氏なるは彼寺に關してなりとぞ

勝萬寺 一向一揆の際の活動者、荒川興行寺勝萬、彼寺附近に創建せしを、中古移し來り、現今該寺の道場となりしも、寺誠を通稱す、現監守は其後裔なりと傳ふ。

名勝故蹟等 地平泉寺に近く、多く存すべくして、而かも存するなし。

大師山 片瀬に在り、平泉十二景に見ゆる師山にして、中腹に、泰澄大師自作の木像を安置せる大師堂あり。祭日には賽者多し。山頂よりは、大野、勝山は勿論、三國港をも眸中に收め得、絶景無比。

〔越前名蹟考〕 大師山の峰に泰澄護摩供の跡あり白山伏拜の山繪圖

〔天文平泉寺賢聖院々領目録〕 (片瀬) 南村堂之南

〔毛川遺稿〕 師山途中三月十六日

林 季榮

名勝故蹟等

大師山

竹杖高攀雲外嶺、山腰小立聽清泉、九十九曲數終後、看盡北溪千里天。

師山登臨分韵得韻二首

大師峰頂俯相望、千里長流澗萬山、似拾龍蛇躍空碧、奮飛直入白雲間。

半輪落日浴清澗、一帶殘霞映碧山、如此新晴如此景、更疑是身住仙寰。

又

二十年前總角兒、登臨曾愛此山奇、林泉不改舊容色、風景依然似昔時。

泰澄母墓 下毛屋に三基を存す、墓頭梵字を刻せり古來世に名高し、蓋足利時代の物なるべし

〔元亨釋書〕 宮河東伊野原大徳之母産穢之所

〔繪圖記〕 坤に泰澄大師之先妣墓所之由石塔三ツあり一は七重にて七尺あり二は三尺宛あり先妣の出生所は隣村伊野村の

由

〔按〕に、此人名は伊野姫、伊野村の出生と傳ふる所以、石徹白村にては該村杉本氏の出なりと傳ふ該村不知孰是

〔名勝志〕 泰澄御母の墓は伊野村の西ノ方下毛屋村に在り○伊野村泰澄御母の在所なり。

〔類聚國誌〕 泰澄妣墓 下毛屋村ニ在相傳泰澄ノ母ハ本縣伊野原ノ人ナリ伊野原ハ下毛屋ノ隣ニ在

〔大日本地名辭書〕 大字下毛屋に泰澄母の墓として石塔(高七尺許七重の塔なり)のこる中世平泉寺僧徒の修造したるものならん

人物

從軍

人物 泰澄母伊野姫 此村の出身なりとの説あり。石徹白村 草參照

從軍

下編 町村誌 猪野瀬村

二十七八年役病死

明治十年西南戰役 出征者一名

明治二十七八年戰役 同 陸軍十八名 内海軍一名 病死者三名

明治二十八年七月十三日名古屋衛戍病院に於て病死

伊藤 駒吉

明治二十八年八月十五日廣島病院嚴島轉地源養病院にて病死

片山 勇松

明治三十年九月二十日廣島病院にて病死

山口 利右衛門

明治三十三年北清事變 出征者一名

明治三十七八年戰役 出征者四十五名内戰死者六名病死者一名

法名 釋 賢 察 陸軍歩兵一等卒勳八等 三屋 幾太郎

明治三十七年八月十九日清國角面堡に於て戰死

法名 釋 忠 念 勇 厚 陸軍歩兵一等卒勳八等 齋 藤 金 藏

明治三十七年九月十三日宇品廣島間の汽船内に於て病死

三十七八年役病死

生存殊勳者

法名 釋 彰 謹 陸軍歩兵伍長勳八等功七級 鳥山 利作

明治三十七年十一月廿六日清國二龍山に於て戰死

法名 釋 義 孝 陸軍歩兵一等卒勳八等 歸山 酒造 藏

明治三十八年三月十日清國奉天に於て戰死

法名 釋 照 曜 陸軍歩兵上等兵勳八等功七級 伊藤 佐兵衛

明治三十八年三月二十日清國奉天に於て戰死

生存殊勳者

陸軍歩兵一等卒勳八等功七級 乾 藤 助

陸軍歩兵一等卒勳八等功七級 藤木 長太郎

勝山町

叙 說 位置廣表 本郡の北部中央に位し、其市街部は海拔百二十五米突六十八間東西七町四五間、南北十四間三十間、地積百八十五町、其奥山部は、市街地の東方約壹里の地に、平泉寺北谷、村岡三ヶ村に介まれて飛在し、地積千三百六十七町七反歩餘、

位置廣表

境 界 其市街部の北は、村岡村郡と、田疇の間に壤を接し。東は、同村猿倉、三谷及び猪野瀬村片瀬と、山野相隣し。南は猪野瀬村下毛屋。西の南半は。同村畔川と田圃の間に相境し。北半は、九頭龍川を隔て、遅羽村比島と相望めり其奥山部の東北は、北谷村小原、木根橋、村岡村柄神谷、瀧波と水分峰界をなし。南の東半は、平泉寺と樵徑を以て相接し。西半は猪野瀬村上高島、下高島、猪野、下毛屋、猪野毛屋、若猪野、片瀬と水分峰界をなし。西は。村岡村浄土寺、寺尾、暮見と林野の間に相隣せり。

地勢 其市街部は、法恩寺山の山脚漸く低く、九頭龍川に迫らむとする處に在るを以て、東部一帯は丘陵地をなし、西部は九頭龍川に沿へる



九頭龍川より望みし山町の全景

背景中の最高峰は法恩寺山

を以て漸次低下し、其間、南北に亘りて、劃然斷崖狀を呈して、二大區域を成すを以て、溝渠はすべて西方に傾注せり。上下元祿は、即ち、東部丘陵地にして、舊城池、及、藩士の邸宅の在りし所なるを以て、廢藩後、城廓壞たれ、邸宅田圃に變せしも、近時火災豫防、工業發達の關係より、官公立の營造物、及、工場等のみ建設せらる。郡。袋田は、西部低地の東半を占め本町と通稱する商業中心にして、西半上中下後は、寺院薈を連ね、殊に、下後の西部九頭龍川に近接せる地は、所謂河原町料理店貸座敷ある免許地にして、清泉湧き、大路通じ三十七年開設好遊園たり。又長淵は、福井口に當り、商工業家錯はれり。其他は、高低兩部を連絡し、表通は商、裡通は農を業とす。

林 毛 川

二月三日與脇屋大夫及諸君遊九頭龍川
把蓬近臨清水流、春光引我若相留、鐘聲遠響遠山暮、暗送輕寒襲紫衣。

〔町誌稿〕(大意)按スルニ西部一帯ノ地ハ往時龍江汎濫の時其流域ニ浸蝕サレシモノニテ斷崖上ハ五ヶ村勝ヨリ下ハ坂井郡鳴鹿村邊に互リ七里壁ト俗稱シ當町ニテモ低地袋田ノ一部ニ岸ノ下高地澤ノ一部ニ堤町ノ名ヲ存シ長淵ト云ヒ河原ト云ヒ何レモ河川ニ因ミ地下四五尺ニ到レバ全部砂礫ニシテ鑿井ノ際ニハ木材ヲ掘出セシ傳説モ有ル等歴々微證スルニ足リ今モ隣接ノ二村ヨリモ當町ハ龍江上ニ突出セルノ觀アリ蓋シ川流ヲ洩瀦疏通シ堤防ヲ築成シ漸次龍江ヲ四方ニ移シテ田圃ヲ拓キ宅地ヲ創設セシナラン

長山は、澤の東に連互せる丘陵にして、浄土寺川、一名神宮寺川は、當町の西半を斜に貫流し

暮見川は、北境を流れて、郡村岡村と境を分ち、瀧波川は、北端長淵の一部を横ぎり、共に九頭龍川に注ぐ。

其奥山部は、法恩寺山の西北面を成せる全然山嶽地にして、現今、其民家ある部分を、芳野區の一部とせり、當町の公有林、成器校の學有林は、皆此地に在り、市街部の北邊を流過する暮見川は此地の眞ノ谷より發して北流し、其溪谷は、即ち、暮見谷なり、市街の西部を貫流する淨土寺川は、此地の南又谷より又北流するものにて、一本松は、此川の溪谷に在る部落なり、此地は當町より遠く離れて飛在するを以て、其沿革も亦別趣をなせり。

「奥山小史」此地は、元平泉寺領たりしが、當町に領主居城せし以來は、勝山藩領となり、其一部は當地高持町民、村岡山と共に之を支配し、山手米四十八石七斗四升六合を領主に納め來りしに、元祿四年、小笠原氏の入封するや、先づ村岡山を收めて植林山御立山と稱すとせしより、五石三斗三升を減じ、嘉永年中町民植林せし蟹谷を收めて、寺石七斗壹升九合を減じ。安政五年。淨土寺村民の開田せし分を收めて、壹石壹斗六合を減じ、萬延元年、一本松の居民の拓地を收めて、三石貳斗を減じ即ち、參拾七石三斗九升壹合を納め、他の一部、岩本、長山、カクマ谷は、個人の所有に屬し、別に山手米を納めたりしに、次でカクマ谷をも收めしが、明治維新の際藩主カクマ、蟹谷を政府に奉還し、村岡山を開善寺に與へ、其他は町民に附せしを以て依然之を支配せり、斯くて明治十四年、山地改正ありしかば、高持町民の總代四拾參名の名義となし、租税は依舊高持町民にて納め四十一年に至りしに、町有となすの必要を感じ、數回の交渉を重ねて、遂に地主より全部を當町に寄附し、町は四十一年六月、「基本財産造林條例」を設定して、其筋の認可を受け、之を經營し、翌年、東宮殿下北陸行啓紀念事業の一として益々基礎を鞏固にせしなり。政府に奉還せしカクマ谷、蟹谷の國有林は、三十五年拂下を得て、學有林として經營を繼續し

暮見谷四百五十九町一畝二十四歩は、遠隔の不便と、町財政整理の爲、四十二年七月、暮見、寺尾、村岡に賣却しぬ。此地の住民は牛首加賀國江者にして漸次出作として移住し來り、遂に、一本松と、暮見谷の二大蟹谷に、約三十餘戸を構成せし故、萬延元年、勝山藩は、住民の請を容れ、其配下に編入し、奥山組と稱せしを、明治維新の際、芳野區に改め編したるなり。

下河原堤防 町の下川原は、原來、肥沃の地なりしに、天文五年、寛政八年、文政八年、嘉永五年等の大洪水の爲め流失して、眞に石礫の川原となりしものにて、其間、築堤幾回、破壊幾回を重ねしかば、明治の初年、畔川村^{猪野}下より、當町の西端まで築堤せしに、又、二十七年の大水に凌ひ去られ、翌年、縣費にて長十三町餘、上幅三間、高三間、下幅七間の大堤防を築造したり、然るに、又、其翌二十九年の大洪水に、畔川下切れ込みし故、其要所に上幅七間、高二間、腹付六間、長二百餘間の修繕工事を行ひ、漸く當町民の枕を高くする事を得るに至れり。序に、當町の用水關係を左に示さむ。

大字	田別	反	大用水	芳野用水	多田川用水	殘反別
元 嶽		五、五八	五、九三	一、五二		
勝 山		一、三〇	六、九二	一、三三	六、〇〇	三、六七
合 計		一、〇八	一、二九	二、八五	六、〇〇	三、六七

區劃
戸口

區劃。上元祿、下元祿、立石、郡、袋田、上後、中後、下後、長淵、富田、澤、芳野。
戸口、本年六月三十日現在如左、

大字	上元祿	下元祿	立石	郡	袋田	上後	中後	下後	長淵	富田	澤	芳野	合計
戸數	二六	二七	一〇九	一〇七	一八九	四三	七九	一六一	一九九	一四九	一四九	一九五	一六七六
人口	五九三	八四四	五九三	二七三	八四四	二〇九	一六三	一七〇	八五三	二五九	二〇九	二〇九	七四〇四
計	五九三	八四四	五九三	二七三	八四四	二〇九	一六三	一七〇	八五三	二五九	二〇九	二〇九	七四〇四

土地

土地 本年六月末調如次、

大字	地目	田地反別	畑地反別	宅地反別	山林反別	原野其他反別	合計反別
勝山		一五三、三五	四三、〇〇	六九七、六五	一三三、二四	九三五	一五三、三五
元祿		五三、四六、八〇	三、四三、三〇	六八、七〇、一〇	三、四〇、九〇	一五、八〇	一八〇、八八、九〇
計		五三、四六、八〇	三、四三、三〇	六八、七〇、一〇	三、四〇、九〇	一五、八〇	一八〇、八八、九〇

交通

交通 本郡北部の中心市街たる當町が、又、同地方の交通の中心たるは勿論にして、四通五達の便開けたり。

勝山道

勝山道(假定縣道) 西福井市に、南大野町に達する、當町交通運輸の大動脈たり。

乗合馬車は、毎三回午前六時、十一時、午後三時 西區小舟渡、轟、松河、福井の四區に分ち、賃金一區十二錢へ明治三十五年より、隨時南へ同四十年より往復す。

牛首道

牛首道(甲種郡道) 袋田にて、勝山道に岐れ、澤、芳野を経て、村岡村に出て其先端加賀境に達するものにて、北谷、牛首へ物資輸入の要路たり。

平泉寺村

平泉寺道(同上) 立石にて、勝山道より岐れ、平泉寺に達すべし。
加賀新保道(乙種郡道) 芳野にて、牛首道より岐れ、村岡村に出て、加賀境に達するものにて野向、新保へ物資供給の要路たり。

勝鹿道(乙種郡道) 上後淨園寺畔より、鶴島渡を越え、遅羽村に達し電氣鐵道の豫定線、及甲種郡道荒井道と交叉するものにて、將來最も有望なるものたり、故に、四十三年度の郡會にて、九頭龍川上に、架橋の議決せられ、縣會に於ても、下荒井、小舟渡の兩船橋よりも、重要視すれば、長虹の龍江の波に伏すも遠からざるべし。

沿革
袋田村

沿革 中古は、「和名抄」に見えたる毛屋郷の一部なりしが全部誌、戦國時代頃より此地方を北袋と呼び、此町も袋田と稱せし農村にて、天正年間の兵亂には、人馬馳せ違ひ、劍戟相摩するの巷とは化したりけむ、古記上其所見少からず、今も袋田の大字あるは、村名の名残りなるべし。

〔天文八年平泉寺賢聖院々領目録〕 一貫三百文袋田村之内カリ屋敷一銀管挺袋田村ヨリ出之

〔朝倉始末記〕(天正二年一揆平泉寺攻)志比ノ庄一揆未明ニ前編ケシテ一忠節セバヤト思ヒ袋田口ヘソ進ケル然所ニ即寺衆ニ三百人打出テ弱々ト應答ケレバ一揆共誠ニ弱シト心得攻懸ル所ヲ寺内ヨリ二千騎計切テ出レハ始ニ不似一堪モ不堪破落々々ト引退ク寺門衆是ヲ見ルヨリモ餘スナ者共進スナ者共トテ衆徒悉打出追懸々々討捕ケリ爰ニ加賀勢ト見ヘテ五千餘騎計ニテ十四五町計後陣ニ控エタル程定メテ一合戦シテ即時ニ追返スラント諸勢頼數思フ所ニ左ハナクシテ此勢モ早崩レテソ退ケル其時本覺寺ハ袋田口ニ僅ニ二百騎計ニテ控ケルガ味方悉ク崩ルヲ見テ切テ出テ一合戦セバヤト思ケルガ敵殊ノ外成猛勢也惣ニ攻懸ナバ悉討ルベシ蒐モ引モ折ニコソヨレ我等ガ手ノ者共ハ少モ働クベカラズ敵若寄來ハ一戦シテ討死スベシト下知シテ録ヲ捕テ待懸ル所ニ寺衆何トカ思ヒケン北島勢ヲ中ニ置置方ヘ立分レテ追討ニスル程二千五百人計討取其外ハ瀧波川ヘ陥テ死シ或ハ友具足ニ貫レテ亡ル者其數ヲ不知ケリ其時ニ若林長門守敵四百騎ニ返合セ眞壽ニ戰テ分取高名シ手ノ者ニ三十討セケル處ニ北島勢横鎗ヲ入テ敵ヲ追拂靜々ト川ヲ越來リケレバ大將諸人ニ至ル迄北島ガ働拔郡也トソ感シケル斯テ大將杉浦ハ川際ニ控テ逃ル一揆ヲ賦付僧シ蓬シ返セ辰セ己等ハ何國迄逃ルソトテ悉ク打伏ツ、當座ニ成敗セラレケル故皆々停リ集リ居ケル如此ナラズバ皆己々ガ在所迄逃去メシトソ見ヘニケル其後ハ重テ寺門ヲ可責手立モナクシテ北袋ノ一揆ノ大將島田將監云々〔平泉寺由來記〕南袋北袋志比庄七山家七民等雲霧ノ如ク群集シテ云々式部大輔景鏡モ早袋田村室屋五郎右衛門ト云フ士民ノ爲ニ討レタリ

勝山の稱

〔七國誌〕 大野北袋袋田村室屋ト云フ農民上リ寄り草薙鎌ニテ首ヲ掻キ落シ云々

勝山の稱は、天正二年、一向一揆、村岡山に城塞を構へて、平泉寺を滅亡せしを歡びて、彼山を勝山と名けしを始めとし、同八年柴田勝安其城塞を此地に移すと共に、(村岡の方は吉山と改め)此地を勝山と改稱せしなりとぞ、されど袋田城の名も尙存したるが如し勝山城址の項参照

天正三年、織田信長、當國の一向一揆を掃蕩し、其八郡を柴田勝家に與ふるや、勝家は、其族義宣をして此地方を知らしめ。義宣同五年谷村に陣歿するや、其養子勝安襲て之を領し、同八年、此地に築城して三萬餘石を領知し、同十一年、戦死の時に至れり。柴田氏滅び、一時成田氏に領せられ勝山城址の項参照次で、長谷川秀一、青木一矩等之を兼ね知りしものゝ如し。

〔勝山領主大略〕 長谷川侍從秀一公 始大野之城主後東郡 移字藤五郎勝山兼領 青木一矩公北之莊城主勝山兼領

慶長六年、松平秀康越前を領するや、此地に鎮を置き、其臣林長門に居らしむ、同十七年林放たれし後は、福井侯の直轄たりしが、寛永元年より、忠直の弟直基三萬石を食みて茲に居り、同十二年より、其弟直良の知る所となり、正保元年、直良の大野に移るや、再び福井侯の預る所となりぬ。

〔越前史略〕 寛永二十年夏四月 謙云正保元年三月直良公を大野城に移す其勝山かば公(忠直)に托す

松平氏の領となり鎮を置く

〔舊記〕慶長五年より元和九年まで管せし福井侯の寄合衆は林長門水戸三七矢村傳右衛門にして其中水戸三七の時には租米を福井まで運ばせ領民苦しむたりとぞ

正保元年より貞享三年までは福井藩より郡奉行を派遣せり

恩田喜右衛門 自正保元年 長村興左衛門 自慶安元年

大熊勘左衛門 自承應三年 自明暦 小木甚兵衛 元年

玉木三之丞 自延寶元年 鈴木宇左衛門 自延寶三年

一時公料となる

貞享三年、福井侯厭封され半知となるや、幕府の公料に歸し、代官都築長左衛門、松田又兵衛、平岡吉左衛門之を管せり。

〔續片断記〕貞享三年閏三月六日綱昌公就御病死御拜知被召上候段被仰新知二十萬石上り知二十二萬石餘（内一萬五百五十五石九斗五升八合大野郡）代官都築…松田…殿參着陣屋勝山に極る

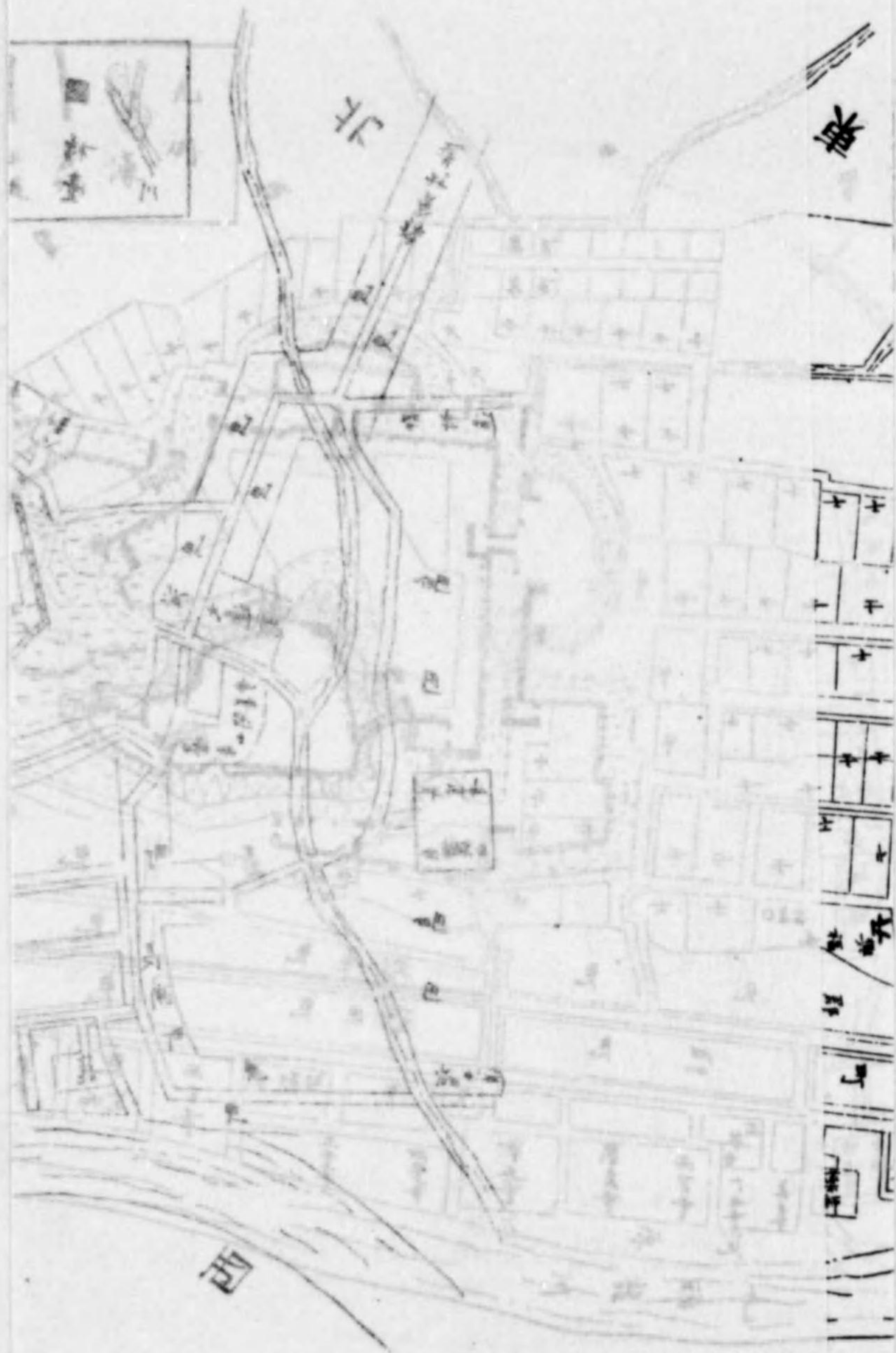
〔越藩史略〕按、國初林長門勝山に居り其後大和公直基但馬公直真相繼て之に封ぜらる忠昌公光通公以來假に之を治め瓦門番を遣して之に居らしむ、而して今代官來り居り其後小笠原公此に封せられ長門以來代官等居る所の宅を以て其老臣福井某に賜ひしが近比福井秩を没せられ侯命じて其宅を毀たしむ余嘗て之を土人に聞く其宅安麗言ふ可らず之を毀つに及びて備丁等流涕せざる者なしと記して以て好古の人の爲にすと云

〔勝山領主略記〕御三代官と申て福井様御半知後勝山領御支配被成候尤御屋敷御三方共に有之

元祿四年七月、小笠原貞信美濃高須より、移封し來り、二萬二千七百七十七石を領して、子孫代々相傳へ、以下維新廢藩の時に至りぬ。

小笠原氏入封

勝山舊城地下地圖





○小笠原氏代々

貞信——(信秀)信辰——信成——信胤

信房——長教——長貴——長守——長育——勁一現子

小笠原の
起源、徽
章

○小笠原氏の起源と徽章 其祖長清は、有名なる源義光の玄孫にして、甲斐國小笠原の館に生れしより、高倉天皇に上奏して氏とせるなりと同家の〔舊記〕に見ゆ。

〔菱貫紀聞〕 今甲斐國巨摩郡ニ逸見筋ト四郡筋トノ兩處ニ小笠原村有之逸見筋ノニハ小笠原村小笠原山長清寺アリ、

〔地名辭書〕 (北巨摩郡)今小笠原村と云ふ……此は古の鹽坂の御牧の中にて〔六帖〕に小笠原倍見の御牧(の放駒いと、あれます)と云ふ……〔東鑑〕に建久元年小笠原三牧改革行人云々とあり其頃は猶名牧場とす……小笠原氏の舊跡は此にはあらず

〔詞花集〕 萌出る草葉のみかばなかさ原駒のけしきも春めきにけり

四郡筋ノニハ小笠原村ニ柿平トテ館ノ跡アリテ今御所ノ庭ト云(名勝志)に見ゆ

〔地名辭書〕 中巨摩郡小笠原今桃園山寺と併せ明德村と改む

〔甲州風土記〕 ニ云ヘリイツレニヤ分リカマシ(御舊記)ニ長基讓長秀證狀ニ小笠原庄……ト云コトアレバ元ハ庄名ナリシ也村ノ名ニナリシハ後ノコトナルベシ

長清の後、二 代長經、三 代長忠、四 代長政、五 代長氏、六 代宗長、七 代中興祖貞宗、八 代政長、九 代長基、十 代長秀、十一 代政康、十二 代宗康、十三 代光康、十四 代家長、十五 代定基、十六 代貞忠、十七 代信貴、十八 代信嶺、十九 代信之、二十 代政信、二十一 代貞信と相傳へしものにて、長經は伊奈、長政以下四代は松尾、政長以下四代は井川、宗康以下七代は松尾、政信は本庄にて生れしに徴し、其所領をも推知

するに足らむ(蒲輪譜)参照



徽章三階菱は、其起源に關して傳説一ならず、
 (御舊記) 加々美信濃守遠光朝臣(長清)承安元年高倉院妖光ノ御願ニ付紫宸殿ニテ鳴弦ヲ行ハセラル、處速ニ御平癒ノ賞トシテ弘法大師一刀三禮ノ不動尊井王ノ字ヲ以テ永ク家紋ト爲スベキ院宣ヲ被下依之御尊像ヲハ甲州巨摩郡川内ノ南岳ニ安置シ三守皇山大聖明寺(今ハ日市場村ニス)ノ勅額ヲ賜フ王ノ字ハ連書ヲ加ヘテ家紋トス今松皮是也
 (大日本史) 貞宗後醍醐帝賜書爲本朝武人之師表叙正三位以王字銘旗後改爲菱家譜
 種 八 札 蒲 萬
 (菱實紀聞) 兄弟ノ別ナニ菱ヲ色々ノ形ニ替テ用ヒシナルヘシ夫ヲ文飾シテ王ノ字ト記セシナランカ(康正ノ比呂山)且菱ヲ用ヒシコトハ賴義誕生ノ節參ラセラレシ源太ノ着衣ト云シ體ノ革摺等ノ金具ニ菱ヲ付テアリシヲ武田家ニ相傳セシカバ其菱ヲ印ニ付シナルベシ
 (新井白石ノ説) 三階菱ト云モ中尉ヲ黒クセシニヤ
 (家紋の由來) 三階菱は甲斐源氏小笠原長清流の紋章なり(小笠原の家譜)に傳ふるには後醍醐天皇の御時に信濃守貞宗弓馬の譽を以て四位昇殿を聽され弓馬の秘術を天皇に教へ奉りて寵感をかうふり小笠原は日本武士の規模たるべき由の宸翰をも賜はり三位に叙せられけり又王の字を以て家の紋と定あらるべし

と勅ありければ草書の王の字を象りて紋章とす三階菱の下の大きなはこの故なりと云ふ

(按)するに、三階菱は小笠原の祖長清このかたの家紋なるべし、貞宗以前に族人これを用ひたり、(寛永系圖傳)には、寛仁四年に、賴義初めて松皮菱を用ひたりとも載せて、小笠原家の傳も矛盾したれば、是るに足らず、この紋は、四割菱の三をとりてこれを重ねたる形にて宗家と別を立つるにいてたるものなり。

〔諸家紋起抄〕小笠原は菱を三枚重ねて付る也… 暑中に至り汗強くいつる節は紋の上給きへたる故見苦敷をいとひ(紋の重れし) 〆〆如此に付られたり… 線を除) 替紋五七桐に關しても亦傳説一ならず。

〔菱實紀聞〕 初不詳又云貞宗ノトキ… 後醍醐帝ヨリ勅許アリシナラン

〔安齋隨筆〕 義家隨父賴義奥州征伐の後爲襄美從後冷泉院此御紋免許云々

〔家紋の由來〕 … 小笠原等の諸家にて五三の桐を紋章とするはさきに室町將軍足利氏の賜はりたる五七の桐を略したる

なり(福井侯の五三桐を用ひられしも足利氏より結城氏受けしを襲用せしなり)

〔足利尊氏に… 帝より後醍醐 菊桐の御紋を賜ひたれば室町將軍家は世々これを紋章とし桐の紋章をば一族家臣に賜ひ參觀の大

小名に賜ひたれば皆これを用ふる事となりぬ)

貞信
初代貞信 幼名伊勢松、實は濃州多良高木權右衛門貞勝の男にして、濃州に生る。政信に養はれ、其妹に配す、寛永十七庚辰年八月、家を繼ぎ、從五位下土佐守に叙任し、下總國關宿城の邑二萬七千七百七十七石を領す、翌月美濃國高須に被移、同十九年、幕府林道春に命じて所謂「寛永諸家譜」を撰ばしめ、大橋長左衛門に清書せしむるとて、諸家の系譜を徵せしかば、九月家

系舊記を呈出せしに、小笠原家總領職たる旨の命を受く、元祿四辛未年七月、亦も我勝山に移封し、八月十八日、初て入城す、蓋し此年五月、美濃に大水あり、故に此恩命に接せしなり、同十五壬午年七月致仕、髪を削り一玄と稱す、嫡孫信辰家を繼ぐ、正徳四甲午年六月十七日病卒す、享年八十四、眞光院殿鐵梁一玄大居士と諡し、江戸淺草海禪寺に葬る。勝山開善寺にも石を建つ

長信

二代信辰 幼名大學、勝山城に生る、祖父貞信、其長子清信多病なるを以て、父信秀貞信の二男を繼嗣とせしに祖父に先ちて卒せし故、元祿十五壬午年嫡孫を以て封を襲ぎ、從五位下駿河守に叙任す、寶永五年六月、幕府より

美濃高須へ所替之湖居所に成候依之如先規城主に被仰付速に城地取立可申

旨の命を受く、同七年三月、勅使饗應代を命ぜらる、享保六辛丑年四月致仕し、同十一丙午年削髮河内入道と稱せしが、同二十一丙辰年四月元文二月二十八日病て卒す、壽五十四美實紀開五十三勝山開善寺に葬り、法專院殿一祐愚入大居士と諡す

信成

三代信成 幼名彈正、實は酒井因幡守の二男美實紀開には八男にして、信辰に養はれ、其女に配す、享保六辛丑年四月襲封、從五位下能登守に叙任し、同十五庚戌年七月十四日病卒す、年僅に二十七美實紀開廿六承徳院殿仁叟量寬大居士と諡し、淺草海禪寺に葬る。

信胤

四代信胤 幼名源十郎、實は、木多伊豫守忠統の二男にして、信成に養はれ、享保十五庚辰年九月襲封、從五位左衛門佐に叙任、延享二乙丑年六月二十九日病卒、年三十一、龍臺院殿賢巖義哲大居士と諡し、淺草海禪寺に葬る。

信房

五代信房 幼名源彌、二代信辰の二男にして、勝山に生る、信胤卒して嗣なし、即ち家を繼ぎ從五位下飛驒守に叙任す、安永九庚子年十一月致仕、寛政六甲寅年正月二七日病卒す、壽六十二、清巖院殿潔山玄皎大居士と諡し、勝山開善寺に葬る。

長教

六代長教 幼名伊勢松、勝山に生る、安永九庚子年十一月、父信房の封を襲ぎ、從五位下相摸守たり、寛政十一乙未年三月十日病卒、年四十、長教院殿一惠愚伯大居士と諡し、淺草海禪寺に寛る。

長貴

七代長貴 幼名土用犬丸、江邸に生れ、寛政十一乙酉父長教の遺封を襲ぎ從五位下相摸守たり文化十三丙午年、奏者番を命ぜられ、文政十二己卯年六月若年小老寄に榮轉、天保十一庚子年二月二十九日病卒、年四十九美實紀開四十八瑞龍院殿春澤宗仁大居士と諡し、淺草海禪寺に葬る。

長守

八代長守 幼名土用犬丸、江邸に生れ、天保十一庚子年五月、父長貴の遺封を襲ぎ、後五位下左衛門佐に叙任す、弘化四丁未年、關東筋川々修補に付き献金を命ぜらる、嘉永三年、早く警

備の必要を覺り野砲を鑄造す^{〔其の底〕}越えて三年米使渡來せり、文久二年三月、從來の長沼流を改め兵制を蘭式に則る。此年六月より、翌年六月迄、米使の宿所^{〔麻布善福寺〕}を警固し、慶應元乙丑年十二月には、京都嵯峨太秦邊を警衛し、翌二年六月、京師守衛を命ぜられ、十月西洞院、四條、西四辻、澤の四卿を護衛同二十九日參内天杯を拜受す、同三年兵制を英制に改め、竹田街道を警め翌春鳥羽伏見戰爭の際には大和の間峠に兵一小隊を出しぬ、明治元年九月、京師九門内巡邏を勤め十一月敦賀を警衛し、且彈藥貳萬發を致して東北の征戰を助く、同二年六月二十三日勝山藩知事に任ぜられ、同十月、東京幸橋御門を警衛し翌年東京府に轉籍、同四年、藩知事を免ぜらる。

同六年五月致仕、後從四位に陞叙同二十四年七月二十四日病卒、壽五十八、心源院と諡す。

〔越前人物志〕長守公、字伯高、化堂と號す九龍古養百忘皆其別號なり……其性酒々磊々世事を省せず、常に風月を樂み、詩を賦し俳句を詠じて以て其心情を寄す、又書畫を善くし書は殊に楷書、畫は墨竹に妙を得、幼より天宮音律に聽にして、碧石絳竹、一として自ら成さざるはなし、老て益々風流に遊び、小野湖山、岡本黄石、巖谷一六、日下部鳴鶴等諸老輩の間に往來し、都下文人詞客の筵會に列せざるはなし、壯年より酒を愛して飲量較進み、徹宵豪飲するも翌日宿醒の何たるを知らず端然正座平素の如しと云、晩年胃を病み胃腸の爲めに遂に逝す。最も詩作を好み、自寫せし詩稿數百卷に至る、則ち藏して家に在り。

〔百忘隱者記〕

丹山 丁野 遠影。

〔前略〕百忘隱者。故勝山藩侯也。提封數萬石。治民有善政。君忘其恩。民亦忘有惠。邦内有擊攘之風。而君則托詩賦而忘其勢。樂聲音忘其利。娛杯酒而忘其名。既而退休。卜居於墨水東頭。二年間二權回祿之災。變起倉卒。器物萬然。隱者不膏自忘。天亦扶隱居。便善忘也。亡友松田雪柯。嘗以教導職遊于越。時君藩知事。雪柯投刺請謁。侍者延之於一堂。良久而障開矣。君對案橫三弦而端座。未接語。歌聲忽起。如發金石。紆徐節奏極其妙。蓋俗所謂淨瑠璃院本者也。曲闌。侍者閉障如故。少頃侍者來傳曰。是寡君接初見之人禮也。再會宜款語也。雪柯茫然自失而去。傳爲奇談。今按。癸未十二月仲四日。餘邂逅於讀杜詩社。一見如舊。胸襟洒落。不設城府。如君者善忘而真隱者。可謂不負百忘隱者之名矣。餘杯酒之間問及雪柯之事。君咲曰。既忘矣。遂書以爲記。

〔小化堂詩鈔〕 題山水圖。

寺繞連半隔。鐘聲不復聞。林深殘日冷。夏淺晚花芬。澗聲鳴啼樹。橋危客踏雲。歸樵何處在。一笛遠含嚨。

秋夕不寐。

狂鴉誤月報天明。起檢銀鐘未五更。多病不眠秋夜永。新寒稍怕野衣輕。常甘老懶計常拙。偶破閒愁詩偶成。瘦盡芭蕉梧又落。只留疎影寂無聲。

頁喧坐睡。

雪乾連日暖如嘘。老癖貪眠懶讀書。背座南窓無一事。維周雜蝶未分初。

春曉雨寒。

柳暗紗窗更寒。粧樓人寂燭光殘。向誰細說深春恨。曉雨無聲酒玉闌。

拜觀禁苑花護賤。

風拂萬梢寒景幽。世間花草已全休。殿芳可識無雙品。獨侍九重塔裏秋。

下編 町村誌 勝山町

瘦骨同梅健。吟心共鶴閒。曉煙低濕艇。春水遠涵山。

〔長 育〕



長 育 の 背 像 と 眞 蹟

辛巳秋九月。兩國中村權新築。開筵之日賦以祝。

長 高樓臨水似仙竇。西是富峯東筑山。曙破秋江江一色。鶴聲連在雲雲間。

月 明宮殿下へ勤務仰付けられしが、同二十年十一月 殿下の東宮御宣下後間もなく、東宮侍従に任せられ、常に御左右に奉仕せらるゝ事となりぬ、前掲の寫眞は侍従の禮裝 爲人温厚篤實、初め晝を林雪蓬に後巖谷一六に學び、其蘊奥を極め、嘗て、英照皇太后陛下の御前揮毫の命を辱う

して、御感に預り、御留筆となられしと傳ふ、前掲のは勝山の別邸に來られし際、物せられしものにて、齋の岡とは、萬城鴻を云ふ、之は實に當町にての經筆。 同二十八年一月九日病卒、年三十五、王倫院と諡す。

〔千代田歌集〕 心 やふれ衣きつのみさる人とたちてはらぬ心もたげや

長 育

九代勤一 明治二十八年三月十四日、(父長育の歿後)子爵家を續ぎ、同三十九年二月十一日、從五位に叙せらる、同四十三年七月、早稻田大學政治科の業を卒ふ。

藩治時代の町治

藩治時代には、現今の上下元祿小笠原氏入封の際、邸宅を成せしは、單に家中と稱し、町方も、郡、袋田、後の三町に過ぎずして、藩には、家老、用人、武頭、奉行、元方、目付、納戸、近習、寄合、徒士等の諸役あり、藩廳を會所と稱し、係り役人は、毎月交番出務し、町方は、一町毎に町年寄、庄屋を置けり。

明治の初年、藩制を改革し、舊の會所を公政館と稱し、國政頭取藩政總裁、文武頭取、側向取締藩主の近侍、

先鋒職先手組を支配し、武器の出納、築城等を主とする。 監察正邪事實の調査、檢舉、總奉行牧民、納戸役幣を管す等を置きしが、同

二年、民政局を置き、藩知事の下に、大小參事、民政、監察、會計各局の承事、監正等を設けしは、各藩に同じく、同四年、勝山縣を置かれし際には、舊藩領地を五區に分ち、每區に戸長を置き、在來の年寄、大庄屋を之に充てたり。

同五年、足羽縣創設以來、十一年まで、本郡の北部を管する區會所後區を、當町に置かれ、大
 小區の頃、其大區は、第五十八第三十、第十七、第二十六と順次改稱せられ、小區も數次分合せら
 れしが、明治十七年八月、全町を管する戸長に、小笠原立也官選せられ、同二十二年に、町村制實
 施せられ一町となりぬ。其間、如何に當町が發展せしかを、左の二表に據りて證する事とせむ。

町長氏名	區畫の變遷と戸口増加	小笠原氏		家		郡		袋田		田		後町	
		入封當時	區劃藩治中	中	立	石	袋	門	福	富	安	上	下
現	維新の際	上元	下元	上元	下元	上元	下元	上元	下元	上元	下元	上元	下元
戸年	寶曆	延享	天明	寛政	享和	文化	文政	天保	同	安政	明治	同	同
口數	九三	八三	二〇〇	九三	二〇〇	二〇八	二二二	二二九	二〇八	二二五	一五〇	一七〇	一七〇
増人口	四三	四六	四六	四七	四〇	四〇	五〇	五〇	四三	四三	六八	七〇	七三
加内	男	三六	三六	三〇〇	四〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇
	女	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇

町村制實施後の町長氏名は如次、
 小笠原立也
 近藤欣平

自同 三十六年五月 齋藤治兵衛
 自同 同 年六月 事務管掌
 自同 同 年十月 (記) 加藤友藏
 自同 同 年五月 齋藤治兵衛 (在職中病歿)
 大野區裁判所勝山出張所 當町下元祿に在り、専ら登記事務を取扱ふ。書記一名、明治二十二年十一月五日の創設に係り、其建物は、舊藩士の邸宅を、同二十二年五月二十三日、近藤欣平外拾名の献納せしものにて、四年一ヶ年間の登記件數二八八〇、建物一八七二、土地二六九二、税額五一六三圓を算す。

名古屋專賣支局勝山出張所 字立石區地籍にあり、其敷地面積一町〇二畝六歩にして、其總建坪數七八八坪、三五五あり、專賣局書記八名、專賣局技手一名、專賣局雇七名、巡視三名在職し、給仕一名、小使二名、常備人夫三名を便役す、葉煙草專賣法は、



所出張勝山出張所



專賣局金澤製造所勝山支所

下編 町村誌 勝山町

專賣局金澤製造所勝山支所 字上元祿區地籍内にあり、其敷地面積五反九畝十五歩にして、其總建坪數三百八十八坪餘あり、專賣局書記三名、專賣局技手四名、專賣工師一名、專賣局雇四名、巡視三名在職し、給仕一名、小使二名、常備人夫三名、職工男二十二名、女十九名を使役す、販賣區域は福井縣（敦賀郡及若狹を除く）石川縣能美郡白峯村大字白峯にして、元賣捌人は、福井市に中央合名會社、坂井郡三國町に北部合名會社、同郡金津町に同支店、大野郡勝山町に東部合名會社、同郡大野町に同支店、南條郡武生町に天谷庄八、丹生郡四ヶ浦に同支店、今立郡鯖江町に岡郷與四郎、同郡粟田部に同支店あり、小賣人員は、福井市一一九人、足羽郡七九人、吉田郡九三人、丹生郡一六三人、坂井郡二七九人、

申請	耕作個所數		株數	耕作個所數	
	人	員		人	員
一七六町歩	六六	三〇四人	一七五町歩	六六	三〇四人
當一反歩	收穫見込量目	同一反歩當上	共六〇七本	一七五町歩	一一反六畝九歩
四三九八本	一六六畝 一六〇畝	七三〇畝	坪苗數	二歩	共六〇七本

收納は毎年秋季より翌年早春までの間に三回或は四回に分ちて之を爲す其一時に收納すべき量目耕作の多少により豫めこれを定めらる而して耕作者は其豫告の收納日までに夫々收納すべき量目を整理し五六貫目づゝを一括にして之を一行李づゝとなし以て運搬す收納所に於ては其耕作者の先着順番號により順次品質等級の鑑定と量目調査とをなして現金と引換らるる今四十一年度の收納量目を示せば左の如し

量	目	一 反 歩 當 量 目	賠 償 金	一 貫 目 賠 償 金
一二七〇〇五〇〇畝		七八四〇〇畝	九四八四一五三〇圓	七四七圓

明治三十一年一月收納法實施以來同三十八年四月煙草製造官營たるまで七ヶ年間は業煙草の收納こそ官營なれ其製造業に於ては猶民業なりしを以て當時耕作者より直接製造人へ密賣せし如き犯罪者も間々檢舉せられたりこれ當時は犯罪するに比較的容易なりしに因るべし然るに煙草製造官營なりし以來既に五ヶ年を経犯罪するに最早殆ど餘地なき今日に於て猶犯罪者の檢舉さるゝと云ふに至りては愈以て社會教育の必要なき能ざるなり今四十一年内の犯罪數を示せば左の如し

件數 八〇 罰金追徴金計 一二五九圓九〇錢

南條郡二九人、今立郡一一九人、大野郡一六八人、白峯村七人。

當支所は、明治三十七年三月、法律第十四號煙草專賣法に依り、煙草製造官營の件發布
(巻煙草ハ三十七年七月製造開始)、同三十八年二月一日より勝山煙草製造所開廳、同三十九年十一月
(刻煙草ハ三十八年四月)、同三十九年十二月一日より金澤煙草製造所の
 管理に屬して、勝山分工場となり、同四十三年三月十九日、勅令第二十八號專賣局官制改正の
 結果、同年四月一日より專賣局金澤製造所勝山支所と改稱す。

附四十一年十月一日より、勝山支所々屬、福井專賣官吏派出所を福井に開所し、賣渡及舊送煙
 草出納を取扱ふ。

創立以來の所長交迭氏名左の如し。

所長氏名

自勝山煙草製造所開廳	至明治三十九年十一月一日	專賣局事務官補 藤原介熊
自明治三十九年十二月一日	至同四十年五月一日	勝山分工場主幹トシテ 專賣局事務官補 森田外與吉
自同四十年六月十五日	至同四十年七月十五日	同心得專賣局技手 細野茂七
自同四十年七月十六日		同主幹專賣局書記 大島文世

(但し同年十月一日より分工場長と改稱、四十二年四月一日より勝山支所長と改稱)

元賣別入賣渡高は如左。

販賣區域	年度別	福壽草	白梅草	月あやめ	ほぎ	なてし	楓	計	代金
福井縣一圓、九月十五日マテハ敦賀郡若狭ヲ除ク	三十八年	六	六	三三	一八〇九	—	六七	二八三六	一七千九百三
福井縣一圓、七月十五日ヨリ敦賀郡若狭ヲ除ク	三十九年	四	二七	二六八	四九九	一八三	四四	四九三六	三六千九百〇
福井縣ノ内敦賀郡及若狭ヲ除ク	四十年	六	一一三	六三	二二四	二二二	—	三三四九	一八千九百九
同	四十一年	三	一八	六〇	一九〇	二八二	—	四一七三	二六千〇〇〇
外巻煙草	四十二年	—	—	—	—	—	—	九五九九〇	一三二

備考

- 一、卅九年度に於て賣渡數量多かりしは七月十五日まで敦賀郡及若狭一圓へ賣渡したると年度末に多額の賣渡を爲したるに因る
 - 二、逐次賣渡數量の増加したるは民製煙草の漸次減少するに従ひ需用を増したるに因る
 - 三、四十一年度に於ける刻の賣行數量は民製品全滅の時期に際したるを以て爾後は大なる異動なき見込なり。
- 其回送拂出高は如左。

回送先	年次	
	三十八年度	三十九年度
東 京	五二〇〇	五二〇〇
大 阪	四〇〇〇	四〇〇〇
金 澤	二〇〇〇	二〇〇〇
富 山	二〇〇〇	二〇〇〇
彦 根	二〇〇〇	二〇〇〇
京 都	二〇〇〇	二〇〇〇
下 關	二〇〇〇	二〇〇〇
鶴 來	二〇〇〇	二〇〇〇
計	四六六八	四六六八
あやめ	二五五〇	二五五〇
はぎ	二一〇〇	二一〇〇
なてし	一〇〇〇	一〇〇〇
こ	一〇〇〇	一〇〇〇
み	一〇〇〇	一〇〇〇
計	三三三〇	三三三〇
あやめ	一八〇〇	一八〇〇
はぎ	一三〇〇	一三〇〇
なてし	六〇〇	六〇〇
こ	六〇〇	六〇〇
み	六〇〇	六〇〇
計	四二〇〇	四二〇〇
あやめ	二〇〇〇	二〇〇〇
はぎ	一五〇〇	一五〇〇
なてし	一〇〇〇	一〇〇〇
こ	一〇〇〇	一〇〇〇
み	一〇〇〇	一〇〇〇
計	三六〇〇	三六〇〇
あやめ	二〇〇〇	二〇〇〇
はぎ	一五〇〇	一五〇〇
なてし	一〇〇〇	一〇〇〇
こ	一〇〇〇	一〇〇〇
み	一〇〇〇	一〇〇〇
計	三六〇〇	三六〇〇
あやめ	二〇〇〇	二〇〇〇
はぎ	一五〇〇	一五〇〇
なてし	一〇〇〇	一〇〇〇
こ	一〇〇〇	一〇〇〇
み	一〇〇〇	一〇〇〇
計	三六〇〇	三六〇〇

其三十八年開應以來四十二年度までの製造量目左の如し。

種 類	年 度 別				
	三十八年度	三十九年度	四十年年度	四十一年度	四十二年年度
あ や め	一五〇〇〇	六八五九一	五七六二九	五八一一八	二〇〇〇〇
は ぎ	七二四四二	一〇三五六	一九三四一	一八四六九	一八〇〇〇
な て し	一四二二八	一八七〇	七六九七〇	七七五八七	七五〇〇〇
こ	一〇〇五七〇	八〇八一七	七六九七〇	七七五八七	七五〇〇〇
み	一〇〇五七〇	八〇八一七	七六九七〇	七七五八七	七五〇〇〇
計	一〇〇五七〇	八〇八一七	七六九七〇	七七五八七	七五〇〇〇

原料は勝山葉（越前大野郡産）を六分以上配合し其他の四分は水戸葉（常陸）遠州葉（遠江）を重に使用し他は本草、熊本、備後、大阪、鶴來等の産葉を使用し、先收納所より葉煙草を受け其用途を鑑別して葉組となし之を場外工場に命じて裁刻せしむ、而して袋詰及其他の整理は之を場内に於てなす、其年額葉煙草十二萬貫にして製品は七萬五千貫とす。

（一、葉組作業）此作業は煙草製造最初の作業にして煙草の品位を定むる作業なり、即ち成品のあやめ、はぎ、なてし等の各品位は皆こゝにて定まるものなれば極肝要なる作業の一とす、其方法は種々雑多の葉煙草を其品位に従て區分し五段或は六段に配合し、刻上一貫目に要する丈を秤り分けこれを一括して一草となす。

（二、葉捲作業）是第二の作業にして先づ煙草に附着せる土砂を掃除し、葉組一草を百三四十に區分し中骨を抜き取りて葉組階段順に重ね葉煙草と稱する幅一寸三分長さ一尺一寸位の板にて四つに巻きて葉巻一枚を仕上げ十三四枚を一括して一斤とし十斤を以て一草の仕上げを終るなり、此作業は一見簡易なるが如しと雖も種々の葉煙草を配合せるもの即ち或は黄色なるもの、黒褐に傾きたるもの或は醗酵不十分にして緑色を呈するもの等を葉巻するものなるを以て若し無意識に葉巻せば刻上後疵を生じ其外觀の美を損ずるを以て成る可く色澤を均一ならしむ様巻上げざるべからず、斯く甚だ綿密にして且左程勞力を要せざる作業故婦人に最適當す、故に當所にては婦人を使用す、其熟練せるものに至りては一日三草以上を仕上げらる者あり。

（三、裁刻作業）巻葉を裁刻機械を以て一般の需用に適する刻に仕上げたる作業にして製品最後の作業なり、其方法は巻葉を適當に壓搾せるものを曬盤の上に置き箱口を押し置きて運動を始むる時は曬盤の露出と共に巻葉は小口より徐々に逸出す、是を一定の調子に落下せる庖刃にて裁刻するなり、此作業は甚だ技術を要する一分業にして若し此作業に於て失敗せば葉組以上の如何に其成績に進行せる作業と雖も其刻上の品位は著しく降下するものなり、而して此作業は裁刻中も次面に使用すべき庖刃を研磨し或は裁刻品の手入をなす等一草を仕上げたる間に五十度以上繰り返さるべからず、かく相當の技術と勞力と

を要する作業なるを以て職工も壯年にして然も強壯なるを使用す、其工程一人一日五草を普通とす。

(四、袋貼作業)以上は製造の主作業なるが是以下は従作業にして主として體裁と保存とを旨とす袋貼は刻上を詰むる袋を詰むる作業にして、五匁、二十匁、四十匁の三種なり、此作業は熟練のみに依るものにして敢て技術、勢力を要せざれば十三四歳の男女を使用す其工程一人一日、四十匁、十匁にて千五六百個、五匁にて、二千四五百個以上とす。

(五、袋詰作業)刻上品ヲ四十匁、二十匁、五匁に秤り分け夫々袋に詰め込む作業にして、四人を以て一組とせる合同作業なり、先づ刻上品を適當に秤分し一々解符して、袋に詰め其折目通りに口折するまでの作業なり、其工程一組一日四十匁、にて九十草内外とす。

(六、装置作業)是最後の作業にして袋詰を終へたる物を口貼し封紙を貼付して本箱に詰め上ぐる作業なり、其工程一人一日四十匁、口貼四千個封紙貼七千五百個位とす。

場外工場は目下三工場あり作業を擔當せしむる制度にして三人の擔當人は當る而して各擔當人は相互に成品の良好なる物を得心とし競争的に熱心作業を奮勵し居れり。作業動力一ヶ所は蒸汽力を、他の二ヶ所は電力を使用し職工数を季節に由り多少増減あれども三工場にて五百名内外あり。

勝山警察分署 下元祿五番地に在り、現今の署舎は、明治三十三年の新築に係り、其敷地は町民の寄附せし所なり、此分署の創設は、十四年三月七日福井縣設置時にして、一時立石の民家を借用し、十八年町民の寄附にて建造成り、十月二十二日、中後九十五號二番地に移りしに、二十九年の大火に類焼せし故、下元祿五番地現今松村との地の所有屋を借用し、越えて二年、今の署舎成りしなり、創設以來の分署長を擧ぐれば如左。

勝山警察分署

分署長氏名

自創設

警部補 奥田了之介 依頼免官

自明治二十一年十一月廿四日

同 加藤正 典晴江へ轉任

自同 二十四年四月十三日

同 内山元一 三方へ轉任

自同 二十六年二月廿七日

警部 山田盛厚 東郷へ轉任

自同 同年十一月十五日

自同 二十九年五月二十一日

自同 三十二年二月十六日

自同 三十四年三月二十二日

同

石野喜十郎

松岡へ轉任

同

鎌田平次郎

三方へ轉任

同

高柴貞詮

同 轉任

同

小磯久

松岡へ轉任

下編 町誌 勝山町



勝山警察分署

自明治三十四年八月三十一日	警部	吉田 陳美	東郷(轉任)
自同 三十六年 一月 四日	同	田邊 捨作	充員召集戰死
自同 三十七年 九月 五日	(心得) 巡查部長	佐野内 綱太郎	栗田部(轉任)
自同 同 年 十月 十八日	警部	狹場順一郎	東郷(轉任)
自同 四十年 十二月 一日	同	羽田 孝童	三方(轉任)
自同 四十一年 七月 十三日	同	大竹 練治	敦賀(轉任)
自同 同 年 十一月 十八日	同	山崎 丈五郎	三方(轉任)
自同 四十三年 十二月 十六日	同	河邊 克己	高濱(轉任)
自同 四十四年 四月 八日	同	西 文次郎	

署長の他に、明治十九年十二月二十五日以来、巡查部長二十四年以前は監督補をも置かれ、町内は勿論、猪野瀬、平泉寺、村岡、北谷、野向、荒土、北郷、鹿谷、遅羽の九ヶ村に在る、十二ヶの巡查駐在所を管せり。

福井縣輸出組織物検査所勝山支所 下元祿に在り、明治四十二年四月一日の指定に係れり。

産業

産 業 本郡北部九ヶ村約四万五千五百戸 約三萬人の中心市街にして、且、白山下の牛首二ヶ村の白峰新丸物資供給

工業

地たるのみならず、舊幕時代より、生絲、烟草の産地として世に聞えし地なるを以て、商工業の盛なると、進取的氣象に富めるとは、略もすれば大野町を凌ぐの觀ありて、全町千七八百戸の内、農業に従事する者は、約百八十戸に過ぎず。

工業 藩治時代に、經濟儒にして藩老たりし林毛川等が、其主要物産烟草と生絲との製造に腐心せし事は、既に全郡誌に詳悉せり、明治維新後、十ヶ年ばかりは、所謂過度の年代にして、小林平三郎、齋藤遊絲等が製絲改良の基礎を成し兩人の傳参照しに過ぎざりしか、同十一年頃より、三ノ丸製絲會社も確立し、其聲譽を海外を馳するに至り、同二十年以後は、所謂製絲全盛時代を現出して、三ノ丸の他に郡谷、久保、白木等の製絲場續出、其施設大に觀るべきものあると共に、烟草の製造も、亦一時の盛を極めしに、不幸二十九年には、大火災町家の全部を烏有に歸せしめて、幾多の製絲業に一大鐵槌を下し、其年三月、政府は法律第三十號を以て葉烟草法を發布し、烟草製造業者に一大打撃を與へて斯業の革新を強ひ 殆ど、當町民をして途方に暮れしめしも、漸次、羽二重製織の業發達し、今や其全盛を觀んとするものゝ如し、斯く、製織業の稍々有望ならむとするに、一方烟草製造は、三十八年、全然官營となり、其支所を置かれしも數年に止まり、不遠廢所せらると聞く、當町斯業の前途未だ容易ならずと云ふべし。

三の丸製絲場 當町製絲の盛時を知るもの、此製絲場に想ひ到らざるはなく、實に、一時當町の花たりしなり、今や、松井四右衛門一己の有に歸し、微々振はざるも概述せざるを得んや。

〔勝山三の丸製絲場沿革〕 明治五年足羽縣令シテ製絲工女傳習生ヲ募ルヤ小林、齋藤二人ハ松郷こと、地谷みつヲ諭示シテ之ニ應ジシメ工部省御雇佛人アリエーナニ就テ傳習セシム同六年業成リ歸ルヤ翌七年工場ヲ袋田字岸ノ下ニ創設シ二工女ヲシテ他ノ工場ヲ督セシメ、同八年群馬縣前橋ノ製絲家連水堅曹氏等ヲ訪ヒ次テ富岡官立製絲場ヲ視察シ揚長尾高五郎ニ就キ種々質疑スル所アリ歸郷直ニ匠工和田典平ニ製絲機械ヲ改造セシメ工女ニハ製絲技術ノ方法ヲ指導シ二人及松村三兄弟獻身的ニ各自ノ私財ヲ抛テ盡瘁シ漸クシテ十八名ノ人士ヲ得タレバ株數ヲ百株トシ一株金貳拾五圓ト定メ翌九年一工場ヲ萬城趾三の丸ニ創設シ機械二十四基ヲ据エ付ケ水車ヲ以テ運轉セシム之れ勝山三の丸製絲會社ノ濫觴ナリ斯クテ繼續スルコト五年當時使役スル工男女六十名技漸ク進ミ事業整ヒ製絲優秀ノ兆ヲ呈シ始メテ海外ニ輸出シテ大ニ聲價ヲ博シタルハ實ニ明治十一年ナリ翌十二年機械ヲ改造シ蒸汽機ヲ以テ水車ニ代ヘ社員益増加シテ三十二名ニ至リ資金ヲ二萬圓トシ製絲ノ量モ從來ニ倍從シ品位モ數等ノ善美ヲ加ヘ使役工男女百二十人ノ多キニ至レリ、同十四年資金ヲ増シテ三萬圓トシ(一株百圓)株數ヲ三百株ニ定メ海外ヘ直輸ス、十五年製絲額ノ増加スルヤ製絲之ヲ來佛ヘ直輸ス十九年汽機ヲ改造シ運轉機ヲ増加シテ煤原機計百基ニ至リ使役ノ男女工二百四十人ニ上レリ其當時ノ意ハ左ノ俚語ニ徴スルコトヲ得、

扱モ日出タヤ目出タウゴサル福井縣下ノ勝山ナレド、日本ニ名高キ製絲場デゴザル絲モ白フテ手イロモヨクテ、能モ捕フタ工女達ヨ、萬國一等ニ鳥渡ナル迄ハ、進メテ進メ皆進メ一ハ身ノ爲國ノ爲メ、愉快々々々々ヨ

二十一年齋藤遊絲社社長トシタリシモ翌年老軀ナルヲ以テ顧問トナシ松村山兵衛ヲ社長トシ爾後社運日々ニ進ミ縣下ノ製絲工場ヲ企畫スルモノ範ヲ本工場ニ採ラザルハナク會社成立以來内外國博覽會共進會等へ出品セシコト前後數十回ニ當リ優等賞ヲ受ケ同二十五年齋藤前社長ニ賞勳局ヨリ綠綬褒賞ヲ下賜セラレ經營者故小林平三郎ニハ奈良市開設關西府縣聯合共進

會ニ於テ農商務大臣ヨリ追賞セラル、等隆々タル盛運他ノ羨望スル所ナリシニ二十七年遂ニ他ニ譲リテ近藤欣平社長トナリ、二十九年マテ繼續セシガ不幸當町ノ大火災ニ遭遇シ會社ハ解散シ同年ヨリ現經營者單獨ニテ其後ヲ承ケタルナリ、今、斯業界の年産額を検するに、十萬圓以上の物は絹織物、之に乘んとするは製絲、壹萬圓以上は酒なりとす、次に、工産、品の數概を擧ぐる事とせむ。

蠶絲	生絲	二七〇石	屠二重	二四六石	織物	雜	製藍	三〇七石	竹製品	三六三石	油	三三〇石	菜種	二〇五石	花	二〇石
酒	九四九石	醬	四三石	酢	五石	雜	製藍	三〇七石	竹製品	三六三石	油	三三〇石	菜種	二〇五石	花	二〇石
織物	四三石	屠二重	二四六石	織物	五石	雜	製藍	三〇七石	竹製品	三六三石	油	三三〇石	菜種	二〇五石	花	二〇石

農業 之に従事するは、百八十四戸 兼 百五十七萬 千二百人 男 九〇五三〇 女 五〇七〇〇 にして、其年産額概數如次、

其他	一、九三五石	其他	一、九三五石
小麥	六九	春蠶繭	一〇五
其他	六九	夏蠶繭	二四六
牛乳	四二石	丸及角材	八〇〇石
柶材	八四、八〇〇石	搏板	一四、二〇〇石
粗朶柴	一、七三七石	鮎	四五〇石

林産物

五三九

水産雜魚

三八〇

一二七四

商業 維前新の活動史は、全郡誌の産業章に既に記せり、維新後も工産品の販路に伴ひ、亦活動したれど特記すべきものなし。

銀行と會社 銀行と會社に關する左表を以て、本條の記述を結び。

名	所	在	創	立	資	本	支
勝山銀行	下袋	田	明治二十七年十月	三拾萬圓		松岡村水ニ在	
大手銀行	袋	田	同三十二年三月	拾五萬圓			
福井縣東部煙草元賣 聯合會社	下袋	田	同四十一年四月	壹萬壹千圓		大野町四登地ニ在	

教育 成器堂に創る

教育 當町の斯界は、秦魯齋の成器堂に創まると謂ふべし、之は既に全部誌教育章に詳述せり、其細規は公行の成書に詳し。

〔大日本教育史料〕 士民教育之原始 勝山ノ醫師秦履信稱魯齋ナルモノ嘗テ文教ノ振ハザルヲ慨シテ學校建設ノ企圖アリ之ヲ萬藩主ニ上請ス藩主其意ヲ嘉シ慈惠發令假リニ讀書堂ヲ設ケ士民教育ノ制ヲ創ス實ニ天保十二年辛丑九月ナリ當時定ムル學問察規式ナルモノ左ノ如シ

- 一、察中常不許喧囂雜語進退起居宜從禮式若有遺失者告之於學頭及會頭可以正其詞。
- 一、每朝素讀之節不許喫煙飲茶亂座貪睡且不可爭前後宜速次第而進焉但結髮以上之輩常宜著袴。
- 一、講釋論議之會不宜遲刻席上不許他話學頭會頭所說之義苟有疑焉則請終而後宜質疑是又不失禮焉。

- 一、察中常禁酒雜爲詩文之大會不許携酒。
 - 一、朔望以詩文相會席上文話之外不許俗談平話課題及席上之題各製畢而後退但會當直者宜酒掃察內煎掃火爐。
 - 一、察中出入之輩宜自玄關及內玄關其餘不許自他戶出入夜則自戌刻宜把燭行也。
 - 一、國禁者人々所熟知而不別舉之察中之提萬事任學頭及會頭之意以待裁列焉。
- 右所定之簡條須慎之若有背條者宜相忠告不聽則訴之於官任其責各慎勿負其責矣(天保十二年辛丑孟冬) 天保十四癸卯年校舎新建讀書堂ノ號ヲ廢シ成器堂ト改稱ス。

成器堂規則。

- 一、公儀御制禁之義ハ不及中當家之御規定堅相守他國之御政務等妄ニ評論有之間敷事。
- 一、學館ハ都而御殿向同様相心得曲輪内ヨリ御無禮不恭之義無之様可致事。
- 一、同所ハ素ヨリ教化ノ地ニ候得者生徒之輩言語行狀一家中風俗之儀表タルベキ様心掛篤實退讓申迄モ無之相互ニ禮讓專一ニ相守リ假初ニモ疎慢之行狀妄誕之言語無之様深ク相愼可申事但結髮以上之子供袴着用出席之節會頭並世話役者之へ屹度禮謝次ニ朋友ヘモ夫々挨拶可致候退席之節モ同様相心得可申事。
- 一、交友之際信義ヲ第一トシ長幼先後之序ヲ失ハズ先進ヲ敬ヒ後進ヲ引立勤學可致候。文義答問ノ上ニテ辨論反覆ニ及候共聊カ無禮ノ雜言堅ク有之間敷候事。

- 一、學業講習之外無益之雜談有之間敷尤モ淫放猥褻雜話堅ク禁止ノ事。
- 一、學者ノ博識ヲ貴ブハ盛衰興亡ノ跡ニ通曉シ成敗ノ由來スル所ヲ能ク辨ズルヲ以テナリ然ルニ只博宏ノミヲ貪リ南茶覽要少ク或ハ神官小説無益ノ書ニ耽リ候類ハ徒ニ光陰ヲ費スノミ、左レバトテ固陋冥聞ニシテ古今ノ事蹟ニ闇ク剩ヘ己ガ拙ヲ掩フ爲メニ章ヲ穿テ字ヲ穿テ白ウ古人ノ意ヲ得タリトシ牽強附會ノ妄說ヲ主張致シ候類ハ其害泛覽無識ノ學問ヨリモ甚敷

下編 町村誌 勝山町

一二七五

必竟學問ハ治國有用ノ重器タルコトヲ知リ和漢治亂ノ梗概ニ通達シ古人忠孝ノ節義ヲ標準トシ他日國家採用ノ期ヲ待テ學
ブ所ヲ施行候様心掛勤學可致候事。

一、書籍ハ聖賢ノ遺訓ニ候得バ平生大切ニ取扱ヒ假初ニモ疎略ニ致間敷事。

一、學校中壁柱等へ疵付障子唐紙等へ戲書スベカラズ且飲酒並園藝將其餘一切ノ遊戯停止之事。

是ニ於テ闔藩ノ子弟一般學ニ就キ都文ノ風大ニ興ル泰氏與有力焉爾來日就月將以テ廢藩ノ日ニ至レリ。

學校 成器堂 校舍所在地勝山城城外道手筋、勝山元祿ノ十二
字北ノエニ番地

沿革要略。天保十二辛丑十月にして其以前は人民各自の望みに任せ有識者に就き受けしも年を経るに従ひ文教漸く衰頽し武
道盛に興り風俗稍變暴に陥らむとするを察し天保十己亥四月藩醫師秦魯齋なるもの上言して藩士並に町村蓄積ある者に就て
金圓を利安に借り相當利子にて之を他に貸與し其利潤の益金を以て書籍購求並に學校建築の補に充て度旨、願出づるも報あ
らざるより同辛丑四月同氏憤發再願して學校興立せざるべからざるの理を縷々陳述し、資金とし壹百兩並に書籍數十部献納
せり、依て藩主長守公其篤志を嘉みし願意聞届相成り學校建築の事務を擔當せしむ、爾來益勤勉發奮已に成り同氏を學頭に
命じ、世々其職を襲はしむ。闔藩學事隆盛の基を開き、教育擴張の域に進ましむるの功斯人に資らざるなし。

別に小傳を掲て其事蹟を詳にす。

教則。教科用書は等級を設け、用書を區別するにあらず然れども順序概ね、學庸、論孟易春秋詩書、禮左傳戰國策十八史略
八大家等の類を授く。其時間は左の如し。

素讀。每朝卯ノ刻ヨリ。但朝望ハ休課。

講釋。每月六回午ヨリ申。但學庸詩書易禮等ノ類。

會讀。每月六回午ヨリ申。但論孟、左傳、戰國策、十八史略等の類。

詩文會、毎月二回。酉ノ刻ヨリ
亥ノ刻迄。

劍術奇術日ノ刻迄。

劍術偶隔日ノ刻迄。

習禮。毎月三回午ヨリ巳

醫學講釋。毎月三回午ヨリ申。但素問靈樞等。

同會讀。毎月三回同。但傷寒論、金匱、溫疫論、千金方、外臺秘要等。

學科學規試驗法及諸則。漢學、醫學、習禮、及槍劍を教授し、生徒をして文武兩道を兼修せしむ。又文學と武術との程度比
例は概ね四書五經の素讀を誤らざるものは、武術の目錄以上四書の大義に通ずる者は免許以上に相當す或は其一科、免許以
上に至る者は時宜に由り其科を專修する事を許可する事あり又生徒學修の期限は八歳にして、入學せしめ十五歳を限りとす
と雖も議會日等には二十歳以下の男子には必ず出席せしむ。又試験は毎月廿日學頭會頭監立會の上生徒をして従前讀了す
る處の書籍を講讀せしめ、其優劣を比較し七月十二日の兩度優等者へ多少の賞品を授與せり、又入學許可を得し者禮服着用
師範家へ同禮儀式之なし。

職名及俸祿。課斯學前頭一名監察一名會頭二名教授方七名乃至八名但役料扶持米等之無く毎年七月十二日の兩度金子若干を
賜はる又學制御頒布前文學幹事一名年俸米四十俵。教授五名年俸米三十俵。校長年俸米四十俵。助教年俸米十二俵。但座席身分取扱ヒハ從
來自己の持席を以て奉務せり。

職員概數。維新前教員九名乃至十名事務員一名門衛二名學制御頒布前文學幹事一名校長一名教授五名助教五六名門衛二名。
生徒概數。維新前寄宿生毎年十八九人、通學生百人計り但し寄宿生は私費なれども毎月炭代として九十文、油代百五十文、
筆墨料として三百文宛給はれり、學制御頒布前寄宿生三十四五人通學生百四五十人但し寄宿生は私費にて給與なし。

東修謝儀。生徒入學のとき束修として酒一升を納む。學校經費。校舎建造の費は、有志者の寄附町村内富有より低利借入金金の利潤を以てせり。又一週年の學費は米百五十石と定む。

學制御頒布前に至る別に差違あるなし。

藩主臨校。毎月兩三度宛臨校講義を聽聞せり生徒の試業等は爲せし事あらず。

祭儀。聖廟の設ありて春秋兩度中月中丁の日を以て釋奠を執行せり。其禮典概れ別狀に掲ぐ。

學校にて出版翻刻せし書籍目次及藏書の種類部數。出版或は翻刻せし書籍なし。藏書の種類部數左の如し。

經書二十八部。史類三十三部。子類四部。集類二十七部。皇書十二部。洋書二十七部。

舊幕府時代の寺子屋

舊幕府に於て、寺子屋としては、淨教寺、明覺寺、淨圓寺、西宮寺、國泰寺、興福寺、手習師匠としては、伴久馬、小林八十郎、米村幸八、松村皆右衛門、西脇要右衛門、宇野紋之助、木原佗作の名は人の耳に熟する所、而して天神講に、早曉より五匁蠟燭を携へ行き、其下に復習を爲すの式、及び、秋末に各生炭一俵を持ち行くが如き、當町の特習と稱すべきが如し。

維新後

維新後に於ては、事悉く成器校に係り、學制頒布せらるゝや、舊藩費成器堂は、地、舎具、資金等を擧て町有に寄せられしかば、堂名を其儘小學校名として之を繼承する事となりぬ、明治十年には、村岡村の内、三谷、猿倉をも學区内に編入(町村制實施まで)せしが、其翌年頃より、校舎の狹隘、不完全を感じ初め、新築の議起りしも、經費を厭ひ、中後、長淵、澤、芳野の各區

外人を聘して外國語を授く

にては寺院或は民舎を校舎に假用し、其區名を校名とし、依然成器校の監督に屬したりしが、之も兩三年にして合併し、同十三年には、校舎建物の中、舊演武場、表門、素讀寮、寄宿舎の四棟を賣却して南方に一大校舎を新築し、且、舊講堂南を東向とし、舊建物に尙刷新發展したりしに、同十六年十二月には、文部省より二等奨勵品を受くるに至りぬ、此經營に當りし校長は、木下義雄後の郡視學なりしなり。

同十九年、彼の歐化主義一世を風靡せし頃には、世界に聞えし製絲場を有する當町の事とて、外國人を聘して外國語の教授を始め、二十五年には、舊校舎二棟客寮新築を賣却して、更に一棟を新築するの盛況を呈しぬ。

同二十九年四月十三日、單に、教育上のみならず、當町としては、忘るゝ能はざる此日の大火全町八分に幸類燒の厄を免かれしも、兒童の多くが罹災せしに、避難所、及、事務取扱所に假用せしとの爲め、不得止二十七日間臨時休業し、漸く五月十一日教授を始めしに、縣下各小學校より、同情ある寄贈品は、各罹災生に七十二錢一厘宛に上りしは、當町の今も感銘する所たり。

されども、斯界の趨勢は、一日をも苟にすべからざるものあれば、同三十年には、當町を距る

二里の深山中に散する三十餘戸の一本松兒童の爲、四月、分教場を創設し、翌年九月には、分校とし、其翌三十二年には、一時中絶したりし裁縫專修科を復興、三十三年には小學校令改正の結果、一本松分校を復た分教場とし、卒業生と聯絡を計る成器會をも起し、三十四年には、尋常高等分立の目的を以て、先づ舊城趾の地一町五反一畝歩を買入れ、翌年基本基産財産として、古來當町と關係ある通稱奥山の國有林、角間谷壹町三反、五畝六歩、五十谷五反五、小三畝六歩、彌三郎小端三反七、畝二歩、蟹谷十九町九反計二十二町二反九畝十歩の下附を得、次で、三十五年、三十六年には、買入の新校地へ、校舎一棟及屋内體操場を新築し、裁縫專修科を擴張し、町立裁縫學校として附設する等、着々歩を進めしに、端なく日露戰役起りしかば、一時中止して二部教授尋常一年を設け、附近の西方寺を裁縫假教室に充てぬ。

同三十九年三月、又一棟の新校舎成り、同十月裁縫學校の修業三ヶ年に延長し、女子技藝學校と改稱し、翌年三月、又一棟の新校舎成り、且昨年五月以來築成せし學校園は其規模大に觀るべきものありとて、坂本縣知事は精華園と命名せられぬ。

斯く、三十五年以來、漸次尋常科用として築造せし校舎略々成りしに、義務年限延長されし故、議を變じて男女兩校に分ち、新校舎を男子校に、舊校舎を女學校に充つる事となし、四十一年

五月十二日、校名新定變更の認可を得、同時に女子校に、成女文庫を附設し、兩校對立する事となりぬ。

四十三年の春、幸か不幸か、女子校の校舎一棟積雪の爲め倒壊したりしに、當町出身者野村たき子人物條の長子徳七、亡母の遺意により展墓として來勝せし際、之を聞き、一萬餘金を寄せ、一大校舎を新築し、本年七月竣成す、其願末は同校の碑に詳し。

校舎建築記念之碑

明治四十三年二月十四日勝山町立成器女子尋常高等小學校舎一棟積雪の爲に倒壊せらる郷黨咸曰く學校の事たる一日も忽諾に付す可からず 越えて二月大阪人野村徳七君偶來りて勝山に在り之を聞きて獨奮つて改築の資を捐て校舎終に成る規模舊に倍し頼に面目を革む國郷感嘆已まず咨謀りて其功を石に勒し以て新築の紀念と爲さんと欲し來りて予に一言を請ふ予未だ君を識らず之を郷人に聞く曰く君幼字は信之助後父の名を襲ひ徳七と改む父は河内の人母は勝山の舊藩士山内氏の二女年十四にして大阪に出て後君の父に嫁す賢婦の譽あり君の此舉は蓋し母の故を以てなりと又曰く君天資仁慈營謀萬か果れ獲れば頼ち之を公共事業に投し毫も聲聞を求むるの心なしと嗚呼君の如きは眞に當んで善く施す者と謂つ可し望むらくは後の此校に出入する者永く君の徳を懷ふて敢て譲るゝなからんことを

明治四十四年五月 題辭 福井縣知事正五位勳四等 中村純九郎 撰文 福井縣大野郡長正七位 若杉 喬

下編 町村誌 勝山町

卒業生表

其間、漸次發展し來りし一證として、卒業生に關する一表を掲げむ。

年次	明治十五年	同二十年	同二十五年	同三十年	同三十五年	同四十年
尋常卒業	三六	六七	五三	二二	三六	一四
創立以來累計上	九六	一三三	一八六	二〇五	二四一	二八七
高等卒業	二	七	一三	三〇	七	八
創立以來累計上	〇二	〇七	二〇	五〇	五七	六五

校長は、創立の際の脇屋嶺容以來、數回交任ありて、現今男子校分立は長谷川傳藏、女子校上三竹勝造なり。

〔千代田歌集〕

藥 心ゆくかたにやしなふ心こそ藥にまさる藥なりけれ

脇 屋 嶺 容

學有林

學有林 字奥山に在り、總反別二十二町二反九畝拾歩、明治三十五年國有林特賣法に據り、拂下を得、四十年以來施業に着手せり、

簡易圖書館

簡易圖書館 成器女子校内に在り、四十二年九月、東宮殿下北陸行啓紀念として創設したるものにて、舊藩覺成器堂の講堂を之に充て、同堂の舊藏本を基礎とす、現存圖書百六十餘部、

三千七百冊なりと云ふ。

附衛生——流行病史 當町を苦しめしは、安政六年の虎列拉病八、九の兩月、五十餘名、文久二年の麻疹、明治十二年の虎疫と赤痢、同十九年の虎疫、三十八年の赤痢病等にして、其猖獗なりしこと、今も寒心警戒せしむるに足れりとぞ。

社 寺

社 寺 戰國時代の末造より開けし當町の神社寺院が、悉く夫れ以後の由緒のみを存するは當然にして、眞宗寺院の多きは、本郡に於ける一向一揆の根據地たりし關係上、固より其所なり、試に、創建時代を検するに、二社二十ヶ寺中、戰國時代のもの一社四ヶ寺に止まり、他は悉く徳川時代に屬せり、又以て、其地の沿革と、社寺の草創とが、我國民の信仰思想上、密接に相關するを知るに足らむ。

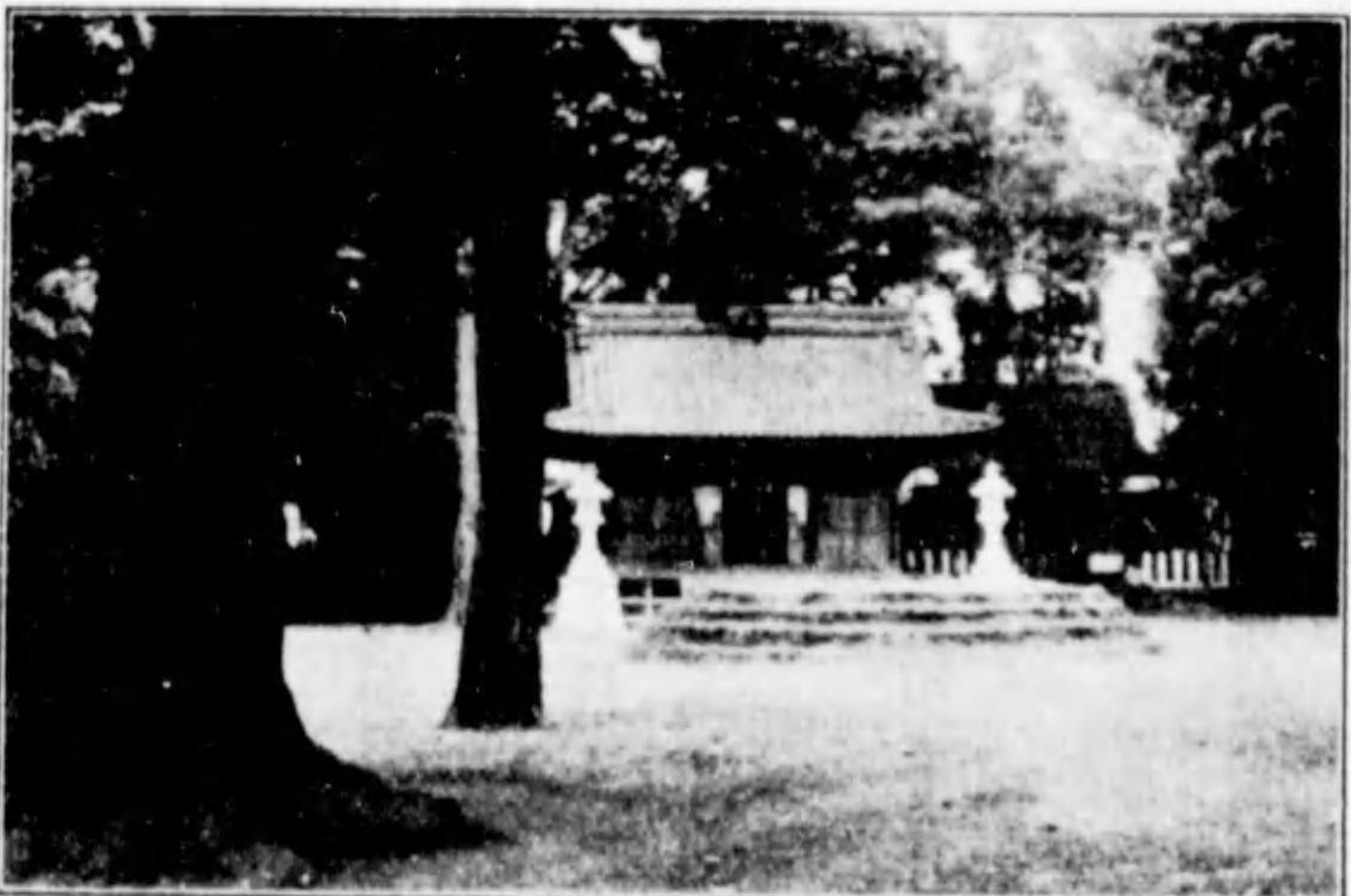
縣社神明

縣社神明祭神天照皇太神 豐受比賣神 當町下元祿に在り、上古の勸請にして、天台宗南教坊再興前の國泰寺其別當となり、長祿二年、朝倉氏社領を寄せ、祠宇其他を造營し壯觀を極めしが、天正二年、平泉寺亡滅の際一炬に附せられ、其後、豐太閤社地を寄せ、猪野瀬村上元祿の地に鎮座せしを、慶長十四年、野路太右衛門、玉木勝左衛門外十六名幹旋し、現地に遷せしに、元和九年、福井侯社領三十七石餘を寄せ、次で、代々の領主之を崇敬して維新に及べり、其間、數回池魚の災に罹

りしことは舊記に見ゆ、本行院興福寺の別當たりしは天正兵火の後よりならむ、現存の文書數點參考に資するに足れり。次頁参照

明治四年八月、城東に鎮坐せし舊藩主小笠原家の鎮守八幡社、及び、澤に鎮坐せし白山社等をも境内に合祀し、次で、縣社に列せらる、秋祭の相撲は、舊藩時代の所謂御前角力にて、今も當町年中行事の一に數へらる。雜の條参照

社 殿 と 土 儀



〔現存古文書〕 神明社領分高三拾七石壹斗如前々相違有間數者也仍如件

寛永十二年乙亥

正月十三日 直 基 華 押 寺

寛永十九年壬午成政華押同前の寄進狀

〔天保十二年六月〕 寺社御改書上覺「比叡山東寺東塔四谷行光院法流……勝山町袋谷山本行院興福寺

一神明社 一字壹間半但福宜無御座候

末社市杵原一字三尺二稻荷社一字三尺二

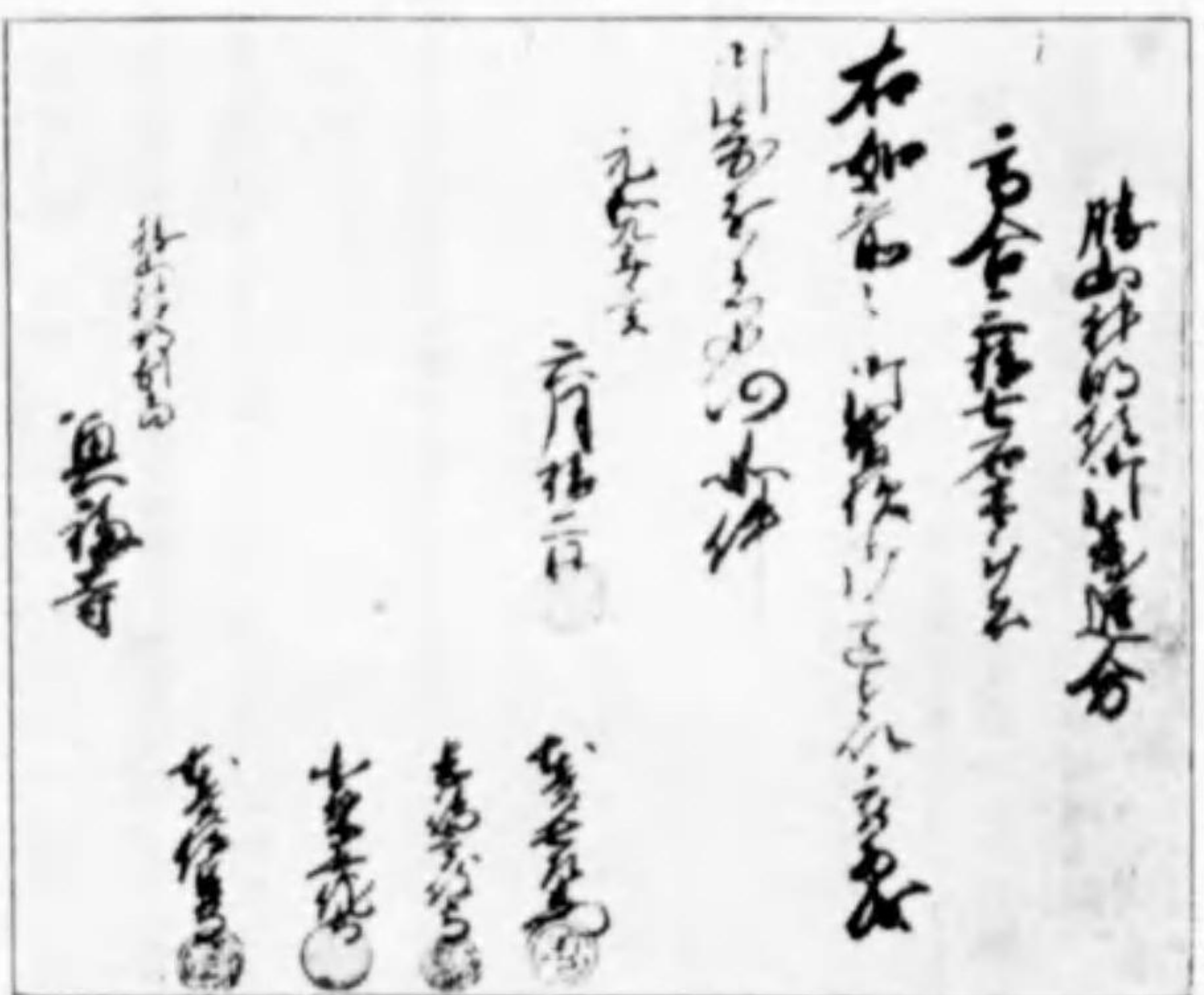
一同拜殿貳間一華表一基 高壹丈二尺

當社者往古之勤請にして舊記不分明候長祿二戊寅年當國之守護一乘之城主朝倉彈正左衛門繁景卿

〔孤月按に朝倉敏景か守護となり一乘谷に城さしは文明三年長祿二年よりなれども敏景は正長元年に生れ長祿二年に既に

年三十一(父家景の歿後八年)黒丸の城主たりしなれば繁は敏の誤ならわ乎朝倉氏が神明社崇敬け累代の如くなれば或は此事ありしなるべし)

古 文 書



〔始末記 朝倉家系圖略〕 庶景(敏景六代の祖)貞和三年丁亥北庄始て自但馬來神明社造營興德寺…建立 家景の父文安三年丙子…北庄神

明社再興

又按に敏景の祖父敏景は小笠原家にて暗傳する政康と共に鎌倉攻結城攻に參加せしなり其兩家の子孫が崇敬せし兩社が同一地に合祀せらるゝも亦多少の因縁にこそ

高千石の地を寄附新に神殿並に別當神主之寺會に至る迄御建立也一乘落城以來零落に及傳來之寶物記録等致燒失具に相知

下編 町村誌 勝山町

不申候

〔野邊太右衛門舊記〕 天正二年四月五日織田信長ノ爲ニ燒却セラルト見ゆる由なれど信長の越前平定は天正三年なるのみならず同二年の平泉寺亡滅の際には此地は劇戰場なりしなれば一揆ノ爲ニ燒カレシなるべし
慶長十四戊酉年當時之境内へ遷宮

〔同舊記〕 に據れば其周旋者十八人辻内右衛門玉木勝左衛門〔現存〕長井新九郎横山惣助同惣兵衛野邊太右衛門〔さゝ〕小島重右衛門土田嘉助谷原六郎兵衛村岡勝兵衛同九郎左衛門〔厚光寺〕南保九郎右衛門玉木治郎兵衛辻兵助中村左衛門七野尻長兵衛池田九郎兵衛

夫より同十七壬子歲迄に追々建立有之無種燒失致寛永年中再建延享三丙寅歲燒失致寶曆年中再建安永十辛丑年三社並拜殿華表白坊共燒失仕土藏一ヶ所相殘り候處

〔同舊記〕 には安永十年の燒失なく全く天明元年三月十一日燒失すとあり

同年中に神明社計建立末社拜殿華表共天明三癸卯年迄に追々建立

一土藏一ヶ所二間四 燒殘り候土藏 天保十亥年建替仕候

一自坊四間半 立木二十六本 但シ二尺廻リヨリ八尺廻リ迄

往古開闢難知慶長十七壬子歲祖慶和上ト申僧興福寺を中興致候處無程及燒失寛永年中再建延享三丙寅年燒失寶曆年中再建安永十辛丑年燒失假誓請にて未再建不仕候中興祖慶和上より五ヶ年以前西年死去致候眞靜迄十一代二百二十五年相續仕候

一本尊不動脇立彌陀釋迦安置仕候へとも都而神佛共誰作と申立候程之中傳無之此外佛像寶物預り之寺院總門中門裡門等一切無之境内三方石垣裡之方小柴垣圍に而外に建物無之候尤延享三丙寅歲燒失以前迄は門前に民家少々有之候へとも類燒後は無御座候……

八幡神社

一境内三十間餘に 但千二百四十歩也 右者前々より除地にて……自坊土藏立木共境内に有之候

一社領高三十七石一斗也 ……天和三癸亥歲六月二十三日洪水に而流地に相成其後起歸り開き田畑唯今僅に有之候

一石收納高一ヶ年分米二十俵有之候……

一氏子 當町中八百軒餘 都而境内之普請修葺掃除祭禮入用に至迄引請出銀故別に自坊收納無御座候

〔當時無住に付法用向務候に付奥印仕候以上同國同所 光明院〕

村社八幡神社 祭神譽田別尊 神明社内に合祀せり、舊藩主小笠原家の鎮守なり、明治九年六月村

社に列せらる、其由緒は古書に所見少からず、其臨時祭を「鶯太刀の祭」と云ふ。

〔菱實紀聞〕 一八幡宮信州伊香羅庄降松郷島田村ニアリ 眞言宗……聖胎院越前勝山城中ニアリ別當天台宗……神宮寺

〔松尾拾遺抄〕 正嘉元年中長政君男山八幡宮勸請翌年八月十五日祭祀始ル嘉吉四年宗長君加修補貞宗君置神宮開善兩刹其後政長追崇先考貞宗而彫刻其像今祀八幡所謂衣冠像是也應永二十二年宗康君又修補嘉吉元年結城攻已後三月十五日爲神拜ノ期文明九年政貞大永四年貞基君又修補永祿十一年信實君常葉常陸名子美作奉行經營之

〔信濃紀行〕 (彼地に於て)當社ノ祭禮八月十五日也臨時祭ハ三月十五日也是ヲ鶯ノ太刀ノ祭ト云ト別當云ヘリ

〔菱實紀聞〕 關溪日〔伊奈記〕ナミルニ信濃國伊奈郡島田村八幡宮ハ昔伊奈郡司源爲公滿快曾孫永承中頼義東征時丹精ノ志アルニ依テ親屬タル東寺僧海圓ヲ招キ石清水八幡ヲ移シテ祭之東征凱陣ノ後爲公降松郷ニ神祠ヲ立テ號松尾八幡宮今島田村ノ其後長清此國ニ移テヨリ修營不怠慶長十六東照宮田十五石ヲ寄附シ玉フトアリコレニヨレバ初メハ伊奈直人爲公ノ勸請ナル事

著明也

長清朝臣信州へ移リ玉ヒシヨリ御家ノ物ニテ貞宗朝臣ノ御像ヲサヘニ合祀セシナリ御所替ノ度々ニ貞宗朝臣ノ御像ハ移シモ

テ行ケバ信州ノ島田村ニアルル元ノ八幡宮ニナリシ也サレド今尙臨時祭アリテ黨ノ太刀ノ祭ト云事ノコト事御家ノ規模ナ
ルベキ也今勝山ニテハ貞宗朝臣ノ御像ヲ直ニ八幡宮ニ移シ奉リテ祭日ハ三月十五日ヲ用ユ別當ハ白山平泉寺ヨリ移住シテ守
之

〔町誌稿〕大意 康平五年源爲公ノ創立其後二百年間何人修治セシカ不詳正嘉二年長政仍舊重テ修棟宇大猷院廟朱貞宗祈願
所トセラル、ヤ其子政長父ヲ追崇シテ神宮寺ヲ從祀シ自カラ父ノ木像ヲ柳樹ニテ刻シ安置ス小笠原家崇敬氏神祈願ノ社ナレ
バ彼家ニ伴ヒテ移リ來リ

〔八幡宮靈驗銘〕 欽以 君家性源清和七世之後裔新羅三郎義光君四代之裔加々美二郎長清君寓居於甲斐國時上奏高倉帝以小
等原爲氏世以武勇聞長清六世之孫宗長食邑於信州伊奈郡松尾矣其子貞宗君以弓馬之術拜浴 後醍醐帝之寵榮而試射金門調
馬丹墀見許紫絲蓋於是家可爲武家之定式一流之宣旨故天下浩然而宗之仰之一日點地而創建于兩利其一疊秀山開善寺以爲墳
墓之地其一松尾山神宮寺以爲祈願之場共爲君家之宗廟世子政長君追崇先考而從祀八幡神將置於神宮衣冠之像也御首以柳枝
君家制楊枝不以柴蓋所以尊何也政長君三代政康君承大樹義教將軍之鈞命爲伐結城之副將維嘉吉元年西三月十五日軍於八幡之
廟而赴總州攻擊結城七郎光久四月十六日拔結城之櫓檢春王丸安王丸於日光山凱旋之路入澧州時大樹之降命有焉故誅于同州垂
井驛金遠寺此時大樹以感狀並經雄劍誠齋丸
銘友成獲賜政康君因而後三月十五日臨時祭于此今猶不忘政康君八世之孫信嶺君天正十

年秋移封於武州兒玉郡本庄曾子信之又賜下總古河城其世子政信君元和二年十月移封關宿城政信曾子貞信君寛永十七年秋移封
澧州石津郡高須城元祿四年移封越前大野郡勝山於是卜地擇材作秀尾之兩廟祭以時歷仕于君家五世之小臣嶺忠新鑄銅鏡祀平日
所聞萬歲之事於鏡背伏翼千秋萬歲誠恐懼再拜云昔元祿五年壬申三月十五日脇屋金左右衛門源嶺忠脇屋四郎兵衛源房明脇屋
八郎源嶺助源原牛左右門源嶺連鑄工森田武藏藤原吉次與仕於貞信君儒醫萬壽軒一子武川元常者與嶺忠有親戚之好猶且爲道
學之友作銘曰

虛靈不昧 不昧虛靈 事來不昧 物去虛靈

鶯太刀の祭 は三月十五日の臨時祭にて、小笠原家の歴史に、大關係あり、往時は重要視され

鶯太刀の祭

き。

〔御舊記〕 十一代政康君ノ時嘉吉元四年三月十五日信州松尾八幡宮ノ社前ニ軍立シテ下總國ニ赴キ同四月十六日結城櫓ヲ陷
ル春王丸安王丸二公子行方ヲシラズ或人ニ荒山ニ隠ルト則政康州縣ニ觸テ日二荒山ヲ燒ントス此處ニ乘ジテ二公子形ヲ女兒
ニ假テスグル遂ニ摘ラレテ澧州マテ送ルニ京使到着シテ二公子ヲ垂井驛ニシテ別ル是ヨリ以後三月十五日ヲ以テ當家神拜ノ
賽日トス臨時祭始于此

〔信濃夜話〕 遠山 信州松尾神宮寺ニテ今尙三月十五日鶯ノ太刀ノ祭ト云フ

〔菱賞紀聞〕 信州ヨリ御所替ノ後モ不絶シテ今猶越前勝山ノ八幡宮祭日三月十五日也ト云リ……日房總軍記其外軍記ニ長尾
因幡守芳博被春王丸安王丸二公子ヲ警固シテ上ルニ澧州ニテ京使到着垂井驛ニテ奉試今驛内金蓮寺に其牌アリト云フ此時義
教將軍ヨリ二公子ヲ虜ニセシ賞トシテ鶯太刀友一腰送之小笠原太夫入道殿トアリ政康ノ御子宗康ニモ同シ賞シテ義教將軍ヨ
リ太刀兼一腰送之小笠原五郎トアルニ二通トモ五月二十六日ト記シテ今御家ニ感狀太刀トモ存立セリサレバ二公子ヲ虜ニシ
結城攻ニ働キアリシコトハ儼然タリ二公子ヲ警固シテ奉リシハ長尾芳博ナラン其戦功ヲ委ク記サントテ試センコトマテモ御
舊記ニハノセシナルベシ、又御代々ノ君御往來ノ節垂井驛御通りヌケニテ御休無之一代御休アリシニ雷電ツヨクシテ荒タリ、
彼二公子ノ靈ノナスコトト云傳ヘタリ。

〔町誌稿〕 古老ノ言ニ徳川幕府時代藩主參觀ノ御垂井ヲ過ク天俄ニ擾攘リ黒雲捲キ迅雷疾風降雨如矢進ム能ハズ世人以テ二
孤誅殺ノ祟トナス爾後藩主此驛ヲ過ケルニ驛人宿ヲ辭シ橋夫必ズ疾驅シテ過キ遠ク驛ヲ距レテ休息セリト云フ

〔孤月、曾て養老流に赴くとて、彼里を經、里人より勝山藩主が、二孤の墓を過け、問道より槍を伏せて、懸命に走り過ぐる

は、却て壯觀なりし由を聞きたることあり、敢て附記す。

境内に、境内社二、無格社一、村社三あり

境内社 稻荷神社祭神

東照神社祭神 萬曆主邸内に在りしか
東照大神 明治四年八月遷座す

無格社 天神 社祭神 萬曆主の鎮守八幡社内に在
火雷神 明治四年八月遷座す

村社 白山神社 伊邪那美尊 〔明細帳〕 白山社は振老元年六月十八日元正天皇御創立にて白山一の

宮と稱す當國大野郡の内にて高千石御寄附其後元祿年中より國主代々信仰にて除地高壹町壹

反五畝六步寄附あり從來勝山澤町に鎮座し明治四年八月神社境内に遷座す明治九年六月八日

村社に被列

〔寶永七庚寅年三月山緒並除地高記録〕 (一ノ宮宇) 白山神社祭神伊邪册尊ナリ、(泰澄) 養老元年丁巳年創造、同六年元正天皇

勅選ニヨリ管内、諱ヲ神融ト賜フ白山ノ社壇金玉ヲ磨及春藏坊ヲ造營シ坊領トシテ大野郡ノ内千石ヲ御寄附被爲在候故格
別ノ社柄ト申疑ふべき節あり、天正ノ兵亂ニテ一時灰燼トナリ夫ヨリ泰縁和尚私有金ヲ以高一町一反五畝六步買附イダシ坊
務罷在候處右買附之徳ニテハ幕方等モ相立不申依之文祿年中勝山ノ御領主成田彌左衛門様へ右御高無稅地ニ被成下候様奉願
候處御開濟相成則別當春藏坊ヲ被御立置境内共ニ御除地ニ被附與其後慶長三年豐臣秀吉様同十年五月國主中納言齊藤御
代勝山御奉行矢野傳左衛門如先規御除地免許並社頭御再建別當春藏坊等ニ到迄修營被爲在然處春藏坊事春藏寺光明院ト改號

之儀被仰出候其後勝山之御領主松平大和守様同土佐守様御兩代御免許又寛文三年越前少將光通様御代御奉行大熊勘左衛門
同御免許越前少將綱昌様御代御奉行鈴木宇左衛門前々之通無相違御免許右御代々御信仰被爲在陸續九百九十有餘年モ永續
云々

附リ先年院内之御免許書ノ類皆々致燒失其節御領主ニ此段奉申上置候處……、
以書面得實意候然者貴院先般燒失之節御代々之御免許書之類悉皆燒失之由被申達氣之毒千萬ニ在候以來右除地高如先規御
免許ニ相成候間左様可被相心得候以上

己丑七月十日(寶永六年)

白山別當光明院賢賢法印

御奉行 共

右書面昨己丑年七月十日御奉行ヨリ來ル(次に法印署
名捺印せり)

村社 金鑽社 那佐之男命 〔明細帳〕 金鑽社は舊藩主小笠原氏の鎮守八幡社内に鎮座し明治四年八

月神明社境内白山社へ遷座合祀す同九年六月村社に被列

〔菱貫紀聞〕 一金鑽宮 越前八幡宮ノ末社コハ武州本庄御預ノトキノ土神ニテ今ニ本庄ニ大社アリ御所替ノトキ八幡宮共ニ

御神體ヲ移シマキラセシ也ト云傳ヘリ

〔武藏國志〕 金鑽神社在兒玉郡金鑽村別當金鑽寺天台宗東叡山末僧正職也祭神ハ素戔嗚尊也

〔三代實錄〕 貞觀四年六月四日正六位上金佐奈神社列於官社云々

村社 秋葉神社 火産靈神 明治九年六月八日村社に列せられ、市姫社祭神 市村島姫命 を合祀す、

下編 町村誌 勝山町

國泰寺 (圓福山) 黄葉宗 上元祿にあり、

〔町誌稿〕 當寺は天台宗平泉寺末にして天正年代迄は當町神明社の別當職として南教坊と稱し天台の出家住持し往古より敷地として貳百歩高外除地となれり南教坊焼失に及び坊舎(社塔拜殿を除く)烏有に屬し廢絶す其後寛文中に黄葉派の僧喜雲といへる人遺趾に草庵を結び再興して眞照庵(又は眞正庵)と稱し喜雲死後延寶六年本山萬福寺二代木庵禪師の徒弟靈潭と稱する僧後住せり元祿四年四代將軍家綱公十三回忌追善の際普天の下寺院庵室に至るまで古趾の地は寺號免許につき總本山直末として圓福山國泰寺と號し當寺開山を靈潭となせり

當時城主小笠原貞信公より寶鏡を賜ひ命により更に堂宇を築造す明治二十九年四月類焼の難に逢ひしを十二代の僧源道により四十年十二月諸堂再建の舉を竣へ以て現今に至る檀徒百〇五境外所有地耕地四畝二十歩宅地貳畝十九歩を算す

〔寺院明細帳〕 往昔(年度不詳)當郡平泉寺村天台宗平泉寺末南教坊と號し天正年度豊臣秀吉檢地の際除地となり後火災の爲めに坊舎烏有に屬し(年月不詳)廢絶せしな寛文年度黄葉派の僧喜雲なるもの遺趾に草庵を結び再興して眞照庵と改稱す喜雲死し延寶六年本山萬福寺徒弟靈潭來りて住職たり元祿三年正月二十二日萬壽府より寺號免許の令ありて圓福山國泰寺と稱し當時の領主小笠原貞信の命により更に堂宇を築造す

西方寺 眞宗 本願寺派 下後町にあり、

〔寺院明細帳〕 元天台宗同郡平泉寺の末派にして勝山町字石坂に居住善提院と稱號し天正二

年本寺沒落以後轉派して眞宗に歸依す同十五年同所へ庵を結び石坂道場西道と改號す右西道以前歷代不詳第三世西善寛永十七年二月三日本尊木佛を安置し善提山西方寺と寺號を許可す元祿十六年五月下後町二十六番地へ轉居す明治二十九年四月十三日大火災につき類焼同三十一年轉地出願同年十二月許可の上今の地に移轉す檀中三百六十七境外所有地六反六畝二十八歩宅地七畝十歩を有す

義宣寺 (白麓山) 曹洞宗 富田町にあり、

〔町誌稿〕 當寺は天正年間勝山城主柴田監物義宣の養子玄蕃弟柴田三左衛門尉勝安の時養父義宣善提の爲め建立せるものにして永平寺十九世祚球和尚開山たり義宣法名義宣寺殿傑山玄英大居士天正五年十一月八日谷村に於て討死せり其墓彼地に現存せり(北谷村章參照)今一尺餘の肖像ありこれ義宣の甥柴田頼母の造立に係るものなりといふ勝安の法名勝成院殿蘭香宗英大居士と號す天正十一年四月二十一日江州賤ヶ岳の戰に於て戰死したり當時の記録なりと傳ふる勝安畫像の贊に曰く

爬午角力端稻百八團腕頭分外力圓月絶遮欄于時天正十八庚寅小春日永平寺祚球叟書之
と三郎左衛門勝安寺領として高二十石を寄附せられしが太閤檢地の際も除地となりしも寶永

年中書狀紛失し其他武將の寄附に係る寶物も少からざりしに慶應年間祝融の災に逢ひて堂守と共に悉く焼失したり現今の伽藍は明治十六年の再建に係る

〔寺院明細帳〕 天正五年丁巳永平寺第十九世祥球禪師の創立にして柴田三左衛門尉義宣の開基なり境外所有地耕地壹町五反一畝十八步宅地武反十五步檀徒五二を算す

〔越前史略〕 (慶長八年正月)亦諸寺を封ず、勝山の義宣寺柴田監物 義宣祀禪に二十石

〔類聚國誌〕 義宣寺 曹洞宗勝山ニアリ柴田監物義宣ノ建立寺領二十石

〔享保書上〕 本尊釋迦如來 管丞相御作

〔越前名蹟考〕 ある人云此寺の廢撤和尚筑紫にて法間に勝ち取り來りし本尊なりと云へり其時の笈も今にある由也、(町誌稿と同じ意義の文あり) 寺領貳拾石除地

淨願寺

淨願寺 眞宗 大谷派 芳野にあり、

〔町誌稿〕 藤原大織冠鎌足の後胤從四位上伊勢守藤成(奥州に封ぜられ十萬石を領し繼續十二世の末孫)俊賢江州に移り蒲生に住し七世を經俊綱加州松任に移封し三萬石を食み松の一字を取り姓を松田と改む夫より十一世の孫正貞天正九年織田信長と戦ひて死す息男正辰三十四歳にして會者定離の苦界を悟り厭世の志を發し顯如上人に見え薙髮して法名を釋西願と賜ひ上人遷化して後教如上人に仕ふ或時上人の曰く越前大野郡北ノ庄は白山別當職天台宗平泉寺の檀越多くして弘願其他法要

を知らざること多く深く遺憾に堪へず汝彼の地に下り吾れに代りて他力本願を弘道す可しとて太祖聖人の三下間御影(真書教如上人の御眞筆)を授く西願師命を奉じ眞影を供奉し北の庄の内勝山に趣錫し以來有縁の衆生に對し荐りに要法を示すに時機契當の如法なれば信順の往日に倍し月に盛なり遂に信徒の懇請により勝山の地を卜し一字を建設して自ら發祖となる時に慶長八年なり(尤も開基創立は文祿元年なり)是れ現今の法榮寺附近の地にして今に於ても古屋敷といひ傳ふ寛永二年領主松平但馬守の深き歸依により墨印を以て敷地を寄附せらる此の地に在りては火災に罹りぬれば現今の地に移轉したり當時此地は原野なりしが火災に恐れて移轉したるものならん其後領主より領内東派觸頭を仰付けられたり當寺の祖先は貴族なるものにして又靈鑑寺の宮殿下に縁故ありて代々館入す依りて線屏を許されれば先代に其建設の希望ありたれども火災の爲め今に建設を見ざるは遺憾なり尙其當時に於て(安政年中)當寺の本尊聖徳太子の一刀一稱の御眞作なる事を聞し召され御信仰ありて御紋付菊三紫高張手燈灯印鑑繪符寺を寄附せられたり斯の如く事蹟なるを以て明治三十二年木山より特別を以て別格由緒地寺蹟に取り立らる

〔寺院明細帳〕 文祿元年創立開基西願

尊光寺 眞宗 本願寺派 中後にあり、

〔町誌稿〕 當寺は本願寺十一世顯如上人宗主の代織田信長の戰爭に際し北國則ち大野郡北袋五十三ヶ村遲羽四ヶ谷等の信從本願寺の味方として兵糧を運ひ時々邂逅の場所として村岡山麓に陣屋を構ひ軍事の評定をなせり(同所に今尙礎石を存せり)其後顯如宗主に乞て遂に陣屋の一部を坊舎となし本願寺より特に尊號光明寺の寺號を賜ふ後世略して尊光寺と稱す當寺の願主七十三ヶ村たりしを以て今尙四千餘戸の信徒にて此寺を維持す開基は本山連枝侍從若君附家老七里數馬淺井梅千の兩名隨逐して本山より差遣はしの住職たり是當寺の第一世とす中興京都正親町大納言より入婿す現今用ふる定役は同大納言家より賜はりたる蓮莖襟此なり末葉に至り福井本覺寺より二代繼いて入婿す近くは藩主小笠原家と姻戚の關係ありされば舊時代には時々藩主の來遊ありて吟し且つ誦し日を送られしことあり此時には本派諸寺院の觸頭たりし寺蹟なり右等の由緒あるを以て本山より總坊の名稱を給ふ往古信長戰亂の當寺本山の味方を申したる信徒亂後顯如上人の御順化を乞ひしに内外多事の折柄なれば願叶ひ難く則ち自ら木像を刻み形見の眞影として遣はされしものなし爾後當日は顯如講を執行し今に退轉なし雜の條

〔寺院明細帳〕 慶長七年壬寅創立開基顯如寺は大野郡北袋四箇谷遲羽最寄七十四ヶ村と勝山町一同信徒として建立せし寺蹟にして已に寛文四年本山より惣坊と名稱を下し賜ふ以前舊藩主より勝山寺院の觸頭と定め置れし寺蹟也境外所有地耕地一反三畝五步宅地四畝十六步檀百五十を算す

至日遊尊光寺

林 毛 川

俗華紛々來作坊、夥於雨雲繁於霜、偷閑今日遊蕭寺、暮影初知一線長。

多情又感微陽動、來倚寺樓龍水邊、請看主人供客意、滿川晴雪滿川烟。

明覺寺

明覺寺 眞宗 本願寺派 下後に在り、境外所有地參畝拾五步、檀家八十戸。

〔明細帳〕 開基大道十二代孫正賢寛永十七年正月二十五日創立本山本願寺十三世良如殿より

明覺寺の號を付與す。

正等寺

正等寺 眞宗 大谷派 中後に在り、境内坪數並地貳反貳畝四步、檀徒人員千七百六十八人

〔明細帳〕 加賀國産榎田馬之丞の開基寛永十六年第三世空心に至り本願第十三世宣如法主より正等寺の號を賜ふ。

正覺寺

正覺寺 眞宗 三門徒派 下後町に在り、境外所有三畝二十五步、檀徒人員三千人。

〔明細帳〕 萬治三年の創立にして善覺は本山より正覺寺の號を賜ふ。

法榮寺

法榮寺 淨土宗 上後に在り、境内坪數並地三百一坪、明治二十九年四月十三日、暴風火災に

下編 町村誌 勝山町

罹り、悉皆焼失せしに住職松山大周により再建せられたり。

〔明細帳〕 寛永二年松平大和守の依命創立せるものなり。

大蓮寺 日蓮宗 澤に在り、境内坪數並地四百七十九坪、檀徒人員百二十五人

〔明細帳〕 寛文四年(寛永元年ナルベシ)五月當國足羽郡曙町妙國寺隱居見隆院日然の開基たり、城主松

平大和守直基公御慈母大蓮院殿御歸依に據り境内地並川原新開にて高二十石の除稅地を賜

る、其後耕地二十石の分度々水難に罹り石川原となり現今不毛地なり。

〔町誌稿〕 其後小笠原藩主北堂の歸依により菩提寺に准ぜらる。當寺には松平大和守様の御

寄附古鎮守神、三寶荒神及小笠原藩主よりの御寄附なる鬼子母尊神七面尊神を安置す。

照源寺 眞宗 本願寺派 中後に在り、境内坪數並地、二百五十坪、境外坪數二畝二歩、檀徒

人員三百二人。

〔明細帳〕 寛文九年己酉二月二十九日本派本願寺第十四世寂如上人より當世第四世照智へ照

源寺を賜ふ。

西宮寺 同前、中後に在り、境内坪數百二十坪、境外十二歩、檀徒人員百十五人。

〔明細帳〕 元祿二己巳年九月本派本願寺より西宮寺の號を賜ふ。

西宮寺

照源寺

大蓮寺

開善寺

開善寺 臨濟宗 妙心寺派、澤に在り、境内坪數並地九百五十五坪、境外所有地、一町六段八畝十九歩、檀徒十軒。

〔明細帳〕 元祿四年藩主小笠原貞信公建立。

〔町誌稿〕 當寺は昔信濃國守護職小笠原少將貞信公の創立なり、公天資智勇兼ね備はり、一

日早梅を禁裏へ獻じて以て武臣の用意を明せり、京人今に於て讚して信濃梅亦は小笠原梅と

云ふ、開祖は勅諭大鑑禪師にして師は支那元福州の産、嘉吉元年我國の招聘に應じて來れり

後醍醐天皇詔して洛の建仁に住せしめ屢大内に徴し叡慮最も渥し公師の道貌を欽し、就て淨

戒を受け弟子の禮を執り、寺を領地に建立して師を迎て始祖となす、師來りて住す、朝廷旨

あり、再び建仁を掌らしむ、曆應二年正月師微疾に嬰る、公令嬢あり、病將に終らんとす、

師を請て剃度受戒す、已に歸る疲れ甚し其十七日に至り沐浴して、新衣を着し謝表を主上に

捧げ齡六十六にして寂す、公訃を聞て、函に到り榻前に泣拜す、師俄に目を開き偈を書し公

に呈して瞑し是れを再來の筆と云、公曾て師の禪室に參し心に得る所あり誓て曰く、禪師の

法系を承けざれば我子孫にあらず、亦我家緒を嗣ぐ可からず、後封を勝山に移すに及び尙寺

を伴ひ來り祿若干を寄贈せらる、依て代々悟道に志の深きこと師檀の禮の厚きを知る、明治

維新の際寺祿を廢せらるるも殿宇のみは尙依然たり、惜哉明治二十九年四月の暴風に又火災に罹り堂宇悉皆烏有に歸せしを現任職寺田陽岳に因て再建されたり。

今も、寺内に、小笠原家代々の墳塋儼存して、歳時子爵家の弔祭絶えず。

〔八幡宮豪華銘〕 貞宗君……創建兩利其一巖秀山開善寺以爲墳塋之地

〔菱實紀開〕 一開善寺巖秀山臨濟派信州伊奈郡河路郷ニアリ、第七代貞宗朝臣初メ唐僧大德禪師ノ室ニ入テ弟子ノ禮ヲ執ル終ニ信州ニ請シテ一字ヲ建立ス法號ヲ開善寺殿泰山正宗ト云コレヨリ其トキ貞宗曰禪師ノ法系ヲ不繼者ハ我子孫ニアラスト誓玉ヘリト背像ノ贊ニノセタリ授禪師ノ後住僧ナク甲州ノ惠林ヨリ檢番セシト聞リ蘭溪曰大德禪師名ハ正澄號法拙大德ハ勸諭也福州連江邑ノ人唐僧也平高時朝臣相迎テ建長寺廿二世



(小笠原侯歴代の墓)



(開善寺の本堂)

本堂と小笠原侯の墓

トス又淨智寺圓覺寺ニモ移リ終ニ建長寺中ノ禪居庵ニ退隱ス十七代下總守信實君ノトキ速傳宋歸和尙移住ス是中興開山也〔松尾拾遺抄〕云昔京師ヨリ一人ノ姫宮此國配流(其姓氏不詳)是ヲ迎テ松尾城下ニ琴原ト云ニ尼トナリテ没去淨光大姉ト云リ其跡尼寺トス(今開善寺中)其後東山ノ長清寺燒失シテ此地ニ再長清寺ヲ營ス此餘財ヲ以テ此尼寺ヲモ營ストアリ信濃紀行同藩遠山某文政十一年龍門寺殿御開善寺ノ山ニ八幡宮アリ貞宗朝臣ノ御骨ヲ藏セシ處ニテ今尙此邊ノ氏神ナリ同シ山ニ銀杏ノ大樹アリ是御シルシノ處ナリトアリ又同寺ノ裏門ハ松尾城ノ御門ナリシヲ御所替ノ砌コノ寺ノ表門ニセシカ年ヘテ朽損タレハ裏門ニハセシナリ矢玉ノ跡アリト云フ

一 開善寺 武州兒玉郡本庄ニアリ臨濟派巖秀山創建之年誠不知信州開善寺ヨリ球山宗溫和尙御所替ノ砌御供ニテ移ルコノ開山ナリ十八代信實君御夫婦ノ墓牌アリ散妙道也大居士慶長三年久旺院日清永秋大姉元和九年

一 開善寺 總州關宿 笠山玄成和尙初祖
一 開善寺 澧州高須 萬國宗安和尙初祖

右初祖ノ名勝山開善寺ニ記載アレトモ其頃ハ菴ナトニテ寺院ニハ及ハサリシナルヘシ關宿高須兩所ニ開善寺ノ跡ナシ但關宿ニテハ總持寺(今國府臺)古河ニテハ圓心寺トテ御山緒ノ寺アリテ開善寺ハ建ラレヌヘシ開善寺 越前大野郡勝山ニアリ寺領百石臨濟派巖秀山 高須ヨリ御所替ノ砌唐南惠盤和尙御供ニテ移リシヨシナリ即勝山ノ開善寺至今九代也ト云御代々師弟ノ扱ヒナリ、是貞宗朝臣大德禪師ニ誓玉ヒシニコレリ 辨財天 開善寺中ニアリ 開善寺守之 是十七代信實君ノ御室圓成院殿武田家ノ爲ニ人質トシテ被爲渡中信實君織田家ヘ附シトテ武田方ニテ刑罰セシユヘ其靈魂ヲ祭り奉ル也 天正九年三月三日ノコト也ト云傳ヘリ

伯立院 淨土宗 (下後)法榮寺末 立石に在り、元祿十年、長譽の創立に係れり。

了西寺 眞宗 本願寺派 下後に在り(現今尊光寺兼攝)

〔明細帳〕 元祿年辛未五月十日木山本願寺十四世寂如上人より第八世順誓に了西寺の號を賜

伯立院
了西寺

延勝寺

延勝寺 同前 下後に在り、境外所有地四畝一步檀徒七十戸。

〔明細帳〕 寶永六年四月八日本願寺准如上人より開基覺善に延勝寺の號を賜ふ。

淨圓寺

淨圓寺 同前 下後に在り、檀家八十二戸。

〔明細帳〕 正徳二年創立當國大野郡平泉寺南北六千坊の南三千坊の内乘圓寺の開基

名勝故蹟
長山公園

名勝故蹟 長山公園 町より數町東に横れる、高さ五丈許の小丘にして、講武臺とも稱す、舊藩主小笠原長守の時、藩士の講武場に充つる爲め、家老林芥藏に命じて開かしめしものにて、嘉永元年着手し、當町五組の消防組員主となり、町民其他郷民より多大の勞力、並に費用等を寄附せしめ、其工事前後數



長山公園の一部

回到に涉り、安政二年、漸く竣工せしといふ、傳ふ、林藩老は、盛大を極めし其竣工祝賀を了へると共に、自ら責を引きて隠退せるなりと、以て當時の事情を察すべし、近時、花樹を植ゑ修築を加へ公園地となせり、丘上の地、東西凡三十間、南北凡百五十間、老松並び、杜鵑花多く、其眺望の絶佳にして、好箇の運動場たるは郡内無比なるのみならず春の摘草、秋の蕘狩等興趣を添ふ。丘上、又、稻荷堂、忠魂碑、紀念碑、杯簇がり立ち、更に吟情を惹き、往古を懐はしむるの料に富むを以て、發覽曳杖の雅客常に絶えず。

〔加越日記〕 勝山より七八町北なる長山にのぼる後は山並なれど三方のながめいとよし眼下に勝山の古城跡市町など見おろさるくづれ川の見わたしといひしらず左は平泉寺の山つゞき右は如時能將軍の十六騎にて三千餘騎を討なびけられし伊知地山はるかに見ゆかゝる名勝に木いと稀にて休ふべき陸なきはいと／＼あかぬこゝろすいかて心あらん人櫻鶴冠木を數百本植なましかば春の花盛はいふもさらにて夏は下陸にすゞみ秋は紅葉をかざし冬も雪のけしきこゝなからましとおもふはかなき心のくせなりかし昔廣瀬旭莊こゝに遊びて詩あり温文ゆしにききてこゝにゑるす（長山の一名舊藩士武を謀ぜし所なればとぞ）

秋花陸瀬漲林根一徑斜通講武墩。更許野人來探。兼又嘗詩客便開。樽千山草木疑。兵立。幾處雲烟似。懸。咫尺香茫。憶古意。如將軍營跡猶存。

此詩いとよくいひおほせられたり勝田某が權にあそぶ秋夫のすさわりこ酒肴なとたづさへきたるを此權にてひらく八枝子秋夫ぬしの使今きたるといそき物せらる人々眺望の歌よむ

勝山八景

鷺の巣のたかれの入日かけきえてゆう返すゞしたつのかは水
 鷺巣山は豊原山につゞきたる高山なりたつの川は九頭龍川の一字をとりてかくもいふとぞ夕方白山道にまがり町々を経てか
 へる。

勝山八景 今古好事の者の撰定せしもの少からず、先づ近時のものより挙げむ。

○師山の秋月 大師山は、町の東方數町、片瀬の地に聳ゆる一高峰にして、山頂には、弘法大
 師を崇めし小堂あり、林毛川の如き、時々曳杖せし好地なり。

○菩提林の夜雨 菩提林は、町の東南一里、平泉寺白山神社に通ずる磴道にして、數町の間古
 松老杉兩側に茂り、間々楓樹を交ゆ。

○龍川の垂釣 九頭龍川の鮎漁、全國に名あり、其法、築、かけ、友釣、掛釣、投網等種々あ
 れども、就中、最も趣味あるものは友釣なり、三伏の天の暑を水中に避け、一笠一竿漁籃を
 腰にし、三々五々互に其獲物を競ふ様の興多き、絮説を要せざるべし。

○三角の螢火 三角は、町より片瀬村に至る途中の一小野なり、初夏の候は、其美觀宇治に劣
 らず。

○鶴峯の残雪 鶴が嶽は、町の北方約一里、荒土村後一帶の峯巒なり、暮春、全峰翠滴らんと
 する時霽間に消殘れる白雪の形、恰も鶴に似たるを以て喧傳せらる。

○義宜寺の晚鐘 義宜寺は富田區にある一禪刹にして、地稍々高し、境内に鬱乎たる老杉の間
 より漏れ來る聲、豈浮世以外の響ならざらんや。

○庚申野の春色 庚申野は、町と長山公園間一帶の田圃にして、若草の萌ゆる春に、百花の咲
 める色は、此處にのみこそと首肯かる。

○鶴の島の渡船 鶴の島は、當町より、對岸遅羽鹿谷の兩村にいたる九頭龍川の一渡船場に
 して、平水の時は網越なれども、増水の時は權越をなす、斜陽水面に金を鏢かすの頃、一棹山
 水悉く動く渡船の景は、一幅絶好の畫題たらざらんや。

〔勝山八勝詩歌〕小笠原 信房 (藩主、滿洲に倣ひて物せられしもの、現時と、其況を異にするもの
 は細註を附し、懷往の料に供する事となしぬ。)

圓福夕照(國泰寺
の山號)

圓福院前春色奇、花陰柳外夕陽宜、勢多好景長橋影、十里龍江流水倚。

春の色は入日の影にうつろひてなかめあやある寺の夕暮

白麓晚鐘(義宜寺
の山號)

秋深白麓禪林峯、落葉紅楓日暮鐘、一百八聲耳根淨、含靈自教佛情深。

さくからに心の塵やきよむらんよしのぶ寺の入相の鐘

鷹島夜雨(町の北端、福井街道の傍に、方三十間許の芝生に松樹を植え送迎の好所なりしに、明治二十九年後、九頭龍の流域となりたり。)

寂寥夜雨往來人、一笠一簑好底身、山色不江水色、長楊何所西風頻。

さびしさの色こそ見えねおもひやるおと高島の夜半の村雨

龍江歸帆

水碧砂明曲岸碕、遊鳧宿鷺日相依、棹歌新發龍紅曉、一葉輕舟載月歸。

風すさむ高瀬の波のたつの江に月をのせてやかへる舟人

靈應晴嵐(平泉寺の山號)

靈應山高佳景連、晴風吹送拂雲烟、落花片々在衣上、支拂視成十二縁。

はふり子の夢や覺むらん雲はる、麓の宮の松の嵐に

龜山秋月(長山公園西の小丘、水田中に突出せるもの)

一鏡磨來雲影收、天光赫耀滿城秋、今宵何用臨湖水、山下風流足勝遊。

須磨明石外にやはある此峯の光も清き秋の夜の月

岩木落雁(片瀬道畔一帯水田)

九漠塞鴻下九阜、正斯白雪望滔々、井田多水有芹綠、應歇長途寒日勞。

等閑にかへる姿やかからまし空飛ぶ雁のをちの岩木

鵜島暮雪、

鶴墜行人馬不前、鵜毛吹散朔風聯、望眼渺茫鵜島暮、比良景色又江天、

花の晨月の霜夜をながめ来てけふこの島の雪の夕暮

夕照庵 下後(所謂川原)の一旗亭に過ぎるも森春壽の咏什以て傳ふるに足れり。

桃花顯 映潭、柳枝搖曳水如藍、夜明朝旭豈不好、更好風流夕照庵。

勝山城址 下元祿に在り、天正年間の創築、にかかり、維新の際まで、代々領主の居城たりし

が、廢藩と共に、城主小笠原氏東都へ移住されし後は、漸時取毀たれ、學校成器、役場、寺院四方

製絲揚丸三ノ、と化し、現今は、唯天守臺と、塹壕の敗墟の一部分を認め得るのみ、花滿ちし春殿

鷓鴣飛び、松風蘿月に古を想ふもの、誰か一掬の涙なきを得んや。

臺上巨碑有り、高一丈、巾六尺、表に、

明治二十二年三月

勝山城址之碑

源長守書

裏に、勝山城址碑蔭記

元祿四年七月小笠原貞信公白美池高須移封土食邑二萬餘石治績孫信辰公創築本城唐三丁裏三丁後山帶河沃饒四塞天府之險也至八世長守公奉還封土任勝山藩知事明治四年廢藩置縣臣其年八月去茲土移居東京貞信公移封至長守去國凡一百八十一稔矣後二年有廢城之令舊封土民情其終歸澤滅建石城址以遺永遠(萬藩土木下義雄謹記)

明治二十二年歲在己丑三月

子爵 小笠原長育書

を刻し、更に、懷舊追憶の情に
禁えざらしむ。

此城は、天正八年、柴田三左衛門勝安の築造せしものにて、初め、袋田城と呼ばしが如し。



天守臺と城址碑

勝安小傳 勝安は、佐々間盛次の子にして、勝家の一族義宣の義子なり、天正五年、義宣北谷に戦死するや、其遺封を襲領し、翌六年春、義宣の吊合戦として北谷を討討し、谷時を越えて牛首十六ヶ村を殉へ、同八年、勝家の加州一揆討に從ひ功あり、勝山地方、及、牛首を賞賜せられしが、同十一年、賤ヶ嶽にて戦死せり。

(諸書、其名を勝成と誤るは、其法該勝成院なるを以て、義宣の法諱義宣寺に擬へ認て誤傳せしものならむ、勝安なることは昨川文書 猪野瀬に徴すべし。)

(七國志)天正八年閏三月一向一揆討伐、柴田修理勝家は加州ヲ難ナク攻從へ

勝山ニ柴田三左衛門勝成

ヲ居置ケル

(越加記)天正三年 勝山 柴田三左衛門勝成(按に石高を被せず勝家の分知せしものが此其時には義宣なりしならむ)

(義宣墓銘)勝山主人 天正初五

(按)に、前三書に勝山とあるは、勝山地方を汎稱せしものにて、今の勝山城にあらざるは、城と記せざること、及、城址考文にて明かなり、況んや、天正三年、一揆掃蕩の際、村岡山を勝山と稱せしとの説あるをや。

(城址考) 城 柴田將監義宣 今勝山と云 義宣寺 屋敷跡也

(勝山領主大略)勝安養父の仇を報せむと同六戊寅春谷城に馳向一時に責落長本の首數級を討取凱陣此外兩國の間に逆意を振之より濫馳也

(前田松雲公)天正中柴田勝家越前を領するに及び兵を此地に出し牛首系マア十一ヶ村新保系五ヶ村とを略取す

勝安以後の城主を擧ぐれば、

天正十一年より

成田氏

(昨川文書) 柴田三左衛門知行分拙者給置昨日二日袋田へ入城云々 五月三日 成田彌左衛門重政準押參 沿革章

(寶永七年再改白山神社御由緒) 文祿年中勝山の御領主成田彌左衛門様へ云々

(按)に(昨川文書)文祿五年武藤文右衛門よりの(一)法印標へ申上云々の文あり、成田氏は、何年間領せしものにて、關ヶ

原役の頃は、勝山城主の名見へず、或は、一時廢頽、青木氏など兼領せしものか。

慶長六年より松平秀康の臣林長門守或は城代乎。

〔越前史略〕(十二郡圖)勝山鎮北莊を去る東七里十町 九千九百三十石 其六千九百三十石 隸 林長門守

又長門以來代官等居る所の宅云々(按に此説の如くんば長門は城に居らざりしか)

〔越前名蹟考〕慶長六年より秀康郷臣林長門伊賀共有 但城代乎

〔久世阿部記〕伊賀勝山城代たり惟ふに此地邊土と雖亦一廢邑たり且伊賀祿小にして未大功あるを聞かず然らば城代たるも是れならん乎

長門小傳 長門は、三州の人、後伊賀守と號す、秀康入封の時、勝山に封ぜられ、秋九千八百四十石、隸士若干、慶長十八年五月、久世阿部騷動に座して放たる(越前史略) 長門道放後、直基就封迄は如何なりけむ不詳。或は城代を置きしもの乎。

寛永元年より 松平大和守直基

〔恩榮錄〕寛永元年六月八日新加三萬石 越前勝山 松平大和守直基

〔勝山領主大略〕松平大和守直勝公 御知行三萬五千石 元和六庚申年勝山御入部御居城を築きたまふ。此には異論駁説あり大野城址の頃參照)寛永十二年大野 御替

同十二年より 松平但馬守直良

〔恩榮錄〕(寛永十二年八月朔日)加一萬石合三萬五千石越前勝山 松平土佐守直良

正保元年より 一時廢城(始は福井侯預後は直轄)

〔恩榮錄〕正保元年三月十五日勝山より移る松平土佐守直良

〔越前史略〕(貞享三年)國初林長門勝山に居り其後大和公直基但馬直良相繼て之れに封ぜらる忠忠昌公光通公以來假に之を治め其門番を遣して之に居しむ而して今代官來り居り云々

元祿四年より小笠原氏代々 其小傳は沿革 寶永五年幕命に依り築城 沿革條參照

〔越前類聚國誌〕大野郡宮河ノ北ニアリ南大野城ヲ去コト三里四福井城ヲ去コト六里初袋田村ト云後勝山ト改ム

柴田監物義宣ハ柴田修理亮勝家ノ一族ナリ天正ノ初勝山ノ城主タリ勝家加越ノ賊ヲ討スル時戦死ス勝山ノ北谷村ニ墓アリ碑文ニ依テ此事ヲ記ス勝山ニ義宣ノ創ムル所ナリ柴田三左衛門勝成ハ勝家ノ甥ナリ志津嶽ノ戦ニ敗北シテ邑ヲ奪ハル 其城ハ勝山ノ北ノ郡村ニアリ 城址 其時代詳ナラス

清水丹後守孝正越前黃門ヨリ一萬二千石ヲ賜ヒ慶長六年此城ニ居ル同十六年罪有テ沒收セラル

松平大和守直基初此ニ封セラレ寛永十二年大野ニ移ル

松平但馬守直良寛永十二年木本ヨリ此ニ移リ正保元年又大野ニ移ル此城ニ在ルコト九年ナリ其後四十九年ノ間福井ニ隸シテ在番ス

小笠原土佐守貞信ハ左衛門佐政信ノ子ナリ二萬二千七百七十石ヲ領ス初濃州高須ニ在領地屢水患アルニ依テ元祿四年七月請テ此ニ移ルト云其後子孫嗣テ封セラル

〔御舊記〕寶永五年六月信辰家城主之主命

〔越前拾遺錄〕勝山城ハ大野郡ニアリ秀康公ノ時林伊賀守ヲ置レ又其後大和守直基但馬守直富公ノ居住シ玉ヒ其後御預領ト

ナリ交代番ヲ置レシニ天和四年ヨリ小笠原土佐守貞信ニ賜リ代々在任也
〔大日本地名辭書〕 勝山城址は長山と云ふ天正年中柴田勝家の將柴田監物義宣此に居りしと曰ふ福井へ秀康公入部の後は城代を置かれしが寛永以後中廢したるに似たり元祿四年小笠原土佐守貞信澧州高取城より轉じ勝山二萬三千石を賜り本城を修理す子孫世襲明治維新に至り廢す

〔孤月附記〕 此説、果して何に據り、何を混同せられけむ、城址を長山といひ、修城を元祿四年とする等、殆ど取るべからざるは、前掲にて明かなれど、博士の説なればと迷はされむ人あらんかと言す。

〔越前名蹟考〕 柴田時代柴田監物義宣柴田三左衛門勝成（孤月按に義宣を載するは城址考を讀誤りしものならむ）

〔按〕に、小笠原氏の入封を、天和四年とする説ありと見へ（名蹟考）には、〔武鑑〕に天和四年よりと有は誤也と註記し、〔越前史略〕天和四年の條に、是歳小笠原侯勝山城に轉封せらる、按に〔武鑑〕〔主圖合結〕等に天和四年と謂ふ者は疑なき能はず如何となれば其年は吾藩未だ壓封せず勝山の事を知れり其後吾藩運を率め代官此に來營せしは既に國籍の載する所なり故に暫く彼説を措て辨をなすと云とあり、之にて、謬説の來る所は明なれど、婆心より又も附記す。

神宮寺趾

神宮寺趾 下元祿正等寺の北方約三十間の地是なるも、今は、田圃と化し、其附近に流る、川名に、其昔を偲ばしむるのみ。

〔八幡宮菱華銘〕 長清六世之孫宗長食邑於信州伊奈郡松尾矣其胄子貞宗君創建兩刹其一松尾山神宮寺以爲祈願之場

〔菱貫紀聞〕 八幡宮信州伊香羅庄降松郷島田村ニアリ別當眞言宗高野山末降松山神宮寺聖胎院 越前勝山城中ニアリ別當天台宗白山持松尾神宮寺

台宗白山持松尾神宮寺

〔松尾拾遺抄〕 貞宗君置神宮開善兩刹

〔信濃紀行〕 神宮宮ノ舊記ヲシルニ正嘉二年十二月長政ノトキ上尊奉行常葉常陸守トアリ宗長長秀光康定基信實五君ノ時モ御修補

〔按〕に、小笠原氏移封毎に、其新封の地に、八幡宮と、其別當神宮寺を建つるの例に依り、元祿四年、美濃高須より入封の際、地を下し建築したりしものにて、信州以來眞言宗なりしに、此際同宗の僧を得る能はざりしより轉宗、平泉寺末となり明治五年、八幡宮の合記と共に廢寺となれり神明社八幡宮の條參照

法恩寺趾

法恩寺趾 當町より東方約三里の深山に在り、今、尙、笹藪中に礎石のみをなせり、世人の熟知する高峰法恩寺山は、此寺趾の附近を云ふ、平泉寺盛時の一坊趾なりとそ。

人物

人物 林毛川が經濟儒〔實業之日〕參看たるは世に定評あり、其子雪篷書を以て聞ゆるを始めとし教育家、劍客、實業家等傳ふべき人少からず。

林季梁

林季梁 世稀に「毛川遺稿」を傳

ふ、南摩羽峯之に跋し曰く、「余聞

毛川翁勝山藩良太夫也其治國興學

校勵文武以振士氣殖物產勸農商以

謀富盛功業赫奕平生與大野藩内山

自贊の肖像



兄弟尙膠漆友」と毛川とは季梁の號なり、此書季梁の事業と文藻を悉して餘蘊なし、顧ふに、毛川は、經世濟民の大器にして、尋常章句者流にあらざるなり、今「遺稿」を抜抄し、以て傳に代へん哉。

其子雪篷 書家として世に名あり。

林季梁遺德碑

在成器女子校地内、廿四年建之、
(人物志)所載者此文初草也

前勝山藩知事小笠原長守篆額

林大夫毛川翁之觀於毛谷川也喟然嘆曰源泉混混不舍晝夜灌溉城邑民被其澤水之無情而有功如此人豈可不如水乎遂以毛川爲號焉翁學主實用博聞強識其所交游概一時之選如賴山陽龜田綾瀨諸先生皆以等輩遇之初藩主長守公齒猶幼委政重臣當時昌平日久海内偷安翁慨然以振士氣爲任藩暨秦魯齋讀書好義上言請興學校獻書數十種及金一百兩翁大喜使魯齋摺其事魯齋拮据經營募財鳩工已成名曰成器堂煥然庫寮繞之又建勝山文庫以集内外典籍及弓馬槍劍銃砲丸文武教場莫不具備焉於是士風一變曉然知所嚮其於民政儲米粟以備凶荒修堤防以慮水潦與物產以勸農商諸如是之類不一而足士之歷游北道者必過訪其藩士民翁然稱爲良大夫後有故辭職安政五年戊午七月十二日卒於家享年五十有八翁諱棟字季梁初名崑三郎後更主稅晚稱芥藏父諱某世仕勝山

藩列大夫翁承父襲職參藩政二十餘年其爲治嚴而不苛簡而克明識人能用先是勝山多產煙草邑民資以衣食者居半而濫製粗造奸商私其利盤價頓墜翁深憂之命藩士水谷健十郎木原佗作等釐革其弊淘汰精覈其譽終復迄今煙草之利遍西北諸州其興利除害機宜得當卒此類也翁嘗築毛川書室自題其壁曰源流不甚遠而一城不可無此水足以當名河之稱矣名聲不甚高而一鄉不可無此人足以齒名士之列矣其友野田笛浦亦嘗有言季梁史傳之精文章之雄加之天資愷憚不以辭色假人議論激昂磯而愈出俾人畏而不敢近迨其議罷論畢天宇新霽風月如洗唯見其灑落可愛耳吁可以知其人矣今茲乙丑邑人懼翁遺績久而或歸泯滅也欲勒之貞石以圖不朽來徵余文乃叙其梗概如此蓋距翁之死三十餘季云

明治二十二年四月

元老院議官兼文科大學教授文學博士從四位勳五等重野安釋撰

男 林 陳 謹 書

〔毛川遺稿〕 讀陰陽錄

易曰積善之家必餘慶積不善之家必餘殃此言也聖人爲懲小人而發也非爲勸君子而發也何則小人幸利害而拘禍福焉苟見利福所有則奔而趨之雖焦頭折足之勞不敢辭唯恐其利福之不得也知禍告將及則避而避之雖君父之急不遑顧唯懼其禍害及已焉故小人以利福誘其欲以禍害懼其心而可以便遷善改惡矣君子則不然喜理義而不希利福惡不仁而不畏禍害義不當爲則雖千乘之封萬戶之

富不敢取矣。理當為則。雖刀鋸斧鉞亦談笑而就之。故君子可以理諭而不可以禍福奪矣。吾故曰此言也。為小人而發。非為君子而發也。非耶。頃讀袁了凡所著陰騭錄。其書勸佛氏之說。言禍福之報。應謂欲某福而不得。積某善卒得之。欲某利而不得。累某仁卒得之。如生子登科。延壽之類。皆以為平生積善果仁之所致。雖萬餘言。其旨歸於修善行仁。其設意亦無甚善然。以此教誨愚則可矣。以此檢身則其陋亦甚。吾觀古之仁人君子。積善果仁。慶福流於子孫。亦知其善仁之當為。而孜孜勉之。天從而降之福焉。豈仁人君子始有意於求慶福耶。苟以希福之心而修善。以冀利之心而行仁。則此直以善與仁為求福冀利之具也。吾見其巧假美名而徇私欲。未知其果為善仁也。且以此為善。則苟知其為善而必無報。則亦不肯為乎。如忠臣義士。趨國難。死節義者。國既亡。主已滅。猶或據一城而守。或提孤軍而報仇。如此者。功立而身死焉。名成而族盛焉。主既滅矣。誰賞其功。族已盛矣。誰受其名。然而為之而不悔者。亦知義之當為也。豈如袁氏之行事。事求其報。俾其應說。噫。袁氏博覽強記。不為非宏儒。而尚拘拘於禍福之際。竟不脫於小人之窠臼。何哉。古人云。士者先器識。後文藝。袁氏豈所謂文藝有餘而器識不足者歟。

菊隱漫志

○余性不好草花。獨唯愛菊。後園種數百本。試其勾萌。檢其發生。又執菊譜。窮誌諸書。而謹其分枝灌漑之法。朝昏愛護。如育赤子。壬辰秋。罹疾殆危。困自分必死。懼絕其嗣。聚宗族而遺言。既而疾小間。便親視乘輿。使家僮早之以巡園。因吟詩曰。患病以來已幾朝。一家咫尺尚慙平。生癖好任人笑。強誇藍與看。菊苗其愛好常如此。

○吾邑近時俗尚種菊。有某甲家貧無德。石之儲備業。以禮請妻。子最竭力告。藝植一夜有盜。盜竊其苗。去某甲嘗為余說。忿怒見而夫。花非聲色臭味也。而盜侵夜竊之。盜盜者亦悲憤若失。重器風俗之移。人有可笑者。

○余嘗東游。江戶同藩中。得二友。曰小暮。思齊。曰遠山。季陟。三人深相結。為忘年交。思齊有識。外若坦蕩。內實謹重。議論風生。多出意表。季涉風流。灑落文思。敏捷凡白詩賦。辭章及國歌。講語之屬。無所不善。余在其間。一無所能。惟耿介自負。不以毀譽得喪。關於慮者。余竊自謂於二子無多讓也。

○余少喜美色。嘗在茗江。雲舍一日。暮醉歸。同寮相聚。作書。余即大書云。生不逢絕世色。死當求四毛於地下矣。一舉大笑。然余再娶。皆無珠色。

但其後娶者。性極貞。靜善。書工。筆余愛而敬之。客年秋。罹險。產而死。年幾十八。余毀傷過制。至今夢寐不能忘也。

○余性急。量隘。黑白太明。清濁太分。聞人一善。則感激至泣。聞一不善。則奮拳切齒。以此取憎於世多矣。自知其已甚。雖少裁抑。而性之所稟。亦終不能禁也。

○余嘗謂窮達有命。非係賢否也。以我途不可。駭人以我窮不可。倂人以人窮不可。侮之。苟能此四者。則雖無他異。能不失為士君子矣。若有一不能。則雖有異能。亦不足稱也。

○士人雖讀書誦文。亦不可以雅流。自居。歷絕俗士。歐陽文忠公。方與客披襟。酣飲。忽有外客至。公遽著朝見之坐。客曰。何不呼人來。公曰。此俗人。也不可以吾輩禮待之。此最可師法。若陶淵明不肯束帶。見鄉里小人。乃隱者之事。非士人之宜。則也。

○士大夫立身。雖尚德量。其初宜以氣節為先。否則恐流於從諛。韓忠獻公。博宏能容物。然嘗自謂大臣。以李固杜喬為本。其繁猶恐為胡廣。趙戒。范文正公。用人多取氣節之士。蘇文忠云。士以氣為主。三公之所崇。尚可見也。

○士之生世。遇知己。主言聽計。從治則為相輔。君澤民亂則為將。排難除凶。功名遂策。名竹帛。若世無知己。則杜門。跡身在城市。心存丘壑。以煙霞泉石自娛。此二者。有時有命。非士之榮辱也。若夫趨炎附勢。逢迎阿諛。苟貪一時之榮。大丈夫身可殺。亦不肯為也。

○余於先人最晚。生二兄。既長。出任。余獨侍先人側。先人教導。應愛尤至。常以古忠臣孝子相誨。談及補公。父子殉國之事。則嗚咽流涕。不能終話。余時賢軀。雖不解忠義為何事。亦俱位下。距今二十餘年。雖再欲奉音。聽慈訓。不得也。嗟。

此卷篇々。雄勁雅健。有直瀟千里之勢。不負毛川其。讀俱字句。問或欠。銀鍊如。信浦諸先評。蓋士大夫之文。而非文人之文也。宜矣。其參藩政事。業炳然可觀。不負士大夫之職也。

明治辛卯九月

辛卯新正

中洲 三 島 毅 拜評

賀客戴星東。又四、履痕印雪半成泥、黃鶯不管人間問、梅樹枝頭自在啼。

下編 町村誌 勝山町

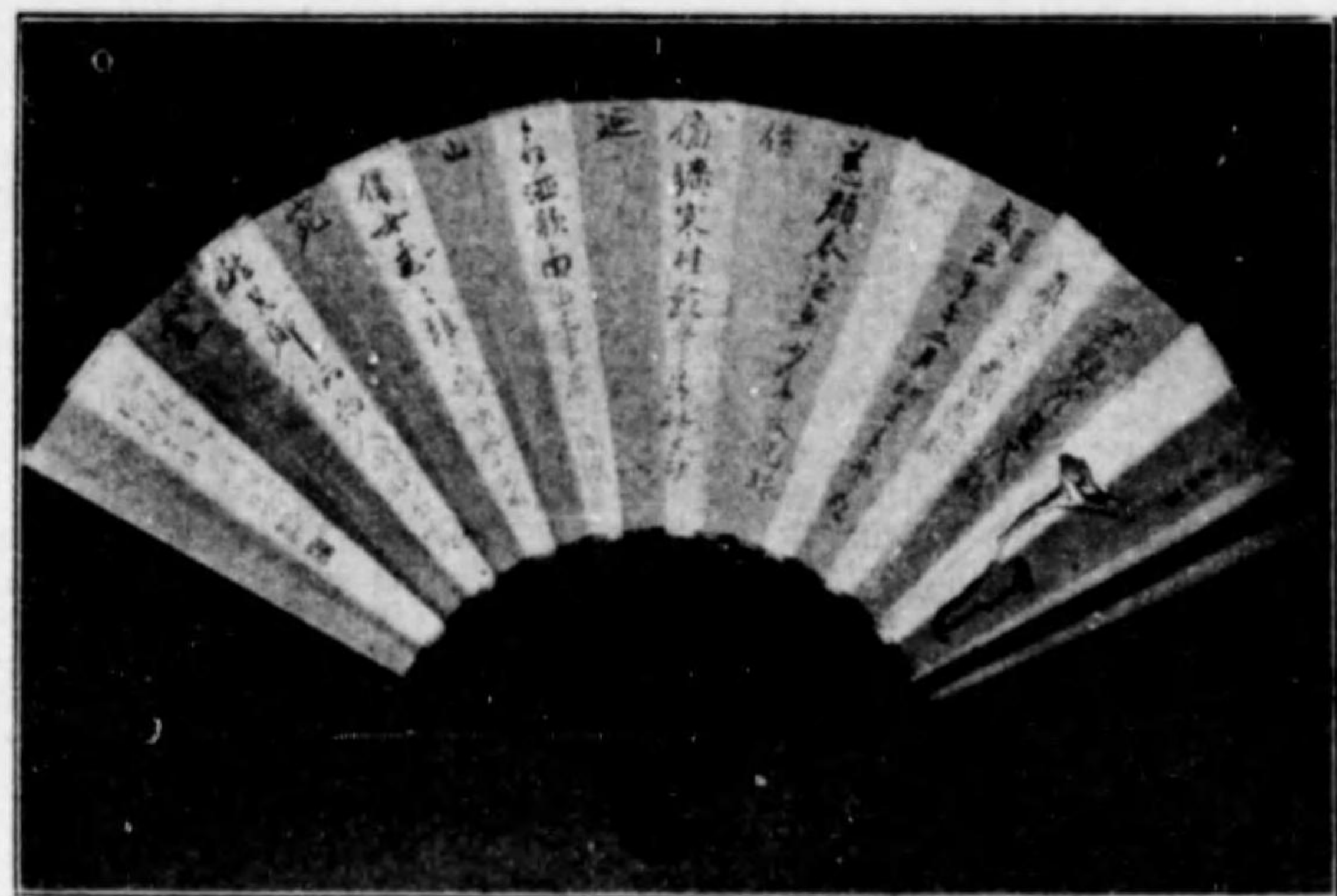
又

懸懸結草作舟車拉去窮神送市閩神謂君唯知送我不知送彼滿床書
傲鶴齋老翁疊山村居體三首

先生住在御山西松滿門庭菊滿溪曳杖逍遙杉菊際不知窓外夕陽低
同送大井生

關山千里莫言遠月滿郵亭所々樓五十三程涼亭樹吟鞭數盡是神州
柳雪煮茶得齊

林雪蓬



詠

試搗瓊花壓樹低石茶自煮對寒溪誰知天上一杯雪化作香烟入晚霓
林雪蓬 名は陳、字希述、雪篷は其號、通稱は
慎助、藩の名太夫毛川翁の庶長子なり、歳十四、
東上して、旗下の土川上花頼に仕ふ、花頼書を善

くす、雪篷師事して、詩書に親しみ、傍ら男谷下
總に、劍道及書法を受く、海舟勝伯は其當時より
終生の知友たり、二十四にして、一旦出で、豪農
石川氏を襲ぎしも、復歸、書家高橋石齋(明治五年物故)と
深く交を訂せり。

〔石齋年譜〕 嘉永三年庚戌先生年三十四越前小笠原侯の臣佐々木慎助後姓を林と改む雪蓬と號す其名普く世に知られず先生
か訪ふて書法を譲ず蓋し慎助一日刻工に就て先生の稿を見尋常備書に非ざるを知り即ち來り訪ふものなり當時一見萬知の如
く意氣頗相合す爾來交誼益深く兄弟の如し

慎助幕府の麾下田中市瓦右衛門(有名なる山陰奉)及其用人柴田東五郎を先生に介す云々
安政元年歸郷、別に一家を成す、文久二年、物頭役と爲り、維新の際、少參事、權大參事に累
進し、集議院の開かるゝや、選ばれて公議人となり、尋で、宣教掛を命ぜらる、明治四年故主
の世嗣長育侯の教育を托せられ、翌年京師に移住す長育は七十一一年居を大坂に轉し、翌年更に東
京に徙る、高橋自恃と相知りしは蓋し其頃なるべし。

〔自持言行錄〕 君が自持居士の號は天下知らざるなし又吟澗と號す讀書室に林雪篷の書「洞同天地」の匾を掲ぐるを以て時に
洞同子と署せることあり

其間、詩書を樂み、興到れば雲煙潑墨、時に歷遊して健脚を誇り、「西征紀行」の著あり、性骸體、
氣慨に富み、嚴君の風あり、寡慾にて清楚、人格高きを以て、知人間に稱せらる、晩年嗣子と
共に芝に住し、三十二年五月十四日、年七十九を以て病歿す、芝區白金町茅壁宗瑞寺に葬る。

〔西遊紀行〕 宿神戸露憶茶山先生

園池依舊與秋閑、黃葉夕陽何改觀、鷗社清娛今已矣、留題驛壁月將闌、
一從詩卷遞人間、西刻東茶何日閑、我亦焚香誦君句、篇々渾耐治痴頑。

下編 町村誌 勝山町

客跡飄然遍九州、車宜逸不宜遊、西江水接釜山碧、一顧芙蓉暗結愁。

秦魯齋

秦魯齋 成器校を見る者は、成器堂に遊び、延て其創建者秦魯齋を懐はざるはなし、義宣寺境内魯齋の墓あり、墓側の巨碑、人と業と相俟ちて、百世の下好簡追懐の資たらずんばあらず。

〔碑文〕

文久癸亥勝山藩醫官魯仙秦翁沒其子剛偶在余塾越明年三月具狀哀哭以告曰剛輩既當大威罔極之恩其謂之何但是窳窳之事未飭長兄勤有命剛與先生之大筆以不朽其事庶幾以未滅其罪願先生憫恤之謹布腹心非所敢望也時余新遷白川令吏事鞅掌而心悲其意惻然許之乃據狀序之曰秦氏之先出於豐之大友氏既亡有諱親鄉者謂其子親貞曰世既治矣貧賤行仁莫醫若焉汝其勉之遂改業醫大友氏鎮西著姓其族或稱波多野秦字邦訓與波多野同實永中因改氏秦蓋慮辱其先也子至直照益精其業小笠原公聘為侍醫遂徙於越之勝山曾孫諱親精舉一子出嗣外舅溝口氏乃養福井醫員澤氏之子敬直為嗣娶某氏生男是為魯仙翁諱履字中正稱魯齋十歲失姑例削秩別支六日俸文政乙酉年十六舉中士賜十二日俸戊子與暇學平安問道於田中履堂受醫術於吉益北州緒方順節居二年去遊攝及讚後復還京師前後五年其所師事皆選也

4

秦魯齋の墓



業成而歸天保癸巳賜祿六十石丙申再遊京師三年業益運戊戌加賜十石己亥冬瑞龍公病於江戸邸召翁侍疾時病勢危篤百方不効明年公薨嗣君仍其喪勤賜有品辛丑今公患痘症殊逆翁侍療甚勤殆廢寢食公遂愈賜章服數稱爾後公東勤必從一歲公戌浪華翁偶不從既而公病急遽召翁不日而愈其見親信如此翁既精醫事傍喜文武天保中獻書數十篋及金數百兩請建學校公嘉納命掌營築之事翁喜盡力經營弘化元甲辰功竣堂廡煥然庫寮統之自他射埒炮場藥圃莫不具備人無貴賤各其所好修業於其中國俗為之一變名曰成器堂公賞其功加秩三十石合食百石命世掌學政嘉永中有故減群臣俸三年并收所假子弟習騎之馬而嚮之翁痛士子弟廢騎法獻餼馬金而贖之凡士人有疾者施藥之如此者亦三年公嘉尚賜劉俊畫軸二幅晚年厭薄世事屢請致仕不許文久壬戌復申前請獲允乃自號魯仙不復省人事讀書圍棋放浪

於溪山之間唯意所適人亦從而倦之曰如先生可謂名不負實矣明年九月病沒於家享年五十有四葬於城北義宣寺之塋翁性質直鄙言絕於口邪志斷於心其與人居默々若不能言者親疏貴賤待之如一晚節尤儉者務於施與有貧不能自存者輒調濟之無所吝惜以故人益愛而尊之其於醫事無所不研究乞治者戶外履常滿若死其家相與語曰服先生之藥猶且不治此亦命焉耳娶伴氏生八男一女長子勤有承家學洋醫法亦有能名次發善刀法騎術別開一房賜八口俸次朴亦學洋醫次虎講象譜學於長崎次熊天次剛亦有志行次除次循猶少在家女適田原親翁方治家有法諸子皆樹立駁々有不可量之慶人以爲積善之應銘曰

人亦有言 上醫々國 卓矣秦翁 既盡其職 又文又武 一邦矜式 舊俗以變 人新其德 惟

天福善 莫貳莫咸 其愛伊何 子孫翼々

元治紀元歲在甲子秋九月

日南 安 井 衡 撰

明治二十有五年壬辰秋於東京寓舍

後學 林 覺 謹書

秦勤有

秦勤有 魯齋の長子なり、家業を繼ぎ、明治三年、成器堂を管理し、九年醫師會を組織し、次て獨立病院を經營し、器械場、勝山銀行、修身教會を設立する等、町の發展に腐心し、軍事義捐、教育寄與等尠からず、三十九年、日露戰爭紀念として、軍事公債一千圓を成器校に寄せし

鈴木定七

が如き其最たり、天保四年十月二十五日に生れ、明治四十一年十二月十六日七十六歳の高壽を以て逝き、嗣子勉三醫科大學を卒へ札幌病院長たり、積善の家に餘慶あり、魯齋亦後ありと謂ふべし、敢て附記す。

鈴木定七 本郡の劍客固より少からざる可し、而れども、其名遐邇に馳する、我勝山藩兩鈴木の如きは未だ曾て聞かず、神明社頭の一額、祠畔の碑、之を證して餘りあり、其劍客の名全國に高く、子爵渡邊昇の如きも、齋藤塾の同窓にして、常に定七を畏敬し、顯要の地位に上りし後にも、特に路を扨けて來訪せりといふ、明治三十九年七月十三日(其除幕の
後四十三日)下元祿の邸に歿す享年七十有四

〔評〕 從二位勳一等子爵渡邊昇書額

福井 富田厚積撰

四脇靜書

翁姓鈴木名直稱定七世在勝山藩父稱岩七翁其第二子也以天保四年十一月二十一日生自幼好武技生甫九歲就藩擊劍師範波多野氏學劍術十二歲叩舊精江藩擊劍師範四島氏門淹留二日與其門弟試劍勝山藩士與他藩異派者試技以翁爲嚆矢弘化四年負笈赴江都就應下教劍術居四閱月去復赴江都入齋藤塾九郎門修其業又三年安政二年十月歸鄉爲藩劍術師範明年從藩侯祇役江都邸暇則造齋藤氏研鍊其技遂極其精水戸藩聞之求聘翁有故而辭萬延元年九月藩侯嘉其術精鍊賜祿若干石則成家參與藩政廢藩之後用力於地方民事凡二十餘年官四與金員以慰其勞先是宮內省告郡長傳用翁爲宮中擊劍教授方意辭而不起三十四年十二月自武德會總裁小松宮親王賜第六回武德祭演場中其術最精練證書翁今年七十三老而益壯猶能教鄉青年而不倦云頃日勝山人士謀樹碑以荷翁名不朽請予銘之因憶吾藩福井嘗有劍術師範五家而皆學守傳家萬法未有以長劍擊刺新法教子弟者嘉永年間齋藤彌九郎

息新太郎與翁及赤樺才助徒來福井試技衆始知長劍爲利於是藩選鶴瀨河邸諸士入齋藤門學其法歸教藩士子弟爲抑翁九歲初學劍十二歲至他藩試技已可謂偉矣而以小藩子弟風入都門專修其業又與新太郎徒來大藩較技長短何其好武之篤也則今日吾郷此技之盛翁率先開誘之功亦不可泯也因不辭而爲之銘々曰

翁於萬藩 公侯干城 尤善擊劍 海內知名 時際維新 用力民事 老健歷練 武技所教

橫田秀撰

〔額〕明治二十七年五月

我邦曰細戈足國武器精備之謂也又曰礮取慮島猶謂丈夫國也而三種神器劍居其一然則劍者我國精靈之所鍾而武夫忠義之氣得類焉以發劍之爲用亦大也哉然而擊劍之技其所履固遠至後世其技盛開流派亦多我鈴木定七先生所傳曰新眞影流鈴木元先生所傳曰新拔流藩制之日兩先生擊劍之名噴々四聞及明治維新廢刀之令下兩先生恐劍技之與士氣俱衰廢爾後倡擊吾輩時々使演習其技吾輩今尙得不忘其技以保士氣實爲兩先生之賜豈可不永紀念乎故各不自揣列記兩先生門下之姓名恭揭諸社頭如左 勝山萬藩士

鈴木定七
鈴木元門人

遊美女

歌人遊美女 藩醫の女なりしが、其家祿を失ひし後、福井に假寓すること十餘年、安永の初年、

三國に移り、天明二年臘月十六日、年齒三十六にて病歿せり、其什誦すべきもの少からず。

〔雪の枝折〕遊美女は、勝山のきみにつかふるくすしのむすめなりけるが、こゝろさまゆうにやさしく、このみてふみをもよみけるに、其家祿をうしなひにたれば、福井にゆかりおほかるまゝに來り住けるを、長谷川直巷の妻、始てとふらひけるつとめていひつかはしける。

雪深き草の月さしをあはれしる人ならて又誰かとふべき

かへし

拾

君がすむやどの夏草淺からぬ露のことは忘るべしやは

安永の比、女どちの歌よむ人の中に、むたりをえり出で、六歌仙にならずらへつゝ人々のもてはやしける。

〔岩、拾、安、拾の美重、利佐、と遊美女なり此女の歌〕

見るまゝにやがて散べき花なれば手折も人の情ならまし

遊美女は十とせあまり住侍りけるに、こゝにも住わびつゝ、安永のはじめの頃、こゝろにもあらで、三國のみなとに住所もとめて住けるがなべての女のくせにしてやまふがらに身まほく、ゆかりの人もなきものから、よろづこゝろぼそく、過にし方のみ戀しかりしにや、福井にありけむ友どちのもとへ遣しける文の奥に

ながめやる空にかこちて戀しさの袖よりくもる朧よの月

暮 春

いつとなき賤が手わざの亂糸結びもよめず春ぞくれ行

友どちより返事の文の末に返し

おもふぞよかすむは同じ春の夜に昔なしのふ袖の月影

同じ人の許へ

花に嵐の夕なたづね、雪の晨の御音づれいと昔を忘兼て、懐かしき折柄に

とばれにしことなかりせば雪としも降りし昔を忍ばざらまし

忘れてはむかしの雪のふることを今も君こし道にたづねて

返し文のおくに

踏分けて逢見ん道もしら雪のふりしむかしぞとも戀しき

下編 町村誌 勝山町

またある時おなじ友のもとへ文の末に

花の朧月の夕、四の時の折にふれて友こひわぶる浦千鳥の波に漂ふ蓬蘽草

夢にだに蝶とならばや君とくに草の花野を遊びくらさむ

返しの文の末に

百くさのひもとく花も一盛りあはれこてふの夢の世の中

とり／＼あはれなることおほくきこえける、天明のふたとせしはす十六日に、よそちによつたらて身まかりぬ。

嘯柳容巴

嘯柳容巴文。當地方俳道の中興なり、郡町の人、通稱は板屋甚七現時旅館松村新斯道の造詣深く、藩主阿松公飛騨守の眷顧を受け、天明三年の火災に罹りて中廢せし文臺を復興し、及門の社中は

一時一百餘名、享和二年九月二十二日、七十四歳にて逝けり。

雲もちとあしらふて見たし今日の月。

齋藤遊絲

齋藤遊絲。本縣内に於ける實業家中、綠綬褒章を賜はりしは、寥々晨星も曾ならず、其稀有の表章者の魁たる、遊絲其人の如きは、本縣實業家の最と稱するも溢美にあらざるべし。

〔日本實業之記〕

福井縣越前國大野郡勝山町袋田

齋藤遊絲

夙ニ製絲政長ノ志ヲ抱キ勝山製絲會社ヲ創立シ爾來百難ヲ排シ群議ヲ闢キ斯ニ從來シ遂ニ製造ノ數量ヲ増益シ生絲品質ヲ進

歩セシメ又率先海外へ直輸販賣ヲ企テ紐實生絲市上ニ於テ大ニ其聲價ヲ高フシ外ハ以テ海外ノ信用ヲ博シ内ハ以テ製絲家ヲ

模範トナル即チ實業ニ精勵シ成績著明ナルモノトス依テ明治十四年十二月七日勅定ノ綠綬褒章ヲ賜ヒ其善行ヲ表彰ス

明治二十五年二月十二日

遊絲は、郡町の酒造家、林安右衛門の二男にして、文化四年三月二十九日を以て其家に生れ、幼名を與三郎と稱せり、九才の時父を喪ひ、慈母のみに愛育せらる、長ずるに及び、其至孝を以て憐閭の間に喧傳す、天稟温厚篤實にして、耐忍果敢の氣力に富み、容易に人と争はず、然れども、其必要に迫られ、言論を上下するに當りは、一言一句苟もせず、談論風發、能く其赤心を人の腹中に置かざれば止まず、人をして深く其熱誠を感ぜしめたりと云ふ、後年、氏が殖産興業の道に於て、一大成效を見るに至りしは、全く此氣象の賜に他ならず、十六歳加冠、安兵衛と改名、嘉永六年、齋藤家に入り、通稱治兵衛を繼ぐ。同家は、赤貧洗ふが如くなりしに氏は、呉服店を開き、拮据經營、家運を恢復し、安政二年、擧げられて町年寄心得となり、萬延元年、産物會社を設置せらるゝや、勤務を命ぜられ、明治二年、該會所の生産局と改稱せられし際には、製絲家監督の任に當りしが、同年十月、同町の製絲を悉く該局に買上げ、之を横濱に齎して販賣を試みしに、絲質の粗悪なりし爲め其志を得ず、空しく怨を呑みて歸國す、是に於てか、深く製絲改良の急務と、販路擴張の必要とを感じ、同六年十月、同業にして且其親

成なる小林平二郎と謀り、東奔西走同志を糾合し大に爲す所あらんとせしも、時機未だ到らず、然れども、難に遭へば一層奮ふは斯人の常なれば、同七年三月。斷然意を決して、一工場を袋田字岸の下に設置し、十二臺の製絲機械を据付け、之が事業を開始しけるに、其製品之を在來の物に比すれば大に出色の點を認むと雖も、未だ以て完全の域に達するを得ず、從て、其販路も亦内國に止まり、尙前途遼遠なるに、事草創に屬し、收支相償はず、經營の困難名狀ずべからざるものあり、偶、時の敦賀縣權令山田式甫、地方巡視の途次、視しく工場を視察し、深く其の熱誠を嘉みし、今後の施設に就て訓諭する所あり、且應分の助力を與ふべき事を約せしが、八年五月、山田權令の上京に當り、養嗣子治三郎(小林平三郎の三男、現町長齋藤治兵衛)をして隨行東上せしめ、以て前橋富岡等の製絲場に就き、諸般の設備を視察せしむ、得る所尠ならず、歸りて機械の構造等に大に改良を施し、翌年百難を排して、勝山製絲會社の設立の端緒を見、一大工場を舊城内三ノ丸に建築して、盛に製絲業を發展しけるが、奮勵の功空しからず、品質年を追ひて精巧となり、聲價月に進み、遂に米佛の諸國に直輸出の道を開くに至り、且、其設備も漸次よく整頓し、後年新に斯業を起せし者は、遠近となく來りて範を此處に採りしと云ふ。

十一年三月、家を養嗣子治三郎に譲り、名を遊絲と改め、全く家業の係累を絶ち、専心一意會

社の事務に盡瘁し、創立の當時より、二十二年までは、支配人として事業の經營を双肩に擔ひ、二十三年には、一旦社長の地位に去り、翌二十四年よりは顧問役となりて其職に従ひ、二十九年、當町大火災の爲め、遂に會社解散の不幸を見るに至りし迄は、風雨寒暑を厭はず、一日も會社に出勤せざりし事はなかりしと云ふ、又以て氏の精勵を知るに足れり。

從來我地方に行はれし養蠶は、唯夏蠶のみにして、其成繭は機械挽製絲となすに適せざりしを以て、氏は又小林平三郎松村由兵衛と謀り、會社設立の當時より、數年間各資を投じて春蠶種及び、桑苗を遠く原産地より購入し、之を養蠶家に分與し、常に其代價を償はしめざるのみならず、良繭を産出せしめし者には、賞金を與ふるなど、積極的の方針を執りしを以て、爲めに地方養蠶上に革新を與へ、遂に現時の如き良果を收むるに至れり。

明治二十五年二月、政府其殖産上の効績著大なるを賞し、綠綬褒章を賜ひて、其善行を表彰せり、二十九年、大火災後は、全く世事と關係を絶ち、徐に其餘生を樂みしが、同三十三年十二月十九日、七十九歳の高齡を以て、家に逝きぬ。

平常、娯楽としては俳諧を好み、其傳ふべきもの少なからずと云ふ。

齋藤遊絲の多年の志を賞して。

數のなき物ぞ辱し冬牡丹。

寒さ剛忘れて老も獅子舞

長 育
吐 月

小林平三郎

小林平三郎 齋藤遊絲を傳して、平三郎を傳せざるは、隻翼片輪の感なき能はず、平三郎は、家號を美濃屋と稱し、代々吳服商を以て業とせり、幼名は又太郎、天保八年二月九日を以て其家に生る、十歳の時、藩費成器堂に入りて漢文學を修め、十六歳の時、名を伊兵衛と改めたり、文久三年、坂谷道路河岸壁開鑿の事業を擔任し、牛馬往來の自由を得せしめ、慶應元年、家を續ぎ、父名を襲ひて平三郎と改稱せしが、三年十二月には、藩の銀坐、正金振込世話方擔任、明治三年正月には町庄屋、同四年には、勝山町郡袋田二區の副戸長、同八年には、米庫收米監督等の諸役を歴任し、常に熱誠を以て事に従ひ、治績頗る多かりき、時に郡役所設置の事あり、町民舉て此地に置かれむことを熱望して止まず、然るに、平三郎は、獨り、斯る小事に拘泥して事を争ふの不可にして、寧ろ殖産興業に全力を注ぐの得策なる事を唱道し、率先製絲改良の道を企圖し、先づ、齋藤治兵衛(遊絲)と謀りて之に従事すべく決心す、偶、縣廳製絲工女傳習生募集の舉ありしかば、恰恫なる女子二名に諭して之に應ぜしめ、工部省御雇佛人ブリエーナに就て傳習を受けしめ、爾來當地の製絲家、生絲商等に説き、工場を創設することを圖り

て成らざりしも、奮然志を決して袋田町字岸の下に一工場を創設し、苦辛慘憺、勝山製絲會社の創立、並に蠶種改良等を、遊絲と其事を同じうせり、然るに、天有爲の人物に年を假さず、未だ會社が充分の發展を見ずして、(明治十三年二月三十日、享年四十四歳)、病歿せられしは、實に遺憾なりといふべし。三男、一女あり、長子又太郎家を繼ぎて平三郎と改名し、益々家業に勉勵し、今や、町内第一の商舖と目せらる、又、公共心に富み、公益の爲めに盡す所少からず、夙に郡内實業家として、世人の尊敬を受けたり、資性、温厚謙讓にして才智あり、猥りに人と争はず、然も、事に臨むや果斷、且、忍耐力に富みしは、其長所なりしと云ふ。若し齋藤氏の如く、長壽を保ちたらむには、或は、綠綬褒章拜受の光榮に浴するを得たりしならむとは、世評の一致する所なるに、事茲に及ばずして、歿後十二年、官奈良に開設の關西聯合府縣共進會に於て追賞せり、

〔賞状〕

故 小林平三郎

夙ニ製絲ノ改良ニ熱心シ機械ヲ創設シ百折掩マズ善ク其目的ヲ達シ遂ニ海外ニ輸出シ大ニ其名聲ヲ博ス因テ其功勞ヲ追賞ス

明治二十五年五月十一日

農商務大臣正三位勳三等 河野 敬 謙

石上茂

石上 茂 當町長淵の人、天保十年十二月二日、眞柄氏に生る、父は石上氏より入りて繼ぎし人、

下編 町村誌 勝山町

母は後妻野邊氏なり、幼にして父を喪ひ、家道衰へ、長兄少弟皆離散し、茂は同族茂右衛門に寄食し、十六歳にして、婿茂兵衛の家を繼ぎ、先づ煙草の改良販路擴張を圖り、明治六年、陽報社を組織して器械製絲業を起し、二十二年、轉じて製絹業を起し、斯業發達に功ありしが、三十八年一月家に歿す、享年六十七、男茂兵衛家業を繼ぎ、益々發展中に屬す

貴殿卒先シテ郷里に機業ヲ開キ實益ヲ興シ候儀爲公私感服ノ至ニ候附後御盡力盛況ニ赴キ候事ヲ希望ニ不勝其志ヲ感シ萬端ヲ以テ別紙定紋(紋付羽織)ヲ贈リ其喜ビヲ表ス

明治二十六年五月

源 長 育

札々機聲到處備、繰車繰作玉環々、誰知紅女織々手、織出一家衣食來。

明治四拾四年七月、本縣、重要物産共進會開催に際し追賞せり。

石 上 茂

地方製絲ノ粗悪ナルヲ慨キ機械繰ノ必要ヲ唱通シ同志ト謀リ製絲會社ヲ經營ス又率先シテ羽二重事業ニ從事シ教師ヲ招致シ
亦斯業ノ改善發展ニ努メ宿内地向織物ヲ製織シテ範ヲ同業者ニ示ス其功勞顯著ナリ因テ之ヲ追賞ス。

明治四十四年七月二十日

福井縣知事正五位勳四等 中村純九郎

茶屋藤右衛門

茶屋藤右衛門 本縣知事より、表彰されたる孝子義僕少からず、されど二回に至りし者は曾て有らず、其之れあるは茶屋藤右衛門のみ。

(賞状)

藤右衛門は、當町郡の藤藤右衛門の長子、幼名は兼吉、十三歳母を喪ひ、後三年父も亦歿す藩主長惑みて拔擢手廻役とす、忠勤を以て稱せらる、後明治十七年、坂井郡長たりし村井石介に仕へ、二十年石介病没するや、遺孤を保育す、二十七年六月時の縣知事荒川邦藏より

賞性篤實明治十七年故村井石介ノ僕トナリ能ク忠實ヲ盡クシ石介死亡ノ後ハ専ラ家事ヲ管理シ幼主孝思郡ヲ始メ其家族ヲ保育シ身ヲ持スル勤儉一意主家ヲ扶翼シ夙夜匪懈モ倦怠セズ十有一年志行一日ノ如シ洵ニ奇特トス依テ爲其賞金五圓下賜候事

同三十一年五月、時の縣知事岩男三郎より、

賞性温順齡四十八歳ニシテ故村井石介ノ僕トナリ克ク忠勤ヲ盡クシ去ル二十年中石介死亡シ際テ其妻亦歿ス爾來専ラ家事ヲ管理シ幼主ヲ始メ其家族ヲ保育シ難苦經營モ風梳セズ志操ノ堅キ十有五年志行一日ノ如シ洵ニ奇特トス仍テ爲其賞金參圓五拾錢下賜候事

其忠誠を賞賜せらる、聞く、藤右衛門年參十四出で、坂井郡三國港醫師多賀谷眞策に仕へしに、石介、親戚關係より、同家へ往訪、藤右衛門の爲人に感じ、強請己の從僕たらしめしものにて、石介の病みし際には、夜も帯を解かず、看護に力む、石介起たざるを知り、勞を謝し且後事を托す、石介の死後數年にして、其寡婦も亦逝く、時に遺孤五人、長子は家を去り、長女も十餘歳のみ、藤右衛門、年齒僅に四歳の幼兒を戸主とし、一家を扶持す、石介性狷介治産を

意に介せず、故に家道裕かならざる事甚し、藤右衛門、晝は幼主を負ひて、他家に備役せられ、夜は家事を管して労働を敢てし、以て遺孤四人を就學せしむ、今や齡耳順を越ゆるも、尙身心を主家に捧げて、嬰鏢盡瘁せりと。編者、二十餘年前に、四孤を扶育するの事實を親睹し、曾て三孤教育の任に當り、更に、其出身地を問うるを知りて此傳を草す、感歎の情殊に深し、
藤右衛門、壯時一娶、故あり自から介して他に嫁せしめ、爾來娶らざ眞に一奇翁と稱すべし。

野町たき子

野村たき子 今茲明治四十四年、成器女子校舎成る、校内一女子の肖像額を掲ぐ、之れ即ちたき子其人たり、たき子幼名はすて子、舊藩士山内村右衛門の二女、弘化元年に生る、後母の出なり、年甫て十四、隣人の語乃姉は、十四歳にして大阪に赴きしに、を聞き、或は世人の嗤笑を買ひ、累を怙恃に及ぼすを慮り、切に乞ふて上阪す、當時家道裕かならず、僅に天保錢三ヶと、再縫の敵給四ツとを興へしのみなりと傳ふ、さて、叔父に伴はれて大阪に行くや、異母姉仕ふるの所縁を以て、兩替店辻部彌太郎に仕へ、忠實主家に奉する十八年、店主深く感じて、店員河内澁川郡の人野村徳七に嫁せしむ、其間、二十六歳の時、一度歸省せしのみなりしも、朝夕北向遙拜して、所生の恩を謝せり、明治の初年、辻部家故ありて衰ふ、店主七十金を與へて別に家をなさしむ、是に於て、更に其資三百金を三割の高利にて借り兩替店を開く、之より夙起夜寢

自から車を挽き營々店務に力め、所得は悉く故家主計の救助に供す、如此八年、故主感泣謝絶するに至りて止む、此時夫妻初めて絹衣稿秩父一領を製せしと曰ふ、其忠實勤儉想ふべし、斯く其業を營むや、一に薄利誠實を旨とせしかば、正直野村の稱漸く市中に高し、三子あり、たき子特に之が薰陶に心を盡せしかば、長子徳七幼名は、信之助、高等商業を卒へ、大阪市本町二丁目に住し、數百萬金の豪富として公債現物問屋を營み、仲子實三郎は兄を助け、少元五郎は英國パーミングハム大學に學び傍ら倫敦支店長となり、昆弟聲譽あり、皆曰く、今日在る實に母の賜なりと、明治三十六年病て歿す、享年六十、越えて七年、長子徳七母を懷ふて、母の故郷に展幕し、母の教育の恩を感銘して、獨力校舎を寄附す、之れ此校内にたき子の肖像を掲ぐ所以なり、豈に當町出身の此賢母良妻の龜鑑を永く傳へざるを得んや。

其他

當町の人物此に止まらず、故陸軍歩兵少尉松本啓次郎次條の殊勳者及左の諸氏あり

法學士（埼玉縣知事）島田剛太郎 醫學士秦勉三 判事（大審院）米村壯宜

文官（專賣局主事）島田毅一 （朝鮮總督府判官）宇野美苗

陸軍武官（步兵中佐）柳生俊久 （一等軍醫）宇佐見一郎 （步兵中尉）松井節藏 （同勝田）宇太郎

（二等軍醫）西脇得三 （二等軍醫）横田季兒 （砲兵少尉）池田金也 （特務曹長）鈴木庄藏

海軍武官 (上等) 三竹豊藏

教育者 (鹿兒島女子) 木下竹次 (第四高等) 三竹欽次郎 (早稲田大) 米村健一 (横濱フエリリ) 岩佐琢藏 (師範學校長) (學校教授) (學講師)

其他在外の俊秀亦た少からず

從年

從軍

西南戰役 出征者 陸軍三名 海軍三名

明治二十七八年戰役 出征者 陸軍二十六名 海軍三名 病死者五名

病死者

陸軍看護手中村照男

明治二十七年十月二十六日廣島陸軍豫備病院に於て病死

陸軍後備歩兵上等兵 島田彌市

明治二十八年六月五日韓國仁川兵站病院に於て病死

陸軍後備歩兵一等卒 織田福松

明治二十八年七月五日韓國甘湖浦病院に於て病死

陸軍後備歩兵一等卒 松木乙之助

明治二十八年九月八日韓國平安道定川患者集合所に於て病死

陸軍看護手 伴格藏

殊勳者 渡邊壯藏

明治二十八年十一月二十二日臺灣基隆兵站病院に於て病死

陸軍砲兵少佐從五位勳五等功五級 渡邊壯藏

文久元年に生れ、明治十一年に教導團に學び、十八年士官學校を卒へ、少尉に任じ、爾來近衛師團に屬して各職に歴勤し、

三陛下に供奉し、二十八年臺灣を討伐して各地に轉戦し、殊勳を賞せられ、三十年、英照皇太后陛下の御葬儀には、靈柩脇被仰付、同年四月、少佐に陞み、翌年六聯隊、三十三年十聯隊に轉し、三十五年の大演習にも參加し、天盃をも賜はりしに、日露國交斷絶の翌月十六日、疾を獲て歿す、實に可惜。本郡の出身少なからざれど、常に三陛下に供奉せしは無し、故らに特筆す。

陸軍歩兵少佐正六位勳五等 鈴木信

鈴木少佐

著名の劍客定七の子、安政三年二月廿八日に元祿に生る、明治十年教導團に、十三年士官學校に入り、十五年少尉に任じ、十八年清國に管派せられ、翌年中尉に陞し、廿一年歸朝、參謀本部に出仕す、二十二年戸山學校に戰術科を學び、日清戰役には大尉、第八聯隊中隊長として渡清、海城、鳳凰城等を守り、次で臺灣の各地に轉戦し、勳六等に叙せられ、旭日章を賜ひしが、三十四年少佐に陞み、三十五年勳五等に叙し、日露戰爭起るの時、偶々疾を獲て郷里に没す、其

遺憾相想ふべく、又邦家の爲に浩歎の極にこそ。

三十七八年役
戦病死者

明治三十七八年戦役 出征者百六十八名 陸軍百六十五名 海軍五名 内戦死者十四名 病死一名

法名 釋 賢 英 陸軍歩兵上等兵勳八等 堀 田 勇 吉

明治三十七年八月十九日清國龍眼北方角面堡に於て戦死

法名 釋 正 從 陸軍歩兵上等兵勳八等功七級 南 部 勢 平

同年同月同日同處に於て戦死

法名 釋 誓 孝 陸軍歩兵一等卒勳八等 高 原 鐵 男

同年同月二十二日同處にて戦死

法名 釋 快 淨 陸軍歩兵上等兵勳八等功七級 平 岡 末 松

同年九月十九日同處に於て戦死

法名 釋 正 憲 陸軍歩兵軍曹勳七等功七級 伊 藤 正 之 助

同年同月同日同處に於て戦死

法名 釋 順 敏 陸軍補充兵歩兵一等卒勳八等 猪 野 末 六

同年同月同日同處に於て戦死

法名 釋 明 哲 陸軍歩兵上等兵 五十嵐 佐太郎

同年十月五日同處に於て戦死

法各 釋 祐 鳳 陸軍歩兵上等兵勳八等 前 田 留 吉

同年同月二十三日同處に於て戦死

法名 釋 頭 童 陸軍工兵伍長勳七等功七級 萬 己 喜 太 郎

同年同月同日同處に於て戦死

法名 釋 顯 美 陸軍補充兵歩兵二等卒 山 田 房 吉

同年十二月二十六日清國長岑子に於て戦死

法名 釋 義 勝 陸軍歩兵軍曹勳七等功七級 島 田 彌 作

同年同月二十八日二龍山に於て戦死

法名 智 博 居士 陸軍歩兵上等兵勳八等 淺 井 與 兵 衛

明治三十八年三月二日清國影驛店にて戦死

法名 政 山 良 忠 居士 陸軍後備歩兵上等兵勳八等 神 谷 政 五 郎

同年同月八日清國大小方士屯に於て戦死

下編 町村誌 勝山町

法名 釋 願 成 陸軍補充歩兵一等卒勳八等 川崎善三郎

明治三十八年三月九日清國郭三屯に於て戦死

法名 釋 信 聖 陸軍騎兵一等卒勳八等 五十嵐音吉

明治三十七年十一月九日清國青泥窪兵站病院に於て病死

生存殊勳者

海軍主計少監正六位勳四等功五級 岡部越藏

岡部主計少監

明治二十三年七月、海軍主計學校を優等にて卒業し、浪速、武蔵、龍驤等の諸艦に乗組、廿七八年戦役には、居留民保護、臺灣征討に従事し、勳六等旭日章を賜ひ、廿八年末、大主計に任じ、次で筑波、鎮東、高雄諸艦の主計長に補せられ、北清事變にも渡清し、明石、嚴島、高千穂に轉乘し、日露戦役には、亞米利加丸、姉川丸の主計長として功あり、海軍主計少監に任じ、其殊勳を賞賜せられたりしが、三十九年十一月、豫備役仰付られたり。

宇野少佐

陸軍歩兵少佐正七位勳六等功五級 宇野捨二

幼年學校士官學校を卒へ、三十一年六月少尉に任せられ、十九聯隊附に補せられ、翌年旗手を命せられ、其翌年中尉に陞み、三十五年十八旅團副官に補せられ、三十七八年戦役には、旅順

宇野一等軍醫

攻圍軍に参加し、九月盤龍山に傷つき後送、癒へて鯖江補充大隊中隊長となり、翌年樺太に出征、北部各地に轉戦し、臺灣を守備し、凱旋後其殊勳を受賜せらる。

陸軍一等軍醫正七位勳六等功五級 宇野 榮

初め成器校に學び、次で、東京本所明德小學校と、東京尋常中學校とを卒へ、第三高等中學校に入り、第五に轉じて其業を卒り、三十一年東京帝國大學醫科大學に入り、三十五年卒業、翌年二等軍醫に任じ、三十七八年戦役出征中一等軍醫に陞み、凱旋後其殊勳を賞賜せられたり。

池田三等軍醫正

陸軍三等軍醫正從六位勳四等功五級 池田 昭

藩士邦の長男なり、廿一年第四高等中學校醫學部を卒業し、日清戦役には、三等軍醫近衛師團輜重兵大隊附を以て、臺灣各地に轉戦し、勳六等旭日章を賞賜せらる、三十年二等軍醫、三十二年一等軍醫に任じ、臺灣、韓國等に奉職し、三十六年、依願豫備に入りしが、三十七八年戦役起るや、第九師團衛生臨時部員として出征し、各地に勤務し、凱旋後三等軍醫正に陞み、功五級金鷄勳章勳四等旭日小綬章を賞賜せられぬ。

鈴木特務曹長

陸軍歩兵特務曹長勳六等功六級 鈴木 庄藏

下元祿の人、少時職を求めて不如意、三十一年教導團に入り、卒業後歩兵第七聯隊附となり、

三十三年戸山學校に、體操劍術科を學び、翌年駐屯軍として清國に管派せられしが、三十七八年戰役には、七月出征、安子嶺にて奮闘、翌月曹長に任じ、第一回總攻撃に参加し、特務曹長に陞み、攻圍の諸戰に與り、次で奉天の會戰に従ひ、凱旋後其殊功を録せらる。

- 陸軍砲兵曹長勳八等功七級 青 木 一 葉
- 海軍一等兵曹勳七等功七級 三 竹 豐 造
- 陸軍憲兵曹長勳七等功七級 細 野 喜 市
- 陸軍歩兵軍曹勳七等功六級 鶴 野 喜 六
- 陸軍歩兵軍曹勳七等功七級 松 田 長 太 郎
- 陸軍歩兵軍曹勳七等功七級 木 田 長 吉
- 陸軍騎兵軍曹勳七等功七級 鈴 木 隼 太
- 陸軍砲兵伍長勳七等功七級 田 中 留 吉
- 陸軍工兵伍長勳七等功七級 松 村 惣 太 郎
- 陸軍三等看護長勳八等功七級 櫻 井 傳 四 郎
- 陸軍歩兵上等兵勳八等功七級 山 川 和 吉

雜
左義長

雜 左義長 此年中行事は、各地にあらざるなきも、此町のは一特色存するのみならず、今や、文明の利器は空中に蛛網を盛り、此事將に絶えんとす、之れ聊記述を試みんとする所以。

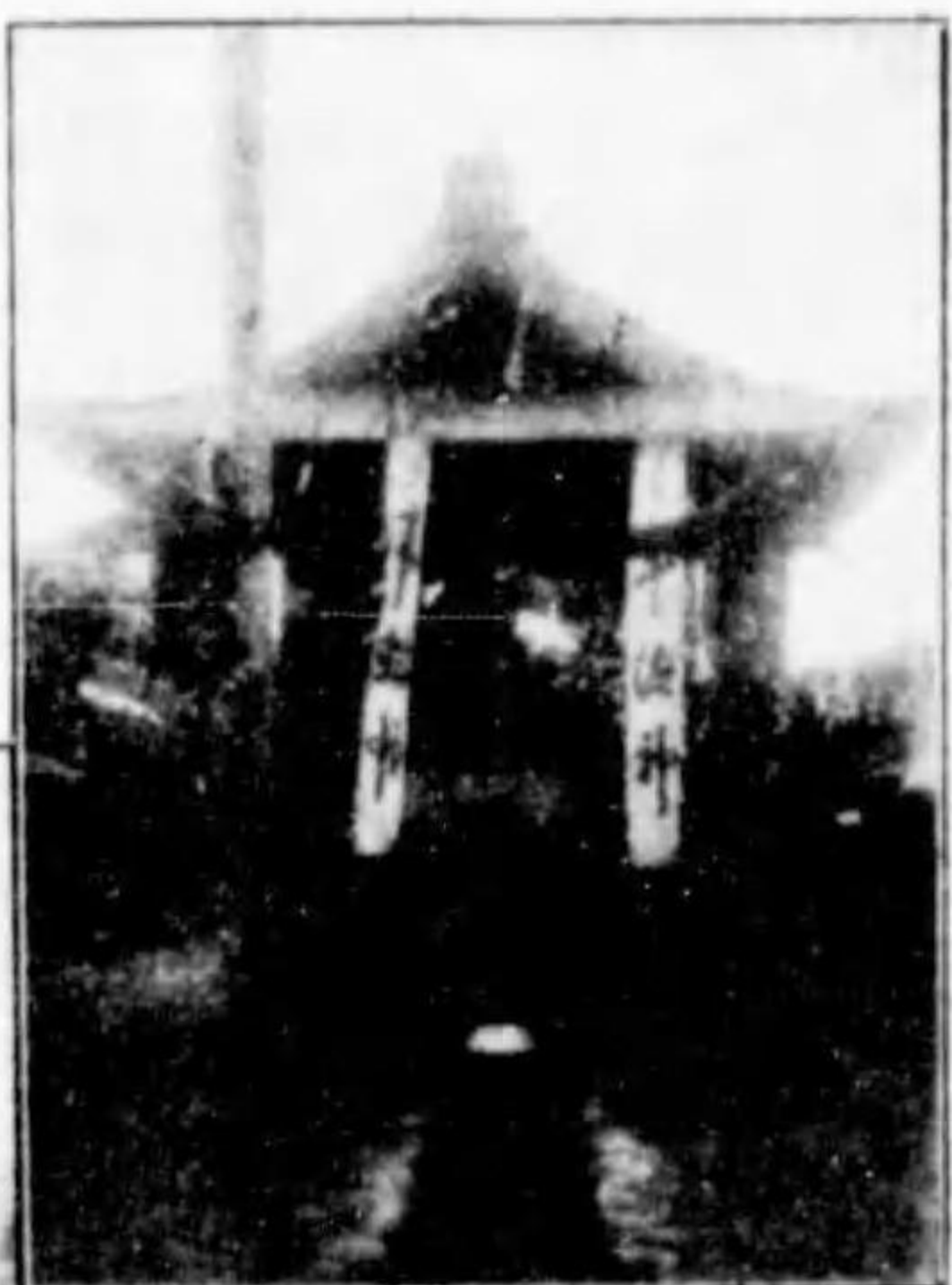
- 陸軍歩兵上等兵勳八等功七級 岡 田 欽 治
- 陸軍歩兵上等兵勳八等功七級 中 村 惣 太 郎
- 陸軍歩兵一等卒勳八等功七級 黒 田 清 吉
- 陸軍歩兵一等卒勳八等功七級 松 田 藤 市
- 陸軍砲兵一等卒勳八等功七級 岡 田 藤 七

舊時は、陰曆正月十四日に行ひしが、現今は、陽曆二月二十五日を以て舉行す、先づ、各區の街路兩側の頭上一丈位の所に、一面に細繩を張り渡し、青黄赤三色の紙を繼ぎ、巾二寸、長三尺位に切りたる物をつり、同町を裝飾す、此作業は兒童の任務にして、豫め各戸に就き、花短冊割とて相當の金錢を乞ひ受けその費用に充つ、扱て、各區街路の中央には櫓を立つ、こは各區毎に共同經營せるものにして、平時は悉く取り外し得べく製し、區立の倉庫、或は、各戸に配當して藏め置き、その前日之を組建つ。

かくて、櫓上には太鼓を備へ、衆人の打つに任せあれば、夜十二時頃迄は、鼓聲響き、群童嬉

戯し、青年は三々五々、草笛、三味線、尺八、月琴等を鳴らして是を合奏し、櫓の四周には、繪
畫歌句をものせる。懸燈を吊せり。

此櫓と共に別に、松飾を建つ、
三間位の松樹五本を交叉して組
立て、其内三木の梢上には、直
徑三尺位の圓徑に色扇を結び、
その上に兒童が物せし書初めと
て、奉書紙にかけるものを挿み、
松樹の間には、枝葉をつける青
竹を兩側に垂れ、その梢端より
扇五六本を釣せり、女には俗に
色と稱する徑一尺内外の圓形、
又は、方形の板に、俳優の假裝杯を下繪とせる押繪細工を張り、其四隅に、長四五尺の紙總を
吊り、櫓の櫓下にかく、



(櫓と松飾)



又は、方形の板に、俳優の假裝杯を下繪とせる押繪細工を張り、其四隅に、長四五尺の紙總を
吊り、櫓の櫓下にかく、

かくて、十二時に至れば、前日來建て置きし飾り松を取拂ひ、川原若くは、野外に持運び、之
に數多の葉を結びつけて、各區順次に之を焼く、此時兒童は、磬鐘を持參し、火酣なるとき囁
し立つ、その詞に曰く、

「サラバサラバ來年モゴザレサ來年モゴザレ」

やんこ 當町消防の走り合にて、毎春季演習了りし後、餘興として行ふ各組の競争なり、即ち、
町の北端長淵區を出發點とし、町の東邊長山講武臺を到着點とし、其通過順路を豫め定め、一
定の組員を配置し、兩處共に五間距に各組の發着點を定む、扱走り出しに當る者は、組中の最
も機敏なる者を選び、一點の號鐘を合圖とし、走り繩を持って各驅け始む、(此時走り繩ト云フ者ナ
柄ナツケ、中ニ鈴ヲ付セリ、此此競争ノニ用ス)順路の各組員は、順次走り繩を受け次ぎて疾走し、各組共最後の一人決
勝點の標旗を纏にて突き倒す、之をブンデン突といひ、其先後によりて着順を決し、其着順に
よりて、各組の行列を整へ、町内を巡行して歸宅するなり、故に、最先着して行列の先頭とな
るを無上の名譽とせり、されば、各組に於て、右準備整ひ、人員の配置終るや、各選手に雞卵
を供し、足部に酒精を吹きかけ、互に他の組に負けぬ様に疾走の勢氣を増すことに勉む。疾走
選手は、色手拭を以て鉢巻を爲し、各組の目標とす、總て半裸體にて、最も勇壯なる裝を爲し、

出發時刻に近くや、小供の小旗を振り先驅するあり、之を旗振りと云ふ、間もなく、合圖の號鐘一點にて、各組必死となりて疾走する壯觀、言語に絶せり。

十王堂祭

十王堂祭 立石區に、一小十王堂あり、毎年舊六月十七日、即ち、平泉寺祭の前日祭祀を行ふ、日暮より、當町、及、附近村落の青年男女は、浴衣掛の裝にて、三三五五參詣し來り、庵尼が擊磬の響に和して、青年男女が踊る音遠村近落にまで聞ゆ。蓋し、此踊りは、平泉寺全盛時代の遺習にして、その全盛期に於ては、白山權現祭禮の前夜、此處にて夜籠し、黎明を待ちて參拜するを例とせしかば、その徒然を慰むる爲め、かくは踊り始めしを傳へて、今日に至れるならんか。

顯如講

顯如講 往昔、平泉寺滅亡の後、當地方眞宗信徒等よりの懇請により、顯如自作の木像を尊光寺へ下附以來、毎年舊曆七月二十三日を以て、之を執行する慣例となれり、この日は、北部地方一般に休業して、善男善女の參詣引きもならず、されば同寺の境内より、市中にかけ、非常に雜鬧し、肩摩接踵歩せずして進み得るに至る、當日は、俗に二十三夜といひ、夜間は境内にて踊を行ふ。その歌の一節に曰く、

「二十三夜はこひしい顯如上人、今は西の雲間にかくれられ、」

御前角力

御前角力 小笠原氏入封の時、八幡社の祭、即ち、舊八月十五日を以て、領内の年少者を集めて力を神前に角せしめ、藩主は疾病事故のあらざる限りは、出で、拜殿に座を占め上覽し、藩士は南方の小高き所にて見物せしに、常に力士に負傷者多きこと五十餘年、寛延三年、信辰是神慮に叶はざればならんと、町の氏神社たる神明祠前に於て、毎年八月十八日を以て、之を行ふこととし、備角力も此時より始まり、藩主の觀覽すること原の如し、然れ共、藩士等が見物するに好位置なかりしかば、或は個人にて、或は數人にて共同して、境内東方一帶に石垣を築き土を盛り、所謂士族棧敷を造り、舊幕時代に於ては、一般觀覽人は手拭を以て頭部を掩はず、日傘を用ふることを禁せられ、剩へ扇の使用すら許されざりき。維新後、其習慣の大部分は破れしと雖も、士族の人々は、舊の如く東部の高所に陣取り見物するを常とす、殊に、奇習慣は、七分三分と稱へ、舊時は行司の權能を重んじ、假令行司の處置に就き、三分の理、七分の非理あるも他より容喙を許さざりしが、近來は、寄七分、宮三分とて、寄方に大に強みを持たすに至れり、乃ち、勝敗定かならざる時は、大抵は寄方を勝とす、又寄方の勝ちし時は、或は鬨の聲を挙げ、或は賞賛の意を示し、手拭等に纏頭を包み投げ與ふる杯、常に盛なるに反し、宮方が勝つも、冷然として是を知らざるものゝ如し、蓋し、宮方の大部は、給金取の備角力の故なる

を以てならん。今や、御前の観覧なきも、尙年中行事の一として、數里の遠きより集り來る者萬に上るを常とす。

市二十六日

二十六日市 暮に近き師走二十六日には、本町通りに、特に年の市行はれ、近郷山家の素人商人、町商人、旅商人を交じへ、早朝より定めの場合に店張の用意忙はしく、神佛の棚飾、年頭の縁起物、臺所用具、下駄、其他食料品等に至るまでを思ひくゞに路を狭めて街上に陳列すれば、是を購はむとて、四方より群集し、雜鬧喧囂を極め、其日限りの事なれば、一品をも残すまじと、顧客を迎へ勉むる様、宛然都市の夜店に彷彿たり、かくて點燈軒に輝く頃となれば、晝間のどよめき跡方なく、獨り今日の人出を當て込める食店のあたり、二三の客居残りて、靜かに立ち上る湯氣を浴びつゝ、市の景氣を語れる面影の、長閑に見ゆるあるのみ。

村岡村

叙説
位置廣表

叙説 位置廣表 勝山盆地中央の北部を占め、東西約壹里拾町、南北約一里七町、面積一、〇四八方里

境界

境界 東は、朽神谷山を以て北谷村中尾及び、勝山町の奥山部と、林野の間に地を接し、南の

地勢

東半は、同町の市街部と相隣し、西半は九頭龍川を隔て、鹿谷村發坂と相對し、西北は、瀧波川を以て、野向村藥師神谷、深谷、竹林、荒土村市布、新保と境を分てり。

地勢 南半は、所謂勝山盆地の平野にて、田圃能く開け、其間に有名なる村岡山村名此山に原づくの孤立するのみなるも、北半は、法恩寺山の支脈、縱横連亘して 其間に、暮見、淨土寺二川の溪谷地と、瀧波川沿岸の小平地を成せるを見るのみ。

朽神谷山は、本村の最高峯にて、麓より山頂迄登り壹里六町、村岡山は、戰國史上に著名なる古城址にして高さ六町、西尾山は、朽神谷山より延ける一帯の丘陵にして、村の西部に亘れり。牛首道は、西尾山を横ぎり、朽神谷山脇を經過するなり。

暮見流程七十八町淨土寺同四十の二川は、共に勝山奥山部より發し、本村内を貫流し、西北境の瀧波川流程七十二町と、本村の田地に灌漑し、本村地籍にて、皆九頭龍川に注ぐ。

カクマ石 は、本村特産の石材にして、其名夙に遠近に聞え、且、珍重使用せらる。全部誌録 物章参照

越前名蹟考 剝石 山中に棚と云て水の出る所有り其邊の石のよしなり厚板のことくにて

此邊小川の橋に用ゆ石の性甚だかたくして彫刻する事能はずかくま石といふ

(序に云、近く勝山の奥山部と、カクマ谷と稱する所あり。)

序に、本村内の用水關係を示さむ

大字	田反別	芳野用水	瀧波用水	黒原用水	暮見用水	浄土寺用水	殘反別
三谷	九三、八二七						九三、八二七
猿倉	一六、四四六	一六、四四六					〇
浄土寺	三六、四二九	七、五〇〇					一〇、五二九
暮見	三〇、四一八				五、〇〇〇	五、〇〇〇	〇
榑神谷	一〇、三三三						六、三五六
郡	一八、五三〇		七、六三一				一八、五三〇
瀧波	四、六三〇						一、三三九
五本寺	六、四三九				五、〇〇〇		一、四三九
黒原	三、八四六						〇
合	三、六九〇三一	勝山町ノ内 一、五五、七七					八、八三九
計		(三、六九〇三一) 三、六九〇三一					三、五七〇〇

戸口 本年六月末日現在左の如し。

區劃 區劃 郡、瀧波、黒原、五本寺、寺尾、榑神谷、暮見、浄土寺、猿倉、三谷。

土地 本年六月三十日調如次。

大字	戸數	人口	田反	畑反	宅反	山林	原野	其他	合計												
郡	瀧波	黒原	五本寺	寺尾	榑神谷	暮見	浄土寺	猿倉	三谷	合計											
戸數	五五	九六	七	二六	四七	二五	七四	二四	一九												
人口	男 二、三三三	女 一、六九三	男 一、七八九	女 一、〇五五	男 三、二一五	女 一、四一五	男 四、九二九	女 二、七三三	男 一、八二二	女 一、〇八〇	男 二、三三三	女 一、六九三	男 一、七八九	女 一、〇五五	男 三、二一五	女 一、四一五	男 四、九二九	女 二、七三三	男 一、八二二	女 一、〇八〇	
田反	二、四八、八〇〇	三、六三、八〇〇	七、六、五七	三、六、八三〇	九、八、四一〇	三、二、二一四	八、九、九〇四	二、〇、七〇〇	二、一、〇、八三〇	二、一、〇、八三〇	二、一、〇、八三〇	二、一、〇、八三〇	二、一、〇、八三〇	二、一、〇、八三〇	二、一、〇、八三〇	二、一、〇、八三〇	二、一、〇、八三〇	二、一、〇、八三〇	二、一、〇、八三〇	二、一、〇、八三〇	二、一、〇、八三〇
畑反	四、五、三三三	七、六、五七	三、六、八三〇	九、八、四一〇	三、二、二一四	八、九、九〇四	二、〇、七〇〇	二、一、〇、八三〇	二、一、〇、八三〇	二、一、〇、八三〇	二、一、〇、八三〇	二、一、〇、八三〇	二、一、〇、八三〇	二、一、〇、八三〇	二、一、〇、八三〇	二、一、〇、八三〇	二、一、〇、八三〇	二、一、〇、八三〇	二、一、〇、八三〇	二、一、〇、八三〇	二、一、〇、八三〇
宅反	二、四八、八〇〇	三、六三、八〇〇	七、六、五七	三、六、八三〇	九、八、四一〇	三、二、二一四	八、九、九〇四	二、〇、七〇〇	二、一、〇、八三〇	二、一、〇、八三〇	二、一、〇、八三〇	二、一、〇、八三〇	二、一、〇、八三〇	二、一、〇、八三〇	二、一、〇、八三〇	二、一、〇、八三〇	二、一、〇、八三〇	二、一、〇、八三〇	二、一、〇、八三〇	二、一、〇、八三〇	二、一、〇、八三〇
山林	二、四八、八〇〇	三、六三、八〇〇	七、六、五七	三、六、八三〇	九、八、四一〇	三、二、二一四	八、九、九〇四	二、〇、七〇〇	二、一、〇、八三〇	二、一、〇、八三〇	二、一、〇、八三〇	二、一、〇、八三〇	二、一、〇、八三〇	二、一、〇、八三〇	二、一、〇、八三〇	二、一、〇、八三〇	二、一、〇、八三〇	二、一、〇、八三〇	二、一、〇、八三〇	二、一、〇、八三〇	二、一、〇、八三〇
原野	二、四八、八〇〇	三、六三、八〇〇	七、六、五七	三、六、八三〇	九、八、四一〇	三、二、二一四	八、九、九〇四	二、〇、七〇〇	二、一、〇、八三〇	二、一、〇、八三〇	二、一、〇、八三〇	二、一、〇、八三〇	二、一、〇、八三〇	二、一、〇、八三〇	二、一、〇、八三〇	二、一、〇、八三〇	二、一、〇、八三〇	二、一、〇、八三〇	二、一、〇、八三〇	二、一、〇、八三〇	二、一、〇、八三〇
其他	二、四八、八〇〇	三、六三、八〇〇	七、六、五七	三、六、八三〇	九、八、四一〇	三、二、二一四	八、九、九〇四	二、〇、七〇〇	二、一、〇、八三〇	二、一、〇、八三〇	二、一、〇、八三〇	二、一、〇、八三〇	二、一、〇、八三〇	二、一、〇、八三〇	二、一、〇、八三〇	二、一、〇、八三〇	二、一、〇、八三〇	二、一、〇、八三〇	二、一、〇、八三〇	二、一、〇、八三〇	二、一、〇、八三〇
合計	二、四八、八〇〇	三、六三、八〇〇	七、六、五七	三、六、八三〇	九、八、四一〇	三、二、二一四	八、九、九〇四	二、〇、七〇〇	二、一、〇、八三〇	二、一、〇、八三〇	二、一、〇、八三〇	二、一、〇、八三〇	二、一、〇、八三〇	二、一、〇、八三〇	二、一、〇、八三〇	二、一、〇、八三〇	二、一、〇、八三〇	二、一、〇、八三〇	二、一、〇、八三〇	二、一、〇、八三〇	二、一、〇、八三〇

地目	大字		暮見	淨土寺	猿倉	三谷	合計
	反	別					
田反	價別	別	一五、七〇〇	一、六六六、九〇〇	一、四八七、〇〇〇	九、七三〇	二、七三三、三三〇
畑反	價別	別	二、七九一、〇〇〇	一、四三〇、〇〇〇	六、六五〇、〇〇〇	二、九三二、八〇〇	一、〇七三、三三〇
宅反	價別	別	二、八二七	一、四三〇、〇〇〇	四、四三三	六、五二六	三、三〇二、六
山林反	價別	別	三、〇六〇	二、五〇〇	六、六九〇	六、八三〇	三、二五三、〇
其他反	價別	別	三、四七〇	八八七	三、六六六	三、〇三三	八、八七八
合計	價別	別	四、九二一、六〇〇	一、七六六、三三〇	八、四四三、三三〇	四、三四七、九〇〇	二、九七九、七七〇
淨土寺				三、七〇〇	三、七〇〇		七、四〇〇
寺尾				一、〇〇〇	一、〇〇〇		二、〇〇〇
郡				一、〇〇〇	一、〇〇〇		二、〇〇〇
田				一、〇〇〇	一、〇〇〇		二、〇〇〇
畑				一、〇〇〇	一、〇〇〇		二、〇〇〇
宅				一、〇〇〇	一、〇〇〇		二、〇〇〇
地				一、〇〇〇	一、〇〇〇		二、〇〇〇
山				一、〇〇〇	一、〇〇〇		二、〇〇〇
林				一、〇〇〇	一、〇〇〇		二、〇〇〇
溜				一、〇〇〇	一、〇〇〇		二、〇〇〇
池				一、〇〇〇	一、〇〇〇		二、〇〇〇

左記の地は、原、勝山町地籍に属せしを、近時、夫々手續して、各大字の所有地となれり。

交通

勝山道

交通 縣郡道村内を通じ、比較的其便を得、

縣道勝山道 は、勝山町より、本村瀧波地籍の南端を過ぎ、瀧波川新保橋全部誌地勢章參看を越え、荒土村に去るものにて、車馬の往來繁きも、本村には關係比較的に少し。勝山八景の一たる鷹島は此道の南側に在りし一勝地たりしなり。

牛首道

牛首道甲種 は、勝山町の北端より、本村内に來り猿倉、淨土寺、寺尾、朽神谷を経て、北谷村に去るものにして、明治二十四年の改修に係り、車馬を通ずべく、且白山道乙種も、朽神谷にて、此道より岐れ、野向村に赴き、村民を便すること最も大なり。此道の改修碑は、勝山町端の東側に樹てり。全部誌交通章參照

加賀新保道乙種 は、勝山町に起り、本村内郡、五木寺、黒原を經、瀧波川を越え、野向村に入るものにて、本村の平地部を横斷し、且、近時の改修に成り、亦村民を利せり。

沿革

沿革 平泉寺に近き本村が、早く開けしは疑なかるべきも、「和名抄」の郷名の何れに含まれけむ、毛屋郷の内との説は「地名辭書」に、又、上家郷は朽神谷附近にやとの説と、駁説とは「越前名蹟考」に見え全部誌沿革章參看郡が古の郡司の居りし所なる説は、既に「古名考」にと見ゆるが、近時之と共に、猿倉は一里塚の故趾なるとの説を爲す人あり。

〔福岡氏説〕抄猿倉ノ起源ハ庚申塚ヨリ起ツタノデアアリマセンカ此邊ノ地ノ字ヲ庚申野俗ニコウト申シマス一里塚ハ道祖神ノ事ヨリ起リ道案内ノ爲メ昔ハ標中ヲ樹テタケ不朽ノタメトテ石亦ハ土ヲ盛ツタモノデア各地ニ在ル矢倉矢戸坂大矢戸小矢戸ノ名ハ塚ノ上ニ矢形ノ標ヲ建テタルトノ事倉ハ置坐ノ坐テ遂ニ椀トナリ土藏トナリ變化シマシタレド元來ハ岐神々道ノ案内ヲ乞フト云事ヨリ起ツタモノナランサレバ猿倉ハ申坐ノ意味ヲ所謂一里塚ノ名稱ノ遺物ナランカ

此邊ハ北陸街道ノ昔ノ郡道俗ニ郡道ト云ガテ里程ヲ考ヘマスト恰モ大野ヨリ三里ノ場所ニ當リマス又郡村ハ隣村テ此庚申野ノ上ノ方ナ殿野野ト稱スレバ郡家ノアリシ跡ニアラザルカ勝山ノ郡町ハ東ノ方ニ當リマス

〔村誌稿〕抄勝山町の郡區は本村の郡より最初に彼町に移りしもの故他町は何れも彼區の先にたつて事を爲さざり

〔天文〕平泉寺賢聖院々領目録には、護法寺村、寺尾木村之北川ノ端、新村の東、瀧波村大島河原、ヤブ田、郡村、大島新開、と見ゆれば、其頃の事も概観するに難からず。

〔按〕に、護法寺は今の五本寺、寺尾村の木村は、今の寺尾、新村は今の浄土寺にあらざる乎、郡が瀧波に含まるゝは留意すべし點にて郡村の名は早くより存せしも、其頃は一部落名に止まりしものか、浄土寺の名は〔目録〕には矢戸村浄土寺湯ノ谷山之キツと見ゆるに止まれり、

〔平泉寺落開書〕寺尾村之田地は白山の御ふく田と聞申候其時は年貢を正供米と申候

村岡山

天正二年の平泉寺亡滅には、村岡山を中心として、兵馬倥傯の域と化せしは明かにて村岡山城跡條參照次で、此山柴田氏の居城となりしなれば、其城下たる郡は發展せしなるべし。

〔總坊山緒記〕（天正）二年宗徒馳集り一乘を攻め破りける故に景鏡力なく平泉寺に落ち入りし〔按〕に事實の錯誤は、繁説を記録の誤載、其時當地の門堂平泉寺を相攻め同四月十四日三千の坊舎悉く焚き亡され景鏡終に討死せり此時一國宗門に歸し御

本山の御領地となれり依て御門末安堵之思をなし云々

永祿年中北國騒動の砌北袋之郷内村岡山の麓に郷民の會合所有之候處郷内の二十五日講中云々

〔按〕に、村岡校の東二町程の地に、淨願寺跡、聲光寺跡あるは、一揆を指揮せし該寺等、假陣せし地に住居し、後、勝山に移りしものなるべし

徳川時代の初期には、勝山領たりしならむも、福井侯の壓封後は〔名蹟考〕に據れば

勝山領 二千八百六十八石〇四升二合三谷、猿倉、瀧波、郡、浄土寺、黒原 六 邑

郡上領 八百三十三石三斗九升柳神谷、寺尾谷見 三 邑

公 料 百五十一石壹斗壹升 五本寺 一 邑

に分領せられ、北袋郷四十一ヶ村に含まれて、明治維新に及びしなり〔名蹟考〕に、柳神谷ニヶ所に分居と見ゆ

明治維新後、戸長の官選されし十七年には、柳神谷のみは、中尾外九ヶ村の役場に屬し、其他は郡村外八ヶ村役場の所轄なりしが、制實施の際、史上に著名なる村岡を村名とし、木村を成せり、爾後の村長氏名如左。

村長氏名

自明治二十二年七月十三日	本多彌太郎
至同三十五年三月	笠川繼孝
自同三十六年五月	笠川繼孝
至同三十九年六月	笠川嘉治馬
自同三十九年六月	笠川嘉治馬

下編 町村誌 村岡村

自明治三十九年六月十四日
 至同四十年五月二十日
 自同四十年五月二十三日
 至同四十一年六月十三日
 自同四十一年六月十三日
 至同四十二年五月十日

菅川 繼孝
 池田 齋助
 今井 惟次
 中村 彦太郎

村役場と駐在所

村役場 元戸長役場時代より、郡第二十六號二十五番地の民家を假用し、三十四年、同大字二十五號九番地の民家に移りしが、四十二年十月、村岡小學校の改築竣工と同時に、舊該校舎を充用する事とし、同大字五十號九番地に定めしもの、即ち現今の役場なり。

巡查駐在所 は、村内に二ヶ所あり、其位置、及び受持區域は如次。

郡駐在所 郡に在り 郡、瀧波、猿倉、五本寺、黒原

枳神谷駐在所 枳神谷に在り 枳神谷、寺尾、淨専寺、暮見(二十九年木根橋設置以前は北谷村六大字を管せり)

産 業

米	五七七〇石	大 麥	六五五石	小 麥	一五二石
大豆	二二七石	小 豆	四三石	豌豆	四六石
菜 種	二四五石	雜 穀	一五八石	大 麻	四九八貫
桑 葉	七〇〇〇貫	繭	一二八五貫	薪	六〇〇〇〇貫

草 一二〇貫 山 羊 四〇〇貫 煙 草 二一九五七貫

等にして、其他、蔬菜類、木炭一〇〇五〇カクマ石四〇坪、漆喰土一〇〇〇貫、林産、工産等を併せ、總計一六一、四三圓に上り、一斤約三三〇圓なり。

教 育

教 育 歴史は常に繰返さる、本村の學校も、明治六年三月創設の際には、現今の本村を區域として、村岡小學校と稱し、郡の今井仁右衛門宅を假用せしが、七年七月、枳神谷は、北谷村中尾、北六呂師と組合ひ溪澗校を起し、十年一月、淨土寺、寺尾、暮見を割きて分教場を設け、七月瀧波にも之を設け、共に民家を假用し、翌年七月、淨土寺のは一校舎を新築し、三谷、猿倉は、片瀬校下に去りしに、同年十月、郡、黒原、五本寺の有志等、五百餘金を醸出し、今の加賀新保道の北側、村岡山麓の杉林下に、玻璃聖堂の校舎を新築したり。

同二十年、學校區域位置改定さるゝや、郡のは村岡校、淨土寺のは丸山校、瀧波のは立志校と改稱し共に簡易科と定められし故、同年、郡、黒原、五本寺、瀧波、淨土寺、寺尾、暮見の七六字にて、尋常村岡小學校を郡區に新設し、簡易科村岡學校をも之に併設し、二十三年、殘餘の三區をも、尋常科村岡學校下に編入し、其三區中、三谷は簡易科村岡校下、枳神谷、猿倉は丸山校下とし、次で、簡易科廢せられしにより、村岡、立志、丸山の三尋常校を併立して、四拾壹年

十月に及びしに、遂に一村一校制を實行して、村岡校に全村を併せ、舊三校舎を假教場に用ゐると共に、郡の五十六號字太夫殿松の地三畝に現校舎を新築し、翌四十二年六月、淨土寺のを第一分教場、瀧波のを第二分教場とし、同年十月新校舎竣工せし故、舊村岡校舎を村役場となし、同四十三年四月四日、高等科を併置し、校名を村岡高等小學校と改めぬ、現今の校長は、竹本重也なり。

三十九年十二月二十一日、創立農業補習學校を、村内の三校に附設せしも、一校とすると共に廢校せり。

社 寺

社 寺 本村には、一寺なく九社あり、其中、村岡神社稍由緒を存じ、其他の社と共に皆明治九年六月村社に列せられしなり。

村岡神社

村社村岡神社祭神天兒屋根命 郡字大門に在り、四十二年十一月二十日左の二社を合併せり。

村社山腰神社祭神大己貴命 猿倉字長山(九年六月被列)

同 長尾神社祭神天忍德耳尊 五木寺字長尾(同上)

口碑云往古より村岡山頂に祀れる毘沙門天ありしが天正二年に一揆此山に籠り大勝を博せしかば郷民等謂うく是偏に此天の神助に憑ると乃ち祠宇を山麓に改築して山頂の毘沙門天即ち武靈神命を安置し同時に天兒屋根命と譽田別尊との武勇二神を合祀し以て今日に及べるなりと

村社白山神社祭神大日靈貴尊 瀧波字宮の後に在り、二十九年四月十三日、社殿火け、今も假に鎮坐せり、四十二年十一月六日、同大字内の無格社天神三社祭神天満天神を合祀せり。

村社伊弉册神社祭神伊弉册尊 暮見字高山に在り、原と堂の上に在りしを、二十二年十月廿五日、現今の處に移せり。

村社丸山神社祭神鸕鷀草葺不合尊 黒原字丸山に在り。

同 神谷神社祭神大己貴尊 朽神谷字宮腰に在り。

同 水尾神社祭神天忍德耳尊 三谷字水無尾に在り。

同 寺尾神社祭神同 寺尾字堂の上に在り。

同 水上神社祭神少彦名命 淨土寺字大門に在り。

原と字鴻谷山に在りしを、天正元癸酉八月、現今の處に移せりとぞ、同字内には左の無格社あり、或は此社の舊地にあらざるか。

無格社鴻谷山神社祭神伊弉册尊 字鴻谷山に在り。

名勝故蹟 地勝山に近く、秋葦の名所、及故蹟不少。

名勝故蹟

村岡山 原と、郡の山なりしを、小笠原侯に獻じて、毎秋侯の松藪狩に供せしが、維新後、侯

長尾山

の菩提所開善寺の有に歸し、後、同寺より區民買戻し、今も松藪の名所たるのみならず、山頂の城跡、山麓の堂趾と共に、遊客の吟情を惹けり。
長尾山 亦松藪の名所として世に知られ、秋期の好晴には、探秋の客、優に毎日三四百名を數ふと云ふ。

其他、寺尾山、三谷山も、亦秋藪の名所たり。

故蹟として史上に著しきは、村岡山の城跡とす。

村岡山城

村岡山城迹 郡に在り、天正二年、平泉寺滅亡の際、一揆の籠りし所として、戦國史上に其名著し。
麓に首バサあり、寺僧斬獲の首級をかけし所と傳ふ。

〔城迹考〕 天正中大野南袋七山家一揆籠四王天一揆共始て取立籠山栗田三左衛門勝成郡村に在り山の根廻一里許内堀馬場の跡あり七

山家は小原村木根權村谷村皮合村六呂師村杉山村中野俣村なり

〔名勝志〕 朝倉式部大輔景鏡景勝山城下より北の方十町許にあり天正二年七山家の一揆共村岡山に取出の城を構へたり平泉寺に朝倉式部大輔景鏡籠けるが一揆退治の爲に式部を大將として差向けるに一揆共山手より後へ廻り平泉寺を放火せし間密所を防くに謀盡て四方へ落行ける爰に式部大輔は僅五六人ばかりに成て猶戦ひしが大軍に取籠られ皆討死し式部一人に成り大刀を胸元へ突立て馬より下へどろと落ける所を袋田の室屋がおり合せ隙にて首を掻切りける村岡山の麓には今に墓あり

〔類聚國誌〕 勝山の北郡村に在天正年中大野南袋七山家ノ賊ノ據リシ所ナリ其後三左衛門勝成居ル

〔大日本地名辭書〕 村岡村 勝山町の北郡村に在り今郡瀧渡等を併せ村岡村と改む。名勝志云天正二年七山家の一揆村岡山に籠籠り寨を構へしを朝倉景鏡は平泉寺衆を誘ひ之を攻めしに一揆方竊に平泉寺を襲ひ寺を焚く衆徒驚惶鏡敗軍し自刃して此に葬らると云ふ

〔朝倉始末記〕 去程二天正二年四月十四日大野南袋北袋七山家ノ一揆原皆聚テ議シケルハ村岡山ヲ寺門ヨリ取城ニ持テ持ナラバ此山中ノ田畠悉ク荒田ト成ルベシ左權ナラバ山中ノ難儀過之事ナカラナイザヤ各打立テ今夜ノ中ニ村岡山ニ堀棚ヲ付城ニ構エ待マシト云ヘバ何レモ此義尤也ト同心シ七大家ノ者共夜中ニ堀棚抗逆茂木ヲ結び小堀ヲ堀テゾ堀籠ケル去バ漢書ニ智者千慮必有一失愚者千慮必有一得ト云事後コソ思知ラレタレ然ル處ニ平泉寺ノ足輕衆徒未明ニ打出見レバ村岡山ニ堀木ヲ結び軍兵有ト覺テ刃ノ影輝キ大聲餘多動搖スルニ急キ打歸テ此由大衆ニ告ケレバ各僉議シケルハ此分ニテ打置時日經テ城ヲ堅ク構ナバ始終難儀成ヘシ早々今日中ニ打立追拂ヘトゾ申ケル斯リケル處ニ式部大輔ノ申ケルハ今日ハ日柄モ悪敷漸々早日闇テ候間先延引有テ能々謀合攻ウルベク候哉幸爾ニ諸勢寺門ヲ出ルナラバ南山家ノ者共攻入寺ヲ放火スベシ

下編 町村誌 村岡村



村岡山の遠景

何偏ニ寺内遠ク離テ出ラレ、事不可然ト言ヒケレバ大定坊進出南山家ノミナラズ七大家ノ者共皆々集リ候連僅ニ二千ニハ過候マシ先度國中ノ一揆等數萬騎ニテ向候ヒシテ寺衆追散候ソカシ其上今御方ハ勝ニ乘テ大勢也敵ハ獲テ失テ小勢也山中ノ奴原何程カ候ベキ即時ニ寄テ打散シテ退ベシト申ケレハ景鏡暫思案シテ申サレケルハ合戦ノ勝負必大勢小勢ニ不依士卒ノ志チ一ニスルト不爲ト也然バ古キ語ニ大敵ヲ見テ不怖小勢ヲ見テ怖レヨト申事候先ツ思テ見ルニ先度ノ軍ニ大勢討負引退ケ跡ハ山中ノ者小勢ニテ相向フ者共一人モ生テ歸ラント思者ハ候マシ一揆ト思ヒ給フ共心チ一ニシテ戦ヲ決セハ當手ノ者縱令退ク心ナク共大半ハ必討ルベシ今ノ亂世ノ形勢此一戰ニ不可限多カラズ味方テ度々ノ軍ニ討スル者ナラバ後ノ戰ニ誰カハ力ヲ合セシヤ幾重ニモ可有御遠慮ト種々ニ異見シケレ共若大衆等一揆ニハ手モ足モナキ様ニ云テ打出ル是誠ニ平泉寺滅亡スベキ瑞相運ノ盡ヌル先表也斯テ寺内ニハ僅ニ大聖院金剛院以下五六百人扱ハ老僧阿闍梨衆兒小法師扈從共計並居テ只今可相果命共露不知咲與シテゾ被居ケル大衆ニハ又昔年當國ニテ足利ノ武衛高經與新田左中將義貞朝臣合戦之時モ高經ニ内通シ如先規藤島七郷ヲ爲可宛行若キ大衆ニハ加勢サセ老僧共ハ涯分敵ヲ可咒咀ト約諾シテ衆徒等藤島ノ城ニ籠テ粉骨シ遂ニ義貞朝臣ヲ伐取高經利ヲ被得タル例モアレハ今度モ抽丹誠一揆等ヲ調伏不可有油斷ト云合テゾ出タリケル斯テ寶光院寶聖院大覺院光淨院三世院寶珠坊大圓坊明園坊義明坊南光坊ノ衆徒武士ニハ土橋式部大輔景鏡ヲ大將トシテ院々谷々ノ衆徒惡僧山伏野武士ノ加勢ヲ併都合八千三百餘人白山神輿ヲ眞先ニ昇セ寺方山伏一様ニ螺ヲ吹立異形異類ノ扮裝言モ更ニ及レズ古老ノ大衆ハ不動愛染ノ繪像ヲ旗挿物幌腹巻ニシ錦鉢ヲ背ニ着拂子錫杖戒刀ヲ携鈴ヲ振水晶ノ珠數爪縫怨敵降伏ノ法ヲ加持スル者モアリ若大衆ノ扮裝ハ殊ニ目立事々々中ニ寶珠坊ガ裝束ニハ鬚題目ヲ惣身ニ書タル帷子ヲ着電光石火ノ如成節繩目ノ鏡ニ蝸牛ノ角ノ整形打風前ノ灯ニ似タル三枚綴白金ノ背ノ緒ヲ緊メ蟋蟀ノ尾ノ形シタル太刀ヲ佩蜻蛉ノ羽形ニ矧タル矢ヲ負ヒ滋藤ノ弓ノ眞中握リ蜂蟬ト名付シ馬ノ五歳太ナルニ虹霓ノ如ニ照光ル金覆輪ノ鞍置雪裏ノ芭蕉ノ如成厚懸懸テ乘タリケリ次ニ大圓坊ガ裝束ニハ六字ノ名讀書タル帷子ヲ着極ノ花色緋ノ鏡ニ泡影夢幻ノ左右ノ籠手兎ノ耳ノ整形打タル如露如電ノ背ノ緒ヲ緊メ天火稻

妻ノ影ノ如成太刀ヲ帶香爐焰中ノ水ノ如成三尺五寸ノ打刀龜尾如成九寸五分ノ鍔透ヲ脇挟ミ蓋垂ノ栗毛成馬ノ太逞キニ白狐ノ如成銀覆輪ノ鞍置松蟲ノ寔ニ似タル厚懸懸テユラリト乘其外執レモ劣ラヌ扮裝ハ如何成鐵城ニテモ瞬間ニ可攻落勢ニテ村岡ノ城ハ押寄閑ヲ啼トソ上タリケル借又七山家ノ大將ニハ島田將監ヲ筆頭ニ續テ細野ノ道觀兵衛龜毛ノ庵室兵衛ト呼レシハ伊知地ノ庵室兵衛也兎角ノ西六左衛門ト呼レシハ坂口ノオ六極牙東ノ孫右衛門トハ坂口孫右衛門ガ異名也虎毛ノ道場右近太郎ハ山下道場ノ右近也其他山下道場ノ掃部太郎同入道道清岸陰彌次右衛門ヲ始トメ山中ノ一揆ヲ引卒スルニ各蜘蛛ノ綱ノ體ヲ着蚯蚓ノ骨ノ桶側綴ノ腹巻ニ鼠子ノ角ノ整形打タル背ヲ着蚊虻ノ羽ノ大擧ノ旗ヲサシ土籠ノ目ノ輝ク計成親重代ノ太刀ヲ佩篠人ニハ日比ノ得道具斧鉞鋸鎌山刀薙口ヲ持モアリ或ハ青竹ノ弓ニ蜈蚣ノ羽ノ矢束ネ解押寬テ出ルモ有或ハ鮫魚ノ足手ニハ執棒ヲ振テ出或ハ蝙蝠ノ尾ノ額金梨子地鳥帽子ノ半頬當被律威具足ヲ着テ蚯蚓ガ斧ヲ横ヘ半風ノ皮鼓ヲ叩テ池軍ヲ驚シ霜露ノ如成背ヲ張寄ル敵ヲ待懸石弓觸突ヲ放懸鐵炮類ニ擊出ス爰ニ寶珠坊大圓坊馬ノ鼻ヲ押腫テ騙上欄ノ際迄實寄テ鎗踏張立上テ申ケルハ我等ハ寶珠坊大圓坊ト云者也定テ汝等ハ見知ナン今朝寺ヲ出シヨリ先騙シテ屍ヲ戰場ニ曝サント思テ相向タリ我ト思ハン者共ハ出合手並ノ輕ヲ見ヨヤトテ聲々ニ呼リ頓テ馬ヨリ下ヘ飛テ下リ木戸ヲ切破ントシケル間城中是ニ騒テ小間櫓ノ上ヨリ雨ノ降如ニ打落ス磔ニ二人乍討レテ即時ニ空敷果ニケリ然バ則チ村岡ノ一揆等是レヲ見テ勝ニ乘テゾ進ケル：：所々ノ軍兵：：平泉寺ヘソ騙寄ケル：：寄手衆是ヲ見テ急キ引返シ寺内ニ入ント退チミテ城中ヨリ切テ出テ追懸討殺スト云ヘトモ一足モ先ヘ退ントハスレドモ返シ合セテ敵ヲ討ントスル者ハ一人モ無リケリ

〔北國全太平記〕 然ル處ニ大野南袋七山家ノ一揆共相集ツテ評定シケルハ斯ウカノト數月ヲ送リナハ平泉寺ノ衆徒ノ勢ヒ強大ニ及フヘシ幸寺門ノ四ナル村岡山ハ究竟ノ要害ナレハ岩ヲ堅固ニ築クヘシ然ラハ山中ノ田畠悉ク菊田トナリ寺僧等難儀ニ及フヘシ倡ヤ各打立今夜ノ中ニ村岡山ニ堀欄ヲ附要害ヲ構フヘシトテ同四月十四日ノ夜七山家ノ者共村岡山ヘ取登リ堀欄ヲ附風株逆茂木ヲ結ヒ少々堀ヲ堀切テソ堀籠リケル式部太輔景鏡力足輕共斯トモ知ラス未明ニ打出見ヤリタレハ村岡山ニ堀

木ヲフシ敵兵桶籠レリト覺シテ鐘長刀ノ影カ、ヤキ軍勢ノ聲動搖セリ輕卒等大ニ驚キ走り歸ツテ此由斯ト告ケレハ景鏡ヲ始メ一山ノ衆徒會合シテ命議シケルカ是ヲ打捨數日ヲ經テ城ノ構ヘ成就セハ始終味方ノ難儀ナラン片時モ早ク打立テ敵ヲ追散サント議シケルナ土橋景鏡進ミ出テ今日ハ日カフモソルグ日モ既ニ關候ヘハ一先延引アツテ能々示シ合サレ宜シカラシムト危キ勳キナルヘシト云フ大定坊間テイヤノ七山家ノ者共馳集リ候トモ一二千ハ過候マシ去ル二月國中ノ一揆共數ナツクシテ取カコミ候ヒシナタニ衆徒等追拂ヒ候ヒソカシ此エニ味方ハ勝ニ乘テ氣ヲ得シ勢ナリ敵ハ敗軍ニコリテ臆病神ノ附タル郷民共ナリイハヤ山家ノ奴原カ何程ノコトナ仕出スヘキ即時ニ押寄打散シテ捨候ハント云ヘハ血氣盛ナル若大衆共七々ト同心ス是則平泉寺ノ滅亡ニ及フヘキ驗ナリ斯テ平泉寺ニハ大聖院以下ノ老僧兒小姓喝食ナント僅五六百人殘シ置式部大輔景鏡寶光院大覺院明圓坊光淨坊三世院寶珠坊ヲ始トシテ院々谷々ノ若大衆等都合八千餘人村岡山ヘ押寄息ヲモ續カス攻立ル七山家ノ大將崎知兵衛鬼定四ノ六左衛門虎竹東ノ孫左衛門熊吉道場左近太郎鬼人同掃部入道道世摩陰ノ矢治右衛門景岩等山中ノ一揆共ヲ引卒シ虎口ヲ墜メテ類リニ鐵砲ヲ打出出ス時ニ寶珠坊大圓坊二騎馬ノ鼻ヲ雙ヘテ棚際マテ駈寄テ鎧鎧ヲ敵ヲ白眼テ大音アケ我々ハ平泉寺ノ大圓坊寶珠坊トテ隱レナキ惡僧ナレハ國中ニ見知ラヌ者ハヨモアラジ今日寺ヲ出シヨリ先駈シテ高名シ敵ヲ戰場ニ曝サント思ヒ定メシナリイテノ手ナミノ程ヲ見スヘシト聲々ニ喚ハツテ馬ヨリ飛リノ木戸ヲ切落サントソ門タリケル城中是ニ駈キ馳キ土狭槽ノ上ヨリ雨ノフルコトクニ矢ヲ射落シ大石ヲ抛カケノ防キケレハ二人ノ法師終ニ討レテ大衆一揆等色ヲ失ヒケリ斯テ村岡山ノ一揆共和田本覺寺カ陣所ヘ軍使ヲ馳敵既ニ攻來リテ味方難儀ニ及ヒ候也早々後詰ヲナサレ上サルヘシト云ヒ返ル本覺寺聞テ村岡ノ敵ニ落サルレハ叶フマシト先ツ平田ト云者ニ二三十人相添テ指道シ村岡ノ後詰ヲセントテ打立ケルガ：村岡ヘハ向ハズシテ平泉寺ヘ押寄：衆徒等：我先ニ逃歸：村岡山ノ一揆共ハ委テ詮ト追カケル云々

〔村誌稿〕 抄寫 小笠原侯築城の際、四面より火攻の虞ありとて、此を措き、麓岡に地を相せしと傳ふ。

〔明治二十 沿革誌〕 古昔齋藤親左衛門なるもの籠りたりと云ひ傳へり〔北谷村城 跡條參照〕

太輔殿松の遺跡

太輔殿松の遺跡(朝食景鏡の戦死し、墓在りし處)郡村岡山麓現に在り、維新より數年前迄は、太輔様松とも稱し、周り式丈餘の蒼鬱たる老松一株、田圃の間に蟠踞し、技條低く垂れて八方に延び居たりしに、何時の頃か、松伐られ、墓の所在も定かならずなれり。

〔七國志〕 土橋式部太輔景鏡ハ己カ手勢ヲ集メ一防キ戰ハヤト思ヒシカトモ士卒皆落失テ杉本父子三人河瀬才之允戸松新四郎江村新馬允小原父子宇野一黨僅五六十人ニハ過サリケリ此勢ヲ以テ一戰ト志シ敵ノ方ヲ屹ト見レハ一揆原二三萬人相向フ景鏡ヲ始メ五十餘人ノ者共少シモ氣ヲ吞レヌ必死ト思ヒ設ケシコトナレハ前ニ怖ルヘキ敵ナク後ヘ退クヘキ心アリトモ見ヘサリケルカ敵岡ノ聲ヲ掲ル程コソアレ數萬人カ中ニカケ入ツテ四ヨリ東ヘ切リ通リ北ヨリ南ヘ追ナヒケテ七頭八倒シテ相戦ヒツト駈抜テ味方ヲ順レハ手ノ者共皆討レテ杉本江村計リナリ景鏡宛爾ト打笑ヒ今一軍ト云マ、ニ主從三騎又大勢ノ中ヘ破テ入り死狂ヒニ戰ヒケレハ杉本江村モ討死シヌ景鏡今ハ是マテソト向フ敵二三三人切伏セ大凡下ノ奴原カ手ニカ、ランモ無念ナリトテ太刀ヲ咽ニツキ通シ馬ヨリ下ヘ控ト落レハ大野ノ袋田村ノ室屋ト云フ農民走り寄テ草薙鎌ニテ頼テ首ヲ播落シ大將ノ本陣ニ持行テ下間法橋カ實檢ニソ入ニケル又景鏡カ嫡子十歳ニ男六歳ニナレルモ尋出シテ兄弟共ニ首ヲ刎父子三人同シ木ニソカケニケル不義ニシテ富且貴キハ浮ヘル雲ノコトシト云ヘリ景鏡畜生殘害ノ心アツテ總領義景ヲ滅ボシ彼一跡ヲ知行セント思ヒシカドモ天罰忽來ツテ永ク滅亡ニ及ビケル此人ハ義景ノ從弟ニテ朝倉家宗徒ノ一族タリナガフ名字ヲ替テ土橋ニナラル、程ノ心中ナレバ加藤ニ土民ノ手ニカ、リ鎌ニテ首ヲ落サレケリ去ハ史記ニ蛇ハ化シテ龍トナレドモ其後ヲ變セズ家ハ化シテ國トナレドモ其姓ヲ變セズト書ケルモ實トモ思ヒ知ラレケリ是ヲ惡シト思フ者ヤシタリケン

日本三隠レノ其名改メテ果ハ大野ノ土橋トナル

ト一首ノ狂歌ヲ札ニ書テソ立タリケル

明神堂跡

明神堂跡 村岡山に在り、維新前迄は、大蓮寺の明神堂存せしも、今や荒廢して僅に石塔の跡を残すのみ、之も果して何時か留まるべき、思へば、世はあはれ果敢なきものにこそ。

七人塚

七人塚 郡の墓地に在り、傳ふ、昔、小原より辨ヶ嶽に至る一帯の山地勝山の奥、山部等を、郡區にて、將軍より、年貢七石五斗にて永代受をなし、之を勝山其他淨土寺、暮見、畔川、高島、北市、毛屋、寺尾、黒原、五本寺、瀧波へ卸せしに、勝山町にては、其私有地なりと云ひ募りし故、幕府へ出訴せしに、郡の勝訴に歸し、判決八判をを持し歸郷する途次、今庄附近にて七人郡の平内家、定有家、花形家の祖、及び畔川、五本寺、寺尾、瀧波の者殺害され、判決を奪取されしにより、かくは塚を存するなりと。現に、平内家にて之を酒掃し。判決は暮見區に現存すと傳ふ。

郡區下道場に、證據佛と稱する彌陀の畫像あり、傳ふ、勝山町と、奥山公事再起の時、町民と争論し、郡村民の言真ならば此佛畫燒けざる可しとて、之を火中に投ぜしに、僅に表裝燒けしのみなりし故、郡區民の勝となれりと。

従事

従軍

明治二十七八年戰役 出征者十一名内病死者一名

明治三十七八年戰役 出征者陸軍七十四名内戰死者十名、海軍三名内病死者一名

法名 釋 英 悟

歩兵上等兵 前田 甚太郎

三十七八年戰役 戦病死者

明治三十七年八月十九日清國盛京省龍眼北方角面堡に於て戰死

法名 釋 信 力 歩兵一等卒 小寺 喜一郎

明治三十七年八月十九日清國盛京省龍眼北方角面堡に於て戰死

法名 釋 開 道 歩兵一等卒 天地 五三郎

明治三十七年九月十九日清國盛京省龍眼北方角面堡に於て戰死

法名 釋 眞 龍 歩兵一等卒 笠川 仁三郎

明治三十七年十二月九日清國二龍山に於て負傷三里庄繙帶所に於て戰死

法名 釋 青 木 喜 作 歩兵伍長

明治三十八年八月廿八日盛京省地塔戰鬥の際生死不明

法名 釋 關 明 歩兵伍長 植田 伍作

明治三十八年八月三十一日四方臺に於て戰死

法名 釋 尙 了 歩兵上等兵 西野 仁作

明治三十八年五月十三日清國造化屯に於て戰死

法名 釋 周 從 砲兵二等卒 武内 末松

下編 町村誌 村岡村

明治三十七年七月廿七日金州患者療養所に於て病死

法名 釋 博 道 騎兵一等卒 長谷川 嘉太郎

明治三十七年十一月四日清國泥窪兵站病院に於て病死

法名 釋 莊 悟 歩兵一等卒 笠川 兵 作

明治三十八年五月十一日清國奉天省第九師團第二野戰病院にて病死

生存殊勳者

陸軍歩兵特務曹長勳七等功五級 笠川 重 作

陸軍歩兵上等兵勳八等功七級 木下 木 之助

陸軍歩兵一等卒勳八等功七級 木下 五 三郎

生存殊勳者

瀧波の假面

瀧波の假面 瀧波區長の保管に係り、區民は之を御面様と稱し、秘篋に襲藏し、二月十一日昔時陰曆正月十一日にのみ、床上に安置して遙に拜觀せしむ、區内に又御面田八十あり、其收納を以て同日區民神酒を捧げ、且、生大根の輪切にて之を酌むの例なりとぞ其所傳に少し異同あり、蓋し戰國時代の遺物なるべし

〔享保四年孟春抄〕昔面は天照皇大神宮于歲曆は春日大明神三番申雖久は古大明神…此假面は原と平泉寺の神寶なり
〔上巻堂河某撰〕意抄昔面は天照皇大神宮于歲曆は春日大明神三番申雖久は古大明神…此假面は原と平泉寺の神寶なり



瀧波の假面の寫眞

しを天正三年(二年の誤)四月十四日中島北島小原の一撥平泉寺後観ノ尾より同寺を襲ひし際奪掠し小原の孩童玩弄せしに村内惡疫流行し大災妖怪頻起せし故瀧波河に棄て去りしを天正十五年正月十一日村長共拾ひ上げ崇敬したるに種々瑞兆あり百年以前より田島を捧げ之に奉す近代地頭強て之を觀みしに六月寒雨の怖あり即ち神地百を無税とす云々

奉 面篋は曰

豈思水上拜神頗有捨有撈禍福瀧上壽南陽傳古園太平留是喚崧山

寄交速懷 ちろかなる道はづかしき文なれば後見む人のしをりと

もなれ

右所持 大野郡北袋之内瀧波村多田太次右衛門

〔明治二十 沿革誌〕傳へ云フ郡野願寺ノ本尊ト同形ニシテ春日作太

古式三番ニ用サシモノナラント

〔村誌稿〕抄小原の者山越に平泉寺に踊に行き箱面七ヶを盜み歸り

し物の中と傳ふ 又傳ふ平泉寺焼打の時七面を盜み來れりと小原

之に由り面に祟在り火事に遭 其後若者小宴を張り面を被りて歌舞

ふとして今も町に薪を賣出さず

サしに三面顔皮に着き張て脱ぎしに顔を傷く若者怒りて瀧波川に投ず天正二誤な年正月十一日時の名主總代多田太次右衛門濃着の

三面を認め奇瑞あらば拾上げむと云ひしに翁而三足鳥と化し漂着田周を飛ぶ故に之を崇敬し其田を御面田とし毎年其日に御面祭を行ふ(面の崇は豊公時代とす)

多田氏は滿仲の二子來住せしを家祖とし御面禮の外小龍丸の銘刀太閤拜領の朱盃陳羽織を襲藏す

〔繪圖記〕 瀧波村 兒權現社 古き翁の面三つあり

〔按〕に〔村誌稿〕の説は、縁起を謬傳せしものならむ、されど、轉々談説を傳ふる一例にもなり、且、〔縁起〕は彼處に現存するも、前編少損あり、其文飾り多し、故に、或は、口碑却て其眞の幾分を傳ふるも保し難きを以て、附記す。勝山葛藩士に聞く、面を強て親しは、藩主なりしと、舊時は面祭には、全藩士子女を伴ひ、拜觀に赴きしものにて、墓火にて燒きし、黒く墓灰付きし餅を饗せらるゝを常とし、一室を隔て、遙に觀しなりと。

北谷村

叙 說 位置廣袤 郡の北境の中央、溪谷に在りて、東西約三里、南北約一里

境界 南は、經ヶ嶽、法恩寺山を隔て、五ヶ村上打波、平泉寺村平泉寺と隣し。西は、法恩寺山、及び、北境山脈の支脈を以て、野向村横倉、北野津又、牛ヶ谷、藥師神谷、村岡村柗神谷、勝山町の奥山部と地を接し。東北は、白山々彙の大小峯巒頂に於て、石川縣加賀國能美郡白峰村白峰、新丸村新保と境を劃れり。

地 勢 本村は、北境山脈と、其支脈との中間に介在し、瀧波川の溪谷地に屬するを以て、連

叙 說
位置廣袤
境界

地 勢

山四圍、村内も山又山にして、僅に、瀧波川、及び、其支流の溪間に、掌大の平地を存するに過ぎず。

先づ、東北境にては、東、赤鬼山より、雲表に聳ゆる一帯の峻嶺を起して、杉峠、烏岳、取立山、胡摩堂峠、谷峠となり、木地上峠に至る、其中、所謂峠は樵路一條、加賀を通ずるものに、杉峠 小原越は、白山温泉へ、谷峠は牛首風嵐へ達すべく、木地上峠は、本村、白峰、新丸三村境に立てり。〔按〕に、木地上は、〔名勝志〕に所謂雄子上にして、泰澄關係の地なるべし、欲知詳細、宜參看平泉寺村故蹟條。

經ヶ嶽は東に、法恩寺山は西に、南境に連り聳え、更に西し柗神谷山となり瀧波川の左岸に達す。

瀧波川は、本村の主要河流にして、全村の溪水皆之に注ぐ、本流は小原の杉峠より發し、西流して河合に至り、谷區の諸溪流を集めたる谷川を合せし南川を合せて、南折して中尾の南端にて木地上峠より出づる中野俣川を容れ、野向、村岡村境へ流れ去る、其間、河合橋下にて堰き去る一溝は、右岸の中腹を流ること里許、以て中尾發電所の水力となるなり。郡道牛首道は、此川に沿ひて北し、河合よりは、谷川に沿ひて、又、北に直進し、小原越は、河合より本流に沿ひて東し、共に國境に達す。

瀧波川

〔國繪圖〕 敷ヶ瀬、板橋拾壹間岸壹丈貳尺

故に、本村は、瀧波川溪谷の木根橋、小原と、谷川の溪谷と、中野俣川の溪谷中野俣、杉山とに分處し、河合、六呂師、中尾の三區は、本村内の比較的平地に部落を爲せり。山既に高し、川深きは勿論にして、到る所火山岩質の斷崖絶壁ならざるは無きを以て、飛泉所々に白練を懸け、不動、無名、大空、上見、(谷)落合(中野俣)の諸瀑、高さ三丈乃至十二丈、皆見るに足れるも、地僻徑險にして、多く瀑下に就き難く、唯不動瀑の牛首道側に在りて人に知らるのみ。

近者、杉山に於て、鑛泉原料を發見したりといふ。

區劃、中尾、北六呂師、河合、木根橋、小原、谷、中野俣、杉山。

戸口 本年六月末現在如左、

大字	戸数	人口
中尾	三三	男七〇 女七〇
北六呂師	二元	一五九
河合	四	三六二
木根橋	八七	五三三
小原	七	四三三
谷	一七	一三六
中野俣	四九	三〇一
杉山	八	三九三
合計	一〇七	一、八二五

土地

土地 本年六月三十日調如次、

地目	中尾		北六呂師		河合		木根橋		小原		谷		中野俣		杉山		合計	
	反別	價別	反別	價別	反別	價別	反別	價別	反別	價別	反別	價別	反別	價別	反別	價別	反別	價別
田	一〇	一〇	三〇	三〇	六	六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
畑	六	六	五	五	八	八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
宅	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
山林	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四
原野	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
其他	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
合計	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三

交通

交通 境僻、地險、住民の困難多きは、却て世人の同情を惹き、加ふるに、一嶺を越ゆれば、牛首郷あり、白山温泉あり、登覽し参拜すべき白山天嶺あり、夏時の行客物資の運搬多きを以て、比較的能く開け、電線さへ見る事を得。

牛首道

牛首道甲種 是村岡村より來り、瀧波川の左岸に沿ひて、中尾北六呂師を經、河合にて該川を越

下編 町村誌 北谷村

え、谷を過ぎ、谷峠の國境に達するものにて、河合以南は十數年前に改修、以北も近時改修に着手せられ、爪先上りの大道、以て車馬を自由に通ずる事を得、電線之に沿ひて架設せられ、加越連絡の公道たり。

〔實曆上納物目録〕 橋一ヶ所長サ十間 是は谷村と立合に掛る人足入用木道具も半分出て小原河と谷村の河と落合の所

〔越前名蹟考〕 白山禪定道筋牛首通り勝山より谷村迄三里の間猿倉村淨土村尾村暮見村板神谷村皮合村あり板神谷より皮合迄半里餘あり○谷峠 杉六本あり故に杉峠といふ

〔白山紀行〕 勝山より谷村へ三里福井の方より小舟渡をわたり深谷を経て谷村へ至る道あり勝山を経て行くより近くして道あり、谷村の坂より前に一本橋ありかすがの橋といふ又はかづがせの橋ともいふ谷村よりかくる橋なる故に谷のはしといへり橋のあたりに浮て見ゆる大磐石いくらもあり○谷峠に大杉一本あり谷の到下と云是より向ふ左の方に大日山見ゆる越前の大日加賀の大日とてあり峠より一里餘下り檜木橋あり。

小原越は、河合にて牛首道と岐かれ、木根橋を經、小原を過ぎ、小原越を攀ち國境に達す。

〔越前名蹟考〕 (木根橋)皮合より東半里許小原越の道筋なり○出口坂 木根橋より小寺へ一里と云ふ上り坂なり○馬坂 上り坂峻なり此坂をのぼれば追分にて平泉寺よりの禪定道と一所になるなり○(小原)素長接するに平泉寺より大山を隔て北の山奥に當れる所なり、白山禪定の道平泉寺本道通と牛首との間皮合より木根橋へかゝり此村を経て一ノ瀬へ出るを小原越といふ或人の語りけるは此村に一の桶屋あり其家に入り茶を請て食事なすの間主にむかひて此道筋やすらふべき人家稀なれば皆人此家に入來るのよしかれて聞き及べり幸に傍茶店を出したらば少々の所得もあるべく且旅人も心置なく休息すべきと云ければあるじ其返事はなくて見奉れば福井の御方なり福井の大橋の上には一日幾人ばかりの往來候やと問ける故我

等は左様の事はしらずと答ければ某此所に在て承及よ所一日の往來千人より減する事なきよし也さほど繁華の所にてこそ如何様の商賈も所得あるべけれ此道筋往來の人は夏秋の間百人に滿かたしされば茶店など出したればとて中々利分助成の有べきにあらずと云けるに重ねて云べき詞もなくてやみぬとなり是等の話を聞ても其地の僻遠にして閑寂なる事推はかるべし

安政戊午六月二十七日登小原嶺

宮澤 蘭 愼

危途相引子兼翁、壯速老遲難得同、昨裡前橋稍作後、步過西峠去移東、
鵲聲堪恨雲陰外、雪色宜看暑熱中、逆旅間程猶幾里、斜陽既沒道深涼。

(辛戌) 險小原嶺

裝成謝主人、蹊欵石碌々、或快顛顛多、湖溪又颯颯、危橋高千尋、兩岸鬱古木、聽鶴轉如嗷、杜鵑何所哭、
紫藤懸樹頭、素蕩縈山腹、先後三十里、唯看一茅屋、經嶺嶺前橋、餘雪猶滿谷、層水路殊危、投箸聊旬旬、
雖云有飛泉、手冷不可掬、忽遇村農夫、負重日往復、終歲難勞苦、口不過糜粥、我輩何厚願、無功飽酒肉。

(己丑) 小原阪途中遇雨

兩脚懸前澗、風響響後山、石尖鞋易響、草潤手難攀、雲走笠簷上、霧籠胸腋間、暫依杉樹陰、聊忘旅行艱

(辛戌) 宿木根郷

不雨不風宜課程、深山五月老鸞聽、偶尋高廈請投宿、主耽寒厨却有情

其他、中尾にて牛首道を岐かれ、野向村薬師神谷より來る一路と合し、中野俣川に沿ひ、杉俣中野俣を經、國境に達するもの、兩區より谷に到るもの等あれど所謂樵路鳥徑のみ。

北谷郵便局 は、谷に在り、明治九年の創設に係り、三十二年三月一日より貯金、同年十二月

十六日より爲替、三十三年七月一日より小包郵便を取扱ひしが、四十二年の冬、金澤管理局長
 巡視して、其地加越聯絡の要路に當りながら、交通の不便なるに同情を寄せ、遂に電線の架設を
 計畫せし由を聞きしが、四十三年十月十六日より、現名に改稱する事となり、其年十二月二
 十一日より、(勝山牛首間の電線架設成り)電信事務をも取扱ふ事となれり。世界に名高き鑛山
 ある面谷は別として、本郡村部の郵便局にて、電信を取扱ふは、此局と、下穴馬局面谷への通路とのみ
 創設以來の局長氏名次左。

自	明	治	九	年
至	同	同	十	年
自	同	同	十	年
至	同	同	一	年
自	同	同	二	年
至	同	同	十	年
自	同	同	二	年
至	同	同	十	年
自	同	同	十	年
至	同	同	一	年
自	同	同	十	年
至	同	同	一	年
自	同	同	十	年
至	同	同	一	年

- 小林 新五兵衛
- 小林 小三郎
- 小林 與三次郎
- 小林 小三郎
- 山内 九左衛門

中尾發電所

中尾發電所 は、京都電燈株式會社二十年創立、四十二年上半期、總收入三十六萬七千五百圓、利益金十八萬七千餘圓、電柱八〇三〇本、線路互長九十五里九町、線條四百三十三町、三ヶの支社(白熱燈五二、八四一ヶ、弧光燈數四七、其使)福井支社(同半期收入金五萬二千圓)の第二發電所にして、三ヶの有す(用戶數一七四一二供給電力七一〇五馬力)福井支社(同半期收入金五萬二千圓)の第二發電所にして、三ヶの有す(用戶數一七四一二供給電力七一〇五馬力)十九年九月二十六日、開鑿工事に着手、四十一年九月十八日落成、同年三月七日、電氣工事に

着手、八月九日竣工、十月三日使用認可を受けしなり。

其水力は、瀧波川を利用し、本村河合橋
 下に取入口堰堤を築き、彼所より、水路
 延長千三百間を開鑿して、此所に至れる
 ものにて、流量量一分間約八十立方呎、
 落差二百十尺、水路終點の水槽より、長
 五百十八尺、内徑三尺、厚さ四分の一吋
 八と三吋との二種の鋼鐵管二條によりて
 所内に直下せしめ、七百馬力の獨逸製單
 式スパイラル水車二臺を動かし、更に、
 米國製容量四百キロ電壁三千五百ボオル
 トの發電機二臺を運轉せしむるにて、所
 内に昇壓變壓器三箇を備付け、福井支社、
 大野、勝山に送電し、大野變壓所にて

中尾發電所全景と内部



(崖下を流るゝは瀧波川に
 て、左上方及び中央に在る
 二線は送水鐵管なり、以て
 落差の多きを察するに足ら
 む)



(右方に振付けあるは發
 電機にして、中央に幽に見
 ゆるは昇壓、變壓機なり)

沿革

は、三箇の變壓器を使用し、勝山配電所にては、「ブスター」を以て補電し、共に架空電線によりて、各需要者に配電するなり。近く、福井、大野間に敷設されむとする電氣鐵道にも、此所より送電する豫定なりと云ふ。

沿革 泰澄大師の白山禪定道筋に當れる本村は、奈良朝より或は開けしならむも、微證すべしなきし、「和名抄」の郷名中、河合は本村河合附近との説〔古名〕大山は或は本村邊との説〔地名、地名〕あれども、異説なきにあらず。〔全部誌沿革〕

〔按〕に、「和名抄」の郷名、悉く大野地方に偏在するより、白山下、白山道筋として早く開けしと認むべき、勝山地方に一郷なきを訝しみ、古來種々の説あれども、確定せしものなし。谷の善阿彌家は、七百年前、此地に來住せりとの説〔明治四十一年十二月〕なさにあらざるも如何あるべき、〔八年〕平泉寺賢聖院々領目録には、中尾村、木根橋村、六呂師村と見ゆれば、其當時の事も推知するに難からず。天正二年、平泉寺焼打に、此村民の活動せしは、史上に著る〔雜の條〕其頃既に七山家の稱あり、〔朝倉始末記〕に見ゆ翌年一揆擧げられし後にも、尙、領主〔柴田氏〕に對し反旗を擧げしは、義宣の墓之を證し〔墓碑條、雜條〕口碑と、遺趾と歷々たり〔故蹟條〕されど、慶長の頃北袋の内に含まれしは、檢地帳に據りて明かなり〔雜條、雜條〕徳川氏の初期前後は、蓋し、勝山領たりしが、福井侯の

七山家

壓封後より、所領は錯綜せしものならむ。七山家の稱は、明治維新まで存せしものにて、中尾〔北袋の内〕を除く七大字を云ひしなり。今、「越前名蹟考」に據り所領を掲げむ。

- 郡上領 三百十九石四斗三升 河合、木根橋、小原 三邑
- 公料 三百二十三石一斗八升 中尾、杉山、六呂師 三邑
- 勝山領 二百十三石四斗一升九合 中野侯、谷 二邑

明治維新後、戸長の官選されし十七年より、中尾外九ヶ村役場にて、本村、及び、藥師神谷、栃神谷をも管せしが、制實施の際より本村を成せり爾來の村長氏名如次。

村長氏名	自明治	至同	至同	至同	至同	至同	至同	至同	至同	自同
福井 武	二十二年七月十一日	二十七年二月八日	二十八年六月八日	二十九年十二月二日	三十三年十二月四日	三十四年九月二日	三十五年九月二日	三十八年九月二日	四十一年九月二日	同 年十月
石井 五郎右衛門										
山田 重左衛門										
石井 五郎右衛門										
中山 武右衛門										
田中 與左衛門										

下編 町村誌 北谷村

村役場 町村制實施以來、現今の位置即ち六呂師に在り。

巡査駐在所 は、木根橋に在り、原と駐在所創設の際には、本村に一ヶ所も無く、杉山、中野俣は、野向村のに、其他は、村岡村柄神谷のに分管されたりしに、二十九年六月十一日、木根橋中野俣の二ヶ所に新設さるゝ事となり、杉山、中野俣は、中野俣のに、其他は木根橋のに管せられしが、三十八年四月一日、中野俣のは廢止せられて、全村を木根橋駐在所にて管する事となれり。

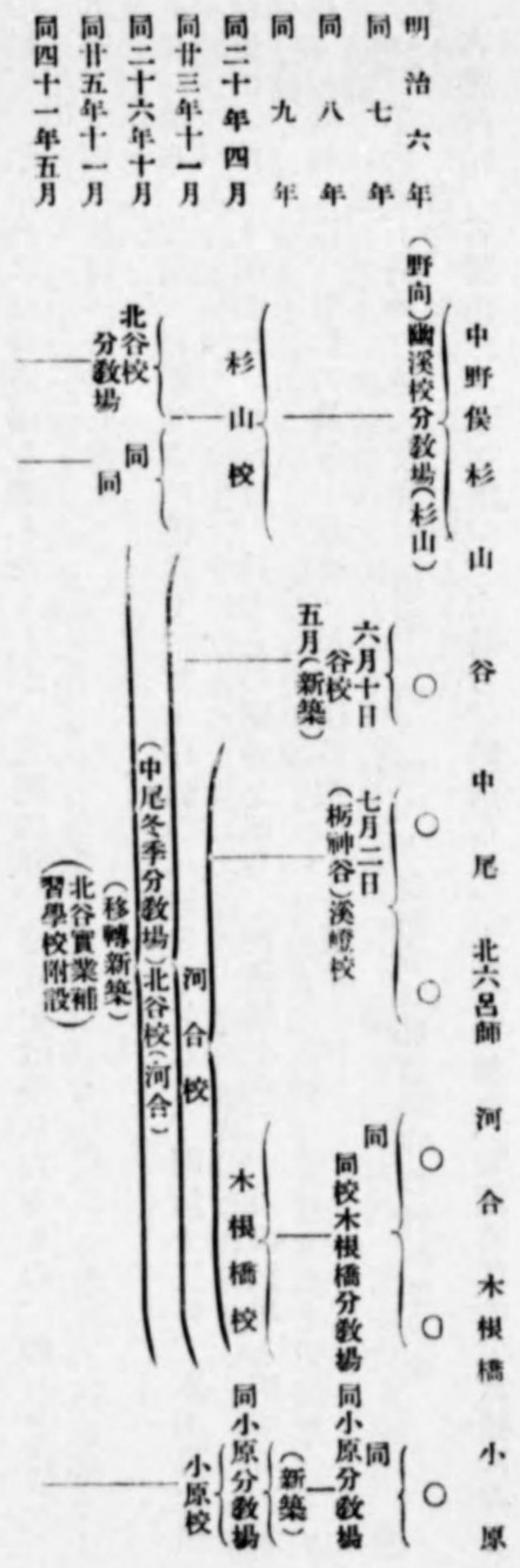
産業

産業 地勢上農業に従事するは勿論にして、年産額概數如次。

米	二〇四七五圓	麥	二四五圓	大豆	五八八圓
小豆	三三〇圓	豌豆	二七圓	粟	八〇圓
稗	一六〇〇圓	蜀黍	二六四圓	蕎麥	二八〇圓
大麻	一一二五圓	楮	四五圓	桑葉	一七五〇圓
果實	六〇圓	繭	七六九一圓	用材	五一五〇圓
薪炭	一三五〇〇圓	蔬菜	四一〇圓	合計	七六八六七圓

教育

教育 明治七年、小學校を創設し、爾來學校の分合行はれしを、表にて示せば、



現今、北谷校長は山田秀之丞、小原校長は山崎開作なり。

社寺

社寺 村内に寺院なし、神社は各大字に儼立し、昔明治九年六月八日、村社に列せらる。

村社 白山神社 伊邪那美尊 六呂師字宮の上に在り。

同 同 河合字南木根坂に在り。

〔寶曆年內諸上納物目録〕氏神藥師如來 社七尺六尺 境内拾五間拾間

同 伊良神社 同 天津兒屋根命 谷字中手外地に在り。

〔口碑〕開村の祖善阿彌祖神を祭る原と伊良の宮山の麓堂屋敷に在りしを百餘年前現地(城趾)

へ移す

村社白山神社伊非册尊

中尾字宮に在り本年改築

同 同

小原字荒山に在り廿五年改築

同 同 伊邪那美尊

木根橋字宮ノ腰に在り。

同 大山神社少彦名命

中野俣字尾山に在り。

同 宮谷神社大國主尊

杉山字堂ノ下に在り。

谷説教場

谷説教場 四百年前には、オモヤ屋敷に、道正、廣畑に大西の二道場ありしが、大西道場より分れて、法信畑に法修道場を起したりしが、天明四年、道正を改築したるもの、即ち之にて、其時、大西は法信へ合併したり。

此地、從來、加賀大杉圓光寺門徒にて、勝山淨願寺へ庭參りせしも、明治十三年、本山再建用材曳出の件より訴訟起りしかば、該寺との關係を絶ち、兩道場を合し、谷説教場と稱するに至れり、寶物には、教如の眞筆、教書、及、法名判二ヶを藏すとぞ。

〔寶曆九年〕年内諸上納物目錄〔皮合村〕道場一軒三間四方長勝寺日那道場守百姓四郎兵衛

名勝故蹟

名勝故蹟 名勝山來山水に俟つ、山峙ち、巖削られ、水懸り、加之、戰國時代の宗教騒に與り

不動瀧

し本村に、名勝、故蹟の多きは固より其所。
不動瀧 谷區に近く、牛首道の左側に在り、高サ三丈二尺、幅一丈三尺餘、滔々たる溪水、絶壁を飛下し、流末は谷川に注ぐ、瀧の右側巖巖下に、不動尊の石像を安置す高サ尺餘なれども後談に(右)慈明權僧都(左)天文二十年辛亥七月吉日と刻し、郡内稀有の古作に屬せり、之れ瀧名の所由なるべし。

〔白山紀行〕柴田監物墓より四五町ばかり行て左に瀧落る谷の大瀧といふ其下に石不動あり
按に大瀧とは別なり

鳥谷壁

鳥谷壁 小原の東北二里半、國境に近き、鳥岳の溪谷にあり、斷崖削立縦横數百丈、崖面中窪み、壹樹あるなく、唯葛蘿蘇苔の攀纏するのみ。

谷城趾

谷城趾 谷の伊良神社の地是なり、東南の兩側は絶壁にして、頂近く塹壕の趾を認め得、好箇の小城地なりしを首肯せしむ。不動瀧より急阪を攀づる少許、路左に一小穴存する大石あり、柴田の怨石と云ふ、其上は昔時城地の常なる喰違ひあり。天正の頃、本村人西脇隱居名惣左衛門(始末記に見ゆる)の據りし故趾なり。或云、鈴木、齋藤、梅田など之に據りしと。

〔類聚國誌〕勝山ノ北三里谷村ニアリ義宣監物ト稱ス

下編 町村誌 北谷村

〔城跡考〕柴田監物旅陣迹 城迹 一揆籠る右ニヶ所谷村にあり (名蹟考)古城迹は村より東南の上在り

〔秋田老人聞書〕口 天正二年平泉寺焼打の時谷の四脇惣左衛門を將とし薬師の黒熊寺尾の大彌左衛門、河合の齋藤甚左衛門等加勢して押出し更に細野の道觀兵衛を大將とし先づ善淨寺(?)を滅し兵衛は之に據り七山家(即ち木村人)は村岡の勝山に籠り他の一隊は小原より高倉(即ち白山)を越え平泉寺の背後より焼打して(平泉寺)之を亡し景鏡を斬り杉浦を郡司と仰ぎしに翌年柴田國主として蒞境す西脇等勝山に敗れ六呂師にて勝たず河合の番所亦支へず遂に此城に籠り谷川を堰きて大壕と湛へしに柴田義宣河合を抜き向小岳に對陣せしも進み得ず遠巻にす禪僧(義宣寺)をして托鉢に擬し窺はしむ西脇堅守數ヶ月糧盡く白砂を搗き虚勢を張り義宣追らず舊七月將士悉く散ず義宣虚を覗ひ一炬に附し之を陥る、時に牛首象ヶ崎に三太夫なる者あり急を聞き牛十二頭に米糠を負はせ來り救ふ一坂に達し燈を切り餐を傳ふ(後人此坂を燈坂と稱す)偶此城より火起るを見、其陷落を知り遺憾の一矢を放ちて歸る其矢城門の石橋上に飛びて聲あり義宣更に奥深く餘黨あるを察し進んで牛首郷を殲ふ意

〔口碑〕又云白峰の某此城の危急を救はむとて夜半幾百駄の糧を運び來りしに豫報に接せざる城中は却て援兵の燭し列れる松明を義宣の夾撃(勝山町)と爲し城を火きて亡る義宣は世に稚兒の舞(墓碑)を賞し居りて此松明を望み援軍の殺到となし將に退陣せんとせり

〔聞書〕四山の峰に少缺處ありマドと云ふ柴田の勢の動靜を候ひし故地、杉峰の峰をノドキと稱す全區民の老幼避難して柴田勝を覗き居りし地

〔猪野瀬村誌稿〕抄 天正二年寺尾の齋藤親左衛門袋田の櫻田馬之丞謀主となり、北袋鹿谷山家藤島七郷一揆を起し谷城主鈴木出羽守を後援とし村岡山に砦城を構へ四月十五日平泉寺を焼打にし其日村岡山を勝山と名づく夫より齋藤梅田谷城に立籠れるに天正六年八月柴田義宣(按に勝(安ならむ)村岡城に據り谷城を滅ぼし牛首十八ヶ村を隨へ當地方の檢地をなす、

寶山 中野侯の東南半里、南又の字寶倉の一平坦地(城址)の東南隅に在る、高サ三間、長サ五間

寶山

寶山 中野侯の東南半里、南又の字寶倉の一平坦地(城址)の東南隅に在る、高サ三間、長サ五間

巾三間許の塚を云ふ。

此平坦地は山の上腹に在り、方二町許、杉樹茂り傍に眺穴五を存し、低處を俯瞰すべく、又、附近一帶の山頂を掘り凹め、深サ六尺、人馬通行し得、處々之を横に幾間となく切り下げ、橋を架するを得、一見故城地たるを知るも、所傳不詳。之より上數町の地を、ハカンジャラ(墓の意な)と云ひ、今も骸骨を、時々掘出すといふ。

〔口碑〕國府の西より落ち來り平族の居城にして追究し來りし源氏は杉山に城けり故に杉山にては今も丈餘の地下より白粟、青杉葉を掘出し且關係的地名を存す平族遂に源氏に逐はれ白峰に走り赤谷にて亡びぬ故に附近に武士の名を取りし磯右衛門、九六、九馬端方等の地名を存す、下味見村の赤谷も平族の通窟地たり偶合乎有關係乎

柴田義宣墓 河合の地籍にして、北谷校後の牛首路傍に在り。

(表)柴田監物墓

(裏)柴田一族、勝山主人。諱名監物、名乘義宣。天正初五、此地出陣。忽中鐵砲、喪(勇)。

屍住原上、名顯()。屠々石塔、昭々靈()。義宣()。

と刻せり、高サ二尺餘、巾之に適ふ、原と現地より少し奥の、字チゴノマヒに在りしを、中古其地開田の際現地に移せりと云ふ、其死狀は碑銘に、明かなるに古來傳口碑あり。

柴田義宣墓

下編 町村誌 北谷村

〔白山紀行〕（かうがふ）橋を渡り二町ばかり行けば右の方に石橋あり柴田監物義宣の墓なり義宣は勝家の甥にて一揆を此處まで追かけ雪の中にて進退叶はざりしを谷村の者鎧にて突ふせし其戦死の所に墓を立て寺は勝山にて義宣寺とありと云々



柴田義宣墓

此邊を監物坂といふ〔類聚國誌〕に、此の條下に載す、編者の考説は該條に記せり。

〔柴田史料〕に、義宣の養子勝安が、勝家の姉即ち佐久間盛次の妻の出にして、勝安が勝家の姪なるに養父義宣も勝家の甥なるは疑はしと辨あり、詳しくは該書に就け

〔聞書〕谷城陥落の後三年、口碑には加途義宣四脇の存命なるを聞知し來り攻

め不動瀧の傍に到り一石工に遇ふ即ち西脇の存否を問ふ石工實に西脇其人なり義宣知らず四脇伴答ふ四脇既に死し三年を経と義宣悔恨鎗鏑を以て路傍の一石を突く鎗痕尙存す之を怨石と云ふ四脇急ぎ瀧を攀り歸り大鎗を提げ四山の尾を越え歸途に就ける義宣に追ひ付き鎗を投ず馬に中づ馬片足を舉げて躍れり因て此地をチヨの片足片足の義宣と稱す義宣馬より落つ四脇直に義宣を斬る（口碑鑑にて）故に其地を殿切原と稱す口碑には其地を監物坂とせり

人物

其他 隠 岩谷の奥の河邊に在り、山内（高知藩主と同祖）與六郎通正（新田の遺臣）、村胡摩堂泰澄白山禪定の弘

法清水、三枚田河合境、善、阿彌館跡、銀杏大木〔繪圖記〕に皮合森の中等あり

人物 河合の齋藤甚右衛門七山家一揆の首領、南北朝以前に、加賀より來住、村の草創者にして、大谷の山内

三右衛門道勝正、近く其家にて祖先の一千餘年祭を行ひし舊家、所謂與六郎、越後白山湯治、大西總左衛門前に出鈴木藤

左衛門谷の書家、勝山侯と争ひ筆止破産の厄に遭ふ、吉右衛門浪人騷動の節勝山藩の人、足な管し二つ屋に到る、等の名を村人間に傳ふる外、「平泉寺大縁

考」に見ゆる土井四郎左衛門小原人、同縁、「七國志」等に見ゆる西ノ六左衛門虎、東ノ孫右衛門熊

岸陰ノ矢治右衛門景、杯一向一揆七山家の大將は木村の人と認む可し。村岡村城 註條參照

從軍

西軍の役 谷の三郎從軍凱旋後病死せり

明治二十七八年戰役 出征者二十一名内戰死者一名

明治三十七八年戰役 出征者陸軍 八十一名 内戰死者十名 海軍 一名 病死者三名

法名 釋 隨 入 陸軍歩兵上等兵 三 井 清 次 郎

法名 釋 心 源 步兵一等卒 加 藤 庄 市

下編 町村誌 北谷村

三十七八年戰役死者

- 法名 釋 堅 住 補充歩兵一等卒 加藤 吉助
 - 法名 釋 智 音 補歩兵一等卒 山内 勘右衛門
 - 法名 釋 信 曉 歩兵一等卒 織田 源藏
 - 法名 釋 悟 入 歩兵一等卒 織田 五郎
 - 法名 釋 淨 觀 歩兵 伍長 谷川 忠太郎
 - 法名 釋 忠 勇 歩兵上等兵 谷川 忠次郎
 - 法名 釋 長 覺 補給歩兵一等卒 山内 長吉
- 明治三十七年九月十日清國盛京省青泥窪兵站病院にて戦死す
- 明治三十七年九月十九日清國盛京省龍眼北方角面堡に於て戦死す
- 明治三十七年九月九日清國盛京省龍眼北方角面堡に於て戦死す
- 明治三十七年九月二十一日清國盛京省長春庵第九師團野戰病院に於て戦死す
- 明治三十七年十月八日清國盛京省二龍山攻圍線に於て戦死す
- 明治三十七年十月二十六日清國盛京省旅順要塞鉢山に於て戦死す
- 明治三十七年二月二十八日清國盛京省二龍山に於て戦死す
- 明治三十八年三月八日清國奉天省奈房屯に於て戦死す

- 法名 釋 了 信 補充歩兵一等卒 小林 太郎兵衛
 - 法名 釋 威 悟 歩兵一等卒 加藤 藤作
 - 法名 釋 眞 周 歩兵一等卒 山岸 吉兵衛
 - 法名 釋 得 雄 補給重傷卒 小林 善左衛門
- 明治三十八年三月十日清國盛京省八三塗子患者集合所に於て戦死す
- 明治三十七年十二月二十七日金澤豫備病院に於て病死す
- 明治三十八年二月六日金澤病院にて病死す
- 明治三十八年八月十六日清國盛京省旺盛患者療養所に於て病死す

生存殊勳者

- 陸軍歩兵軍曹勳八等功七級 大山口 善太郎
- 陸軍歩兵上等兵勳八等功七級 西山 治兵衛
- 陸軍歩兵上等兵勳八等功七級 大山口 宗吉
- 陸軍歩兵上等兵勳八等功七級 小倉 吉松
- 陸軍歩兵上等兵勳八等功七級 長谷川 奥右衛門

に、四象を襲藏す、毎年一月十六日、區長の宅に於て、區民に拜觀せしめ、祭事を行ひ神酒を
參會者に頒つを例とす。明治三十九年九月、容箱を新調せり。其由緒は所傳不一。

〔村誌稿〕天文七年ノ刻ニシテ、元十四象異ナレルモノノアリシヲ、平泉寺僧其七象ヲ持チ去リ、
丹波ヨリ來リシ乳母三象ヲ竊ミ去リ、四象ヲ現存ス

〔聞書〕泰澄大師作ニテ七面アリシヲ柴田勝家ニ三面ヲ火カル

〔按〕に、其作の技巧は賞す可きも、古色は平泉寺及び瀧波の物に譲り、泰澄の作にあらざる
は勿論なり、思ふに、平泉寺焼打の際の戦利品を使用せずして襲藏するにあらざるか、該寺
の〔大縁起〕の跋に、小原の土井四郎左衛門奪去云々と特筆されし抔考へ合はされてなむ。

河合の古文書寫 同區市左衛門に有り、一は、〔慶長檢地帳〕にて、慶長三年七月十四日、越前北
袋之内かふかう村、益庵打口?と題し、墨付八枚。一は、郡上侯の郡代へ、呈出せしものにて、
〔越前國大野郡皮合村年内諸上納物目録〕、寶曆九己卯年、六月、と題し、共に參考に資するに
足れり。

河合の古文書

〔目録〕抄 上田五反九畝二十五歩一石六斗代 中田二反九畝十九歩一石五斗代 下田二反八畝二十歩一石四斗
米四石 上畑五反八畝十七歩但屋敷共一石五斗代 此分米九石五斗此分米四石四斗四升 中畑三反八畝二十五歩一石四斗代 此分
一斗 下畑五反八畝十七歩檢地帳 には屋敷五畝上高五反三畝十七歩と分載 此分米五石三斗五升 下畑
二反八畝二十歩 一石三斗代 荒七畝一歩 一石代 此分米七斗檢地帳 分米十石五斗 幅面之上不足 〆高四十七石九斗 家數合

二十三軒内十二軒百姓人數合百三十六人内七十四人男馬十二疋 山手米一石八斗定夫銀三十夫役代銀二十六(文中勝山領に
て福井侯支配たりし説も見ゆ)

野向村

叙説
位置廣表
境界

叙説 位置廣表 本郡の最北端に在りて、東西約一里六町、南北二里二十三町、面積、八八方里、
境界 北は、大日山の峻嶺天を摩して、石川縣加賀國江沼郡新丸村新保と境を分ち。西は、荒
土村、細野、別所、市布と大日山の支脈によりて、相隣し。南は、村岡村黒原、五木寺、寺尾、
朽神谷と壤を接し。東は北谷村杉俣、中尾と大小の峯嶺頂に於て分水堺を爲せり。

地勢

地勢 北に大日山の高峯を負ふを以て、南に向ひて傾斜し、其支脈多く南に駛りて、一は横倉
牛ヶ谷兩溪谷の境を爲し、其他幾多の小支脈村内に連互するを以て、概して山嶽地に屬せり。

大日山

大日山は、最高峯を兜山といひ、海拔一三四〇米、木村否勝山地方第一の峻嶺たり、加賀新保
に到るべき大日峠は、峰頂より稍東方の低處を越ゆるものにて、支脈中にては、深谷の高尾山
少しく秀てたり。

野津又川

野津又川は、大日山より發し、横倉、野津又兩區の平地を貫流して、西南皿川に注ぐ。

瀧波川

瀧波川、南境を劃りて、村岡村と境を分ち、聖丸、龍谷の飲用水となり、横倉、野津又以外の

諸區に灌漑し、實に本村の重要なる河流にして、牛ヶ谷川は、此川の支流たり。地南に傾くを以て、陽光能く照らし、寒氣強からざるも、唯、横倉の一區は、所謂大日風の爲に、比較的寒冷に、降雪も亦た多しといふ。

(横倉一區は、人情風俗を異にし、家屋は、悉く土蔵造にし、風俗淳朴、言語野趣を帯ぶとぞ。) 序に、本村用水關係を左に示さむ。

大字	用水		龍谷	清水島	別所	深谷聖丸	藥師神谷	牛ヶ谷深谷	田反別	殘反別
	龍谷	竹林								
龍谷	5,100	1,100	11,000	9,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
竹林	10,000	1,100	11,000	9,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
聖丸	10,000	1,100	11,000	9,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
牛ヶ谷	10,000	1,100	11,000	9,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
深谷	10,000	1,100	11,000	9,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
藥師神谷	10,000	1,100	11,000	9,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
北野津又	10,000	1,100	11,000	9,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
横倉	10,000	1,100	11,000	9,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
合計	6,600	1,100	11,000	9,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100

用水

區劃、龍谷、竹林、聖丸、深谷、牛ヶ谷、藥師神谷、北野津又、横倉。戸口 本年六月三十日調左の如し、

大字	戸口	戸數	大
龍谷	5,100	1,100	龍谷
竹林	10,000	1,100	竹林
聖丸	10,000	1,100	聖丸
深谷	10,000	1,100	深谷
牛ヶ谷	10,000	1,100	牛ヶ谷
藥師神谷	10,000	1,100	藥師神谷
北野津又	10,000	1,100	北野津又
横倉	10,000	1,100	横倉
合計	6,600	1,100	合計

土地

土地 本年六月末現在如次、

地目	大字		龍谷	竹林	聖丸	深谷	牛ヶ谷	藥師神谷	北野津又	横倉	合計
	田	畑									
田	反別	價別	6,100	9,500	3,500	3,000	4,000	4,000	4,000	4,000	38,500
	地價	別價	3,500	4,500	1,500	1,500	2,000	2,000	2,000	2,000	20,000
畑	反別	價別	5,000	1,800	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	17,800
	地價	別價	2,500	900	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	9,900
宅	反別	價別	4,000	7,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	18,000
	地價	別價	2,000	3,500	500	500	500	500	500	500	8,000
山林	反別	價別	8,500	7,800	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	48,000
	地價	別價	4,250	3,900	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	24,000
其他	反別	價別	1,500	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	12,000
	地價	別價	750	600	600	600	600	600	600	600	6,000
合計	反別	價別	39,000	32,800	13,800	12,000	16,000	16,000	16,000	16,000	155,600
	地價	別價	19,500	15,900	6,900	6,000	8,000	8,000	8,000	8,000	77,800

下編 町村誌 野向村

交通

交通 地北に偏在し、加ふるに、山嶽連互する本村の交通が未だ開けざるは勿論なり。

加賀新保道乙種は、村岡村より、瀧波川を越えて木村に入り、竹林、深谷を経て、龍谷に達し、白山道と交叉す、此道の龍谷以北は、未だ郡道に編入せられざるも、所謂加賀新保に達すべき要路にして、野津又川の溪流に沿ひ、野津又、横倉を経て、國境大日峠に到り、横倉迄車馬を通ずるを得べし。されど石高く、峻崖削立、且、冬季は積雪の爲め、通行全く杜絶す。

〔繪圖記〕 大日峠 大日堂跡泰澄禪堂跡あり。○峠より上へ忌物油傘合羽鞆耳不切草蓑丸馬戸右七色は古來故有て不通○峠を越て北の方に白山下十六村の内五村有之○往昔泰澄豐原より白山禪定の道筋竹田、岩屋、鈴鹿寺、大日峠、しめの宿、中野侯、牛ヶ首谷、堂原、太田ノ中山、明谷ノ上、一之宿、是より嶺まで人路なり〔國繪圖〕小舟渡より北二里二十町

白山道は、荒土村より、皿川に沿ひて、木村に來り、龍谷にて加賀新保道と交叉し、東折して、聖丸、牛ヶ谷、薬師神谷を經、瀧波川を越えて、村岡村に至るものにて、車馬の通行自由なること、加賀新保道に超え、殊に、夏季白山温泉へ入湯の者の之に由る事多く、所々導標を建てたり。

其他、横倉より、北谷村に到るべき樵徑あるも、記するに値せず。

沿革

沿革 奈良朝の時、傑僧泰澄の白山登攀道筋たりしと傳ふるも、逸爲詳悉し難く、〔和名抄〕の

大山郷か、上家郷かに含まれしとの説あれど、如何あるべき。全郡誌沿革

〔越前名蹟考〕 郷名上家といひしは此邊にやといへり

〔大日本地名辭書〕 或は白山下と稱したる野向荒土村にあらずやといふ〔按〕に白山下とは牛首郷を稱し、野向、荒土村等は稱せしとの所見なし。且、實地が白山下に

〔天文八年〕平泉寺賢聖院々領目錄に、一、六斗並山一ヶ所五百文本聖丸村に有之と見ゆれば、其頃の事を、推測すべし。天正の一向一揆には關係したらむも所見なし。徳川氏の初期には、勝山領たりしが、福井侯の壓封の際より、領地の錯綜を來し、が如し。

〔越前名蹟考〕 には、合月村の名見え、貞享の頃人家無之と記すれば、薬師神社 條參看 早く此村は絶滅せしものなるべし、今、〔同書〕に據り、所領別に掲ぐれば、

勝山領	二千四百四十四石〇四升	龍谷、聖丸、深谷、牛ヶ谷、竹林	五色
郡上領 <small>若猪野 陣屋</small>	千百三十二石五斗〇六合	野津又、横倉、薬師神谷	三色
薬師社領除地	三石	合月村	

にして、北袋郷四十一ヶ村内に含まれ、勝山領にては、龍谷の比良野家、郡上領にては、野津又の松井家、累世大庄屋となりて維新に及べり。

超過せざりき、次て芳溪、幽溪二校を廢して青郊に合併、二學級に編制し、横倉以外の七區兒童を收容し、新に横倉に一校を設けて通學に便せり、爾來、青郊小學校は幾多の變遷あれども、横倉小學校は何等の變遷なく、常に一單級編成を以て今日に至れり、青郊小學校は、二十四年新校舎を建て、二十七年始めて三學年高等科を併置の認可を得、青郊高等小學校と改稱し、四學級編成となし、更に増築を爲せり、當時高等科併置をなせるもの、勝山地方村落に、未だ其例を見ず、本村の如き一小村にしてこの舉あるを見れば、如何に教育に心を注ぐに至りしかを知るべし、其當時の校長は三竹勝藏現成器女なりき、二十九年、青郊高等小學校を新に野向高等小學校と改めたり、これ村名を以て學校名とするを便とすればなり、三十年、從來三學年の高等科を四學年に延長し、二學級編成とし、三十六年、尋常科を四學級、高等を三學級、都合七學級に編成し、三十九年、第一館の西方に四間の増築を行ひ、四十二年四月、義務教育年限の延長に伴ひ、八學級に編成せしかば、その結果、校舎の狹隘を告げられたれば、一時當村役場を借受け、尋常科六學年をこゝに收容したりしに、四十二年更に一棟を増築せり。現今の校長は本田喜作なり。

社 寺

社 寺 村内一寺なく、唯各大字に一村社あり、皆明治九年六月八日村社に被列、

藥師神社

村社藥師神社祭大已貴命

藥師神谷字堂ノ前に在り。

殿宇の古色、砌の青苔、蒼然掬すべく、秋を彩る祠前の公孫樹は、亦數百年外のものにして、鬱乎たる老樹の間に、神寂びたる建物と共に隠見し、幽邃閑雅の清致を極む、宜なり、近時直に獨立を許されし事や、其由來早く古書に散見せり。

〔繪圖記〕 藥師堂 西に藥師堂あり境内五十間に八十間許り是は往昔猿村の百姓何某夢想に由り土中より藥師の像を掘出し尊敬す是より北方杉ノ森に堂を建べしと重て夢想に由り此神谷の森へ勸請す又夢有て此谷間より牛一匹出べし、此牛に乘りて歩みに任せて行かば福を得べしとあり果して告の如く谷より牛出でたり、則ち是に乗て教の如く歩むに任せて行くに近江國加茂の里に到り着す、彼牛或井の水た食むこと度々にして離れやらす不審に思ひ飲て試ければ酒なり乃此酒を商賣として福賣となり加茂の長者と呼ばれけり仍て報謝の爲に藥師堂を建立す、件の旨趣とも報聞に及び計領三百石並に勸額を下し給ひ繁昌の靈地たる處、信長時代より社領沒收零落せり、其後高三石大和守様より御寄附今以て領收す彼牛の出たる谷を牛ヶ谷村と號する由。

〔享保書上〕 此村の西に藥師堂有是は昔猿倉村といふ所に百姓夢の告によりて、土中より掘出せり又夢に是より北の方杉の森に庵を建べしと汝我を信する念悦びにたへず幸を興ふべし此谷より牛一疋出すべし、此牛に乘りて留る所あらばこゝろみるべしと告げ玉ふ、案の如く牛疋正忽然と出來り此牛に乘りて近江の國加茂の里に至り此牛ある水を呑て試けるに水にあらで酒なり、此處に家を建て此酒をうり富貴の身となり加茂の長者と呼ばれるが是が爲に立歸り藥師堂を建立せしかば時の天子の報聞に及勸額を下給ひ、社領を寄附し玉ふ、然るに近世織田信長の兵變にかゝり、社領も沒せられ退轉に及ぶ所を大和守直基公此事をしるしめして例の社領を寄修復し玉ふ、彼の牛の出たる谷を今の牛ヶ谷とぞ云ふ。

〔越前名蹟考〕合月村 樂師社領除地高三石良享の園に人家無之樂師神谷村耕之とあり。
 〔明細帳〕當時當郡猿倉村ノ土民靈夢ニ因リテ神體ヲ地中ヨリ掘出シ此地に安置シ社領ヲ賜リ別當長坊ヲ創立ス、後織田信長ニ没收セラレ年月ヲ經テ松平大和守直基舊ニ依テ社領ヲ寄附セラル後火災ノ爲メ坊會島有ニ屬ス故ニ古體ヲ模擬シテ身體を彫以上村老ノ口體を彫ニ傳フ、

神明神社

村社神明神社天照皇大神 龍谷字宅ノ中の公園内なる上山の上に在り。

本社は、當地方有名の神社にして、延暦四年の創立にかゝり、現在の社字は凡百年前に建造せしものにして、宏壯美麗を極め、地は高潔にして老松古樸繁茂し、覺えず尊崇の念を起さしむ。又境内に六出祭神 豐受比賣神、稻荷祭神 保食神、毘沙門祭神 武甕槌ノ尊の三小社あり。地一千二百五十九坪、基本財産田畑山林反別一町一反六畝歩、此地價二百九十圓三十七錢に上り、秋季例祭には、地方の參拜者多く甚だ雜沓を極む。

村社梅本神社武甕槌ノ命 深谷字中ノ堂に在り。天兒屋根尊、金刀比羅大神、伊弉諾尊、伊弉册尊をも合せ祀る、今の社殿は、明治四十年改築にかゝれり。

同 狹間神社伊弉册尊 聖丸字窪田に在り。今回村社の許可を得たり。

同 白山神社伊弉册尊 北野津又八王子に在り。原字西ヶ田に有り、頽廢せしを村社に列せらるゝや、氏子相謀りて、祠宇修繕、三十六年五月九日、更めて現地に移し、社殿を改築し、

名勝故蹟 龍谷公園

基本財産として價格三百圓の土地を有するに至れり。

同 白山神社伊弉册尊 横倉字宮ノ前に在り。原當區の西二十四町の山間に在りて、道路あしく參拜の不便甚なからざりしかば、四十二年、今の地に移し、新に社殿華表を築きて、面目を改めたり、土地高く樹木茂り、恰好の地たり。

同 西浦神社祭神 鶴野草葺不合尊 牛ヶ谷字西平山麓、綠翠滴らんとする松林中に在り、原西浦に在りしを、明治四十三年七月十九日、今の地に移せるなり。

同 竹林神社祭神 植山比賣神 竹林字境田に在り。

名勝故蹟 市街地に公園あるは普通なれど、村落にして之あるは、蓋し本村のみ。

龍谷公園 龍谷區北方の小丘、上山に在る村社神明神社の境内と、



龍谷公園

下編 町村誌 北谷村

其附近とに人工美を加へて築成せしものにて、丘山に佇み四望すれば、荒島の峻嶽は遠く南方に峙ち、龍江曲々田野の間を流れ、其入眸諸景の絶佳なる、登覽者を驚かすに足れり、社殿華表間數十間の石階を攀づれば、社殿下拾數間の處に、左に忠魂堂、右に芭蕉堂あり、登りて社前に達すれば、老松古樸神境を清寂にし、六出、稻荷、毘沙門の小祠あり、全丘に植ゑられし櫻楓を賞して山麓に降れば社庫建てり。皆近時の經營に係れるに、今亦丘上に噴水の計畫あり、遊覽曳杖の好地たり。

高尾山 山上に白山祠、谷の城址あり、登攀すること約三町にして山頂に達すべし、眺望佳なるを以て、五月三日の例祭には、深谷區の老幼男女廣集會飲風景を賞するを常とす、附近松蕈の好産地にして、秋期の收量少からずといふ。

龍谷故城 〔類聚圖誌〕 細野口村の東北龍谷村にあり

谷ノ城迹 〔享保書上〕 〔城址考〕 時代不知龍谷村深谷村より二十町北ノ方山上に有り福井より八里許

八反瀧 横倉より北に、街道加賀新保道を行くこと二十七八町、路左三四町の地點に在り、高九間幅九尺、盛夏も水量を減ぜず。

兜山 大日峠の頂より、左に登ること數町にして、山嶺に達すべし、勝山地方の最高峰にして、

五月櫻桃一時に開き、南は全郡を眸裡に收め、西は松岡迄をも望むべく、夏時の登覽者不踴。辨財天と女夫岩 藥師神谷に在り 〔繪圖記〕 女夫岩高一丈廻、十五間此岩の向合せ川を隔て岩壁の上に辨財天あり、岩屋の内に水あり、二筋流出る此水平泉寺御水洗より續きたる由岩の間より神體の由にて小蛇見ゆる白檀色なり上十五日は、女夫岩下十五日は向岩壁にあり。

〔類聚圖誌〕 女夫岩 勝山の北藥師神谷村に在高サ一丈周ニ十八尋云々

柴田監物墓 藥師神谷に在りの説あれども妄なるべし。

〔類聚圖誌〕 柴田監物墓 藥師神谷村ニアリ監物ハ柴田勝家ノ家族賊ノ爲ニ此ニ自刃ス是勝山ノ故城主ナリ〔按〕に、監物名は合に在るは事實上明かなれど、勝安について口碑存せり。

〔老人聞書〕 抄監物谷の四脇に討れし故、其義子勝安勝成と記するもあれど、古文書により正す復仇四脇を討たんとて、藥師に來りしに、村

人總出にて之を打殺せり。此墓は湯元田に在り〔按〕に、此説は、谷の秋田義市口碑を筆記せしものなるが〔類聚圖誌〕に勘し、謬傳錯誤の甚しきを知るべし、

〔柴田史料〕 勝安の賤ヶ嶽にて戦死せしは天正十一年四月二十一日なり

長勝寺址又蓮如屋敷 北野津又八王寺山端に在り、大野町長勝寺の故地にて、佐々木高綱の裔長勝之を創建せしに、其子勝之助年三十五上洛蓮如に従學西順と號し、其子は祐順といふ文明年中蓮如

此國に来るや、西順父子を伴ひ、此寺に留錫すること三年なりしといふ。蓮如の稱美せし燈明石高サ御丈競石セツクを存せり、十餘年前迄は、遺植の五葉松ありしも枯死せしとぞ、現今は田圃と化せしも、神恠ありしとて、四十一年、區民購ひて神田となせり。

深谷平野家は、佐々木信照采女元龜二年、近江國比良城四世祖吉照居城以來比良野を氏とせりとかより、家臣五十騎と落延び來り、土着せしなりと傳ふ。此寺址と關係の有否如何。

人物

人物 比良野歸雲坊 名は正照、通稱正太郎、孤峯庵と號す、龍谷比良野家深谷平野家第三の第八代にして、文政二年二月五日家に生る、早く家を嫡子直現戸に譲りて、俳諧を研究し、正風門補佐として、俳名北陸に高かりしが、八十六歳にて逝けり、其筆跡脱俗可賞。

明日ありと思へどくる、櫻哉
驗孝の焼て鹽なし鹿の聲

從軍

從軍 明治二十七八年戰役 出征者十九名

明治三十七八年戰役 出征者六十四名内戰死者十名 病死者一名

戰病死者

法名 釋 性 常 陸軍歩兵上等兵勳八等 田 中 仁 吉

明治三十七年八月二十三日清國盛京省磐龍山東砲臺に於て戰死

法名 釋 義 請 陸軍歩兵上等兵勳八等功七級 中 村 乙 吉

明治三十七年九月十九日清國盛京省龍眼北方角面堡に於て戰死

法名 釋 貫 解 陸軍歩兵一等卒勳八等功七級 南 部 仙 太 郎

明治三十七年九月十九日清國盛京省龍眼北方角面堡に於て戰死

法名 陸軍歩兵上等兵勳八等功七級 倉 田 源 右 衛 門

明治三十七年九月十九日清國盛京省龍眼北方角面堡に於て戰死

法名 釋 義 教 陸軍歩兵一等卒勳八等功七級 田 中 留 七

明治三十八年三月二日清國盛京省彰驛店に於て戰死

法名 陸軍歩兵一等卒勳八等功七級 前 田 前 藏

明治三十八年三月二日清國盛京省瓢坨子に於て戰死

法名 釋 永 節 陸軍歩兵上等兵勳八等 宮 崎 傳 次 郎

明治三十八年三月八日清國奉天省大小方士屯に於て戰死

法名 釋 惠 報 陸軍歩兵上等兵勳八等 山 口 勘 吉

明治三十八年三月八日清國奉天省大小方士屯に於て戦死

法名 陸軍歩兵上等兵勳八等功七級 倉田 權藏

明治三十八年三月八日清國奉天省大小方士屯に於て戦死

法名 釋 放 方 陸軍歩兵一等卒勳八等功七級 出口 榮助

明治三十八年三月八日清國奉天省大小方士屯に於て戦死

法名 陸軍歩兵上等兵勳八等功七級 平野 傳吉

明治三十八年九月三十日清國盛京省紅石精舍營に於て病死

生存殊勳者

生存殊勳者

陸軍歩兵曹長勳七等功七級 水上 甚藏

陸軍歩兵伍長勳八等功七級 古川 七藏

荒土村

叙説

位置廣表

叙説 位置廣表、本村は、郡の北部に位し、東西二十五町、南北一里二十八町。境界 東は、瀧波川を以て、村岡村黒原、瀧波に、兜山の支脈を以て、野向村竹林、聖丸、龍

地勢

谷、北野津又、横倉に隣し。南は、九頭龍川を隔て鹿谷村と發坂、保田と相對し。北は兜山を以て加賀國江沼郡西谷村真砂に隣し。西は、又兜山の支脈を以て、北郷村岩屋、檜曾谷、森川西妙金島に接す。

地勢 兜山より延ける大小の峯巒、北半の三境を繞り、山地全面積の七分を占むるも、南半は沃野相連り、田圃は勝山の盆地の一部を成し、東に瀧波川走り、中央に皿川貫き、九頭龍川南方を洗ふを以て灌漑自由なり

鑛物 山地には、種々の鑛山ありて、鑛物の産出も不尠全部誌鑛物の章參照

細野口鑛山 慶長年間、本村松田の人太郎と云ふ者、初めて發見せるものにして、安政の頃村岡村瀧波の人觀道、及、大野町の中屋と云ふ者、採鑛事業に従事せしが、品質良好なる多量の銀及銅を産出し、其全盛時代には、遊女町すらありしと云ふ。

細野口鑛山

〔耳の底〕 安政三辰十月寺社御奉行本多中務大輔え左の御伺書差出され候處翌己三月二十日御附記濟

左衛門佐領分越前國細野口村瀧山開堀之義領内瀧波村觀道と申者願出候に付先年願之通申付候之處其節右爲仕入觀道相對か以て有瀬川宮方より拜借金仕候然る處右金子不殘仕入方に差入候得共鑛山相不立休山に相成申候付而は金子上納方觀道家併家財田畑等不殘實拂御引上げに相成申候得共上納方引足不申候右觀道拜借金等之義に付別紙之通其節御奉行稻葉丹後守様へ奉伺夫々御差圖も御座候に付宮方より鑛山併に拜借金等之儀に付領主役場へ御引合有之候節觀道借金之證文而其外等相糺候

下編 町村誌 荒土村

處全相對之儀に付聊領主へ御引合可有之謂無之に付猶又奉伺候上及斷可然候其砌掛り役人等心得違に而其儀無御座候處宮方におゐては右鑛山に仕入令有之候儀を被申立彼是御差構有之候得共御先柄之儀是迄夫彼宿儀被差控被仕候處毎度御家司被罷下道々權威被相募候次第も有之其儀差置候ては領法も相響候間最初心得違仕候役人共不埒に付夫々替申付右鑛山之儀に付以後有柄川宮家より御差構無之様及斷候而も可然儀に御座候御問合申上候已上

十月

御名家來 廳屋 正朝

御附札 書面御領分越前國細野口村鑛山之儀に付有柄川宮方への通達は奉行所より其筋へ相達候間是迄宮方家來へ引合罷出候家來共不束之段は見込之通取斗はるべく候 己三月日

藩政時代の末期には、勝山藩主小笠原氏の有たりしが、明治元年、細野口久保彌次右衛門の手に歸し、明治十七年より、二十二年迄は、金澤市横山隆起、及び、木谷文吉の兩人、交代に採鑛事業に従事し相當の産出ありしと云ふ、其後、明治二十三年、大坂市磯野直吉の手に歸し採鑛業に従事せしが、規模小なる爲好果を見ず、現今は全く休止の状態なり。

堀名鑛山

堀名鑛山は、嘉永年間、堀名の入島田彌兵衛初めて發見試堀せるものにして、其後十年を経て飛驒國の鑛山師伊藤文七なるもの、手に歸し、大規模を以て採鑛に従事せり、其當時は、該鑛山の全盛時代にして、百餘人の工夫之に従事し、三十有餘の碎鑛臼を据付け、以て日々四貫目内外の銀を得しと云ふ、其後、明治初年頃よりは漸次衰微に傾き、幾多の鑛主の手を経て、多少採鑛に従事せしが、明治三十年頃には全く廢止したり、現今は、西妙金島乾藤治氏の所有に

して、外部に僅々三個の不完全なる坑口を認むるのみ。

石灰鑛山

石灰鑛山 本村の石灰は本村の特産物にして、該鑛山は細野口及堀名の二ヶ所にあり、細野口鑛山は天保年間、堀名中清水の人石井助右衛門初めて該鑛を採掘し石灰を製造せしに始まる次で漸次隆盛に趣き現今五ヶ所に於て毎年十萬貫以上を産出す、其品質は良好なれども交通不便なれば、殆ど、本村内の供給に止まり、大なる發展を見るに至らず。

堀名鑛山は、安政年間、堀名の入兵佐彌助始めてこれを開き、其後、次第に隆盛に趣き、現時は石灰鑛探掘も、漸次上方に及びしを以て十一ヶの運行機を備へ五十八ヶの釜を据へ附け、其最も多忙なる時には、日に三百人以上の人夫これに従事せり、而して其運搬も頗る便利なれば年々其産額百萬貫内外に及び本郡は勿論、遠く諸方に賣出すに至れり。

用水 本村の用水左の如し

〔漫遊絶行〕（明治十五年五月三十一日）……又尋到一處即製石灰處灰工比々比鷹甲數突於其中以製焉有碎石片者有運搬之以投突内者工甚甚激余謂灰工某曰此地銀鑛可掘實可採而製石灰又如此上人生計蓋可不難答曰然雖然未嘗出一富囊也余曰得之易者失之易其理然也觀已畢還

横田 券

用水

用水本村に於けるもの如左表

大字	用水	七ヶ村	龍谷	清水島	別所	新保	細ノ口	伊波	宮地	松ヶ崎	細野	田反別	殘反別
合計		七五八〇五	七五八七三	八二〇九八	三二四〇〇	一〇〇,〇〇〇	一八七,〇〇〇	三〇一,四二六	三〇一,三三三	三二七,八〇六	三三,五二九	三三,〇〇〇	三三,〇〇〇
妙金島													
伊波													
北宮地													
細ノ口													
別所													
北新在家													
清水島													
田名部													
松ヶ崎													
松ヶ崎													
新保													
布市													
大字													

戸口 區劃

區劃 新保、松田、松ヶ崎、妙金島、伊波、宮地、堀名中清水、布市、田名部、清水島、北新在家、別所、細野口、細野。

戸口 本年六月三十日現在如左、

土地

土地 本年六月末調如次

大字	戸數	人口
松田	男 二四 女 二二	二四〇
田名部	男 九 女 六	一五〇
布市	男 三 女 二	一〇〇
清水島	男 四 女 二	一〇〇
北新在家	男 三 女 一	一〇〇
別所	男 三 女 一	一〇〇
細野	男 九 女 六	一五〇
細野口	男 三 女 二	一〇〇
合計		一,〇〇〇

大字	戸數	人口
北宮地	男 二四 女 二二	二四〇
堀名中清水	男 七 女 九	一六〇
伊波	男 五 女 三	一四〇
妙金島	男 一 女 二	一〇〇
松ヶ崎	男 三 女 二	一〇〇
新保	男 三 女 一	一〇〇
合計		一,〇〇〇

地目	松田	田名部	布市	清水島	北新在家	別所	細野	細野口
田反別	三六,九三三	六〇,〇〇〇	三三,七五七	三六,九三三	三三,七五七	三三,七五七	三三,七五七	三三,七五七
田反別	三三,〇〇〇	三三,〇〇〇	三三,〇〇〇	三三,〇〇〇	三三,〇〇〇	三三,〇〇〇	三三,〇〇〇	三三,〇〇〇
地反別	三三,〇〇〇	三三,〇〇〇	三三,〇〇〇	三三,〇〇〇	三三,〇〇〇	三三,〇〇〇	三三,〇〇〇	三三,〇〇〇
宅反別	三三,〇〇〇	三三,〇〇〇	三三,〇〇〇	三三,〇〇〇	三三,〇〇〇	三三,〇〇〇	三三,〇〇〇	三三,〇〇〇
地反別	三三,〇〇〇	三三,〇〇〇	三三,〇〇〇	三三,〇〇〇	三三,〇〇〇	三三,〇〇〇	三三,〇〇〇	三三,〇〇〇
合計	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇

下編 町村誌 荒土村

地目	山		林		原野		其他		合計	
	反	別	地	反	地	反	地	反	地	反
田	七、五五八	七、五五八	八〇、五五〇	八〇、五五〇	三、五三六	三、五三六	一〇、六八〇	一〇、六八〇	一四、八四〇、九六〇	一四、八四〇、九六〇
畑	五〇、五	五〇、五	一、九五〇	一、九五〇	〇	〇	〇	〇	三、一五七、七三三	三、一五七、七三三
地	一〇、五	一〇、五	九〇	九〇	八、四〇〇	八、四〇〇	三、九、四〇〇	三、九、四〇〇	一、四、〇、〇、九六〇	一、四、〇、〇、九六〇
宅	六〇	六〇	五、四〇〇	五、四〇〇	三、六	三、六	一、四〇	一、四〇	二、〇、〇、八〇〇	二、〇、〇、八〇〇
反	一三、二八	一三、二八	一、〇、〇〇	一、〇、〇〇	四、九	四、九	一、四、〇〇	一、四、〇〇	二、一、〇、〇、六八〇	二、一、〇、〇、六八〇
合計	一七、一八〇、七〇〇	一七、一八〇、七〇〇	一〇、〇、〇〇	一〇、〇、〇〇	一、九、八、〇〇〇	一、九、八、〇〇〇	一、九、八、〇〇〇	一、九、八、〇〇〇	二、一、〇、〇、六八〇	二、一、〇、〇、六八〇
伊波	三、五三六	三、五三六	一、九五〇	一、九五〇	〇	〇	〇	〇	三、一五七、七三三	三、一五七、七三三
妙金島	一〇、〇	一〇、〇	九〇	九〇	八、四〇〇	八、四〇〇	三、九、四〇〇	三、九、四〇〇	一、四、〇、〇、九六〇	一、四、〇、〇、九六〇
松ヶ崎	六〇	六〇	五、四〇〇	五、四〇〇	三、六	三、六	一、四〇	一、四〇	二、〇、〇、八〇〇	二、〇、〇、八〇〇
新保	一三、二八	一三、二八	一、〇、〇〇	一、〇、〇〇	四、九	四、九	一、四、〇〇	一、四、〇〇	二、一、〇、〇、六八〇	二、一、〇、〇、六八〇
北宮地	一、〇、〇〇	一、〇、〇〇	一、〇、〇〇	一、〇、〇〇	一、〇、〇〇	一、〇、〇〇	一、〇、〇〇	一、〇、〇〇	一、〇、〇、〇〇	一、〇、〇、〇〇
入會	六、五九六、二八	六、五九六、二八	八、九、五、六〇	八、九、五、六〇	一、一、六、三、五	一、一、六、三、五	三、五、八、九〇	三、五、八、九〇	一、七、一、八、〇、七、〇〇	一、七、一、八、〇、七、〇〇
合計	一、七、一、八、〇、七、〇〇	一、七、一、八、〇、七、〇〇	一、七、一、八、〇、七、〇〇	一、七、一、八、〇、七、〇〇	一、七、一、八、〇、七、〇〇	一、七、一、八、〇、七、〇〇	一、七、一、八、〇、七、〇〇	一、七、一、八、〇、七、〇〇	一、七、一、八、〇、七、〇〇	一、七、一、八、〇、七、〇〇

交通
勝山道

交通 勝山道(假道)は、本郡北郷村西妙金島より來り、九頭龍川の右岸に沿ひて、村岡村に去る馬車を始め往來頻繁なり。

村道の
大改修

白山道(乙種郡道)は本村伊波にて美濃道に岐れ、松田、北新在家等を経て野向村に通じ。丸岡道(上)は堀名中清水にして、縣道勝山道線に支れて、北線村檜曾谷に達す。其他の里道は、從來狹隘且凸凹甚しく、荷車さへ通ずる能はざりしが、村内分派軌轢するは、學校の併立、道路の不便に基づくとし、一昨四十二年、一村一校制を實行すると共に。道路大改修の方針を確立し、先づ、従前の里道全部を村道に編入し、荒土道外十壹條、延長約八千八百四十間の修繕に着手し、漸次其面目を一新せむとするは、實に本村の爲に可慶。

名	稱	延長	幅	工費	工程
市布道	市布道	八二、一	六、尺	八〇〇、〇	竣成
荒土道	荒土道	五七〇、	九、	七七〇、	工事中
別所道	別所道	一、二、三、五、	六、	八八四、五五六	同
田名部道	田名部道	二〇〇、	六、	六六、	同
細野道	細野道	二〇一七、	九、	一八六四、	同
宮地	宮地	四、五〇、	六、	一四八、五〇〇	同

下編 町村誌 荒土村

妙金島道自妙金島	三〇〇、	六、	九九、	竣
松田道自松田	四二〇、	六、	一三八、六〇〇	同
松ヶ崎道自松ヶ崎	三〇〇、	六、	一五〇、	未着手
清水島道自清水島	五〇〇、	六、	二一七、六四〇	同
期名道自伊期	二一四、	六、	七〇、六二〇	同
荒土道自新山	一一〇〇、	九、	未算	同
計	八八四〇、		既算ノ分四、九一九、四一〇	十二條

沿革

沿革 本村の田名郡が「景行紀」田部屯倉の遺跡なりの説、

〔越前名蹟考〕 按に日本紀云景行天皇五十七年十月同諸國與田部屯倉と此田名部村はいにしへの田部の遺跡歟といへる人あり猶考ふべし

及び「和名抄」所載大山郷に含まれしとの説〔地名辭書〕など傳はりて、早く開けしは疑なきも、其徴證は詳かならず〔天文八年〕平泉寺賢聖院々領目録に、細野村、成福屋敷、ホウ木ノ谷、松田村、松崎堂之後、新保村新在家抔散見するを見れば、其頃の状況をも概察し可く、細野の道觀兵衛の名が、平泉寺亡滅史に、北袋一揆の巨魁として著るければ、此村が北袋と汎稱されし地の一部たりしは明かなり、慶長檢地後は大異なく、福井藩の厭封前は、常に勝山領たりしが、

〔名蹟考〕文化の郷庄區分にては北袋郷ノ内 市布 清水島 田名部 松田 新在家 新保

松ヶ崎 別所

郷庄不知十八ヶ村ノ内(運羽鹿谷) 妙金島 此村は黒龍川の南當郡の西端に在て吉田郡に隣る、按に貞享の國繪圖に……高百九十六石五斗二升二合川の南に村有之と記す(按に流域の變遷より今は川の北となり薪田も増しなり)

同十六ヶ村の内(郷導) 伊波 宮地 細野 細野口 堀名中清水

の如く載するに徴すれば、妙金島は、原と、鹿谷村、即ち、九頭龍河南に在りしは著るし北郷村〔北郷村誌稿〕九頭龍川は東妙金島より西妙金島地籍を貫流したりしが元祿十三年流域變更現今の如くなりしといふ。

其所領は、小笠原侯入封以來、廢藩まで大異なく、〔同書〕に據れば大約如左、

勝山領 二千七百九十二石八斗八升 市布 清水島 新在家 六邑

公料 千四百九十九石六斗二升四合 妙金島 新保 堀名(原と) 五邑

郡上領 千六百十六石四斗八升 田名部 松田 四邑

廢藩置縣後、敦賀縣の頃は、第十七大區に屬し、區長は黒柳大六にて、其小區と、戸長は次の

如くなりき、其頃より、東妙金島は、本村の大部分と同一區劃に編入されたり。社寺條（川南に尙し向妙金の名残り居れり）

二小區 伊波東妙金島西妙金島堀名中清水（北一郷） 中村 武兵衛

三小區 松田別所細野細野口新保北宮地松ヶ崎 平泉 源次郎

四小區 田名郡北新在家市布清水島（野向村一郷） 平野 八郎右衛門

十七年聯合戸長を官選さるゝや、本村は二役場に分轄せられぬ。

北新在家村十ヶ村戸長彼場 北新在家 市布 清水島 田名新 新保松ヶ崎 松田東妙金島 西妙金島別所細野

役場所在地 北新在家 戸長 松村由兵衛 木下藤太郎

伊波村外五ヶ村同 伊波北宮地細野口堀名中清水（北郷一部）

役場所在地 伊波 戸長 島田源五郎 笠川 巖孝 安田 光敏 本多彌太郎 笠羽 嘉市

村長氏名

二十二年、町村制實施の際、現村を組織、現村名を附せり、爾來の村長氏名次左。

自明治二十二年六月十六日

笠羽 嘉市

自同 四十年八月十五日

玉木 平之丞

自同 四十二年九月十六日

山内 喜一郎

自同 四十三年一月十六日
自同 年同月十一日

事務官掌 仲村 政
山内 喜一郎

村役場と
駐在所

村役場 大字松田に在り、町村制實施の際には、木下藤太郎の宅を假用せしが、二十六年、舊荒土校の一部を之に充て翌年、更に一民家を購入改築したるもの現今の役場なり。

産 業
年産額

産 業 本村主要物産は米にして、作付反別三百十三町餘、其の收穫高七千二百三十一石餘、其價額七萬圓餘を算し、農一戸平均十三石餘、一人平均二石餘なり、麥も、又、一般農家の常食に供せられ、作付反別七千二町歩、收穫高千二百三十七石、其の價額七萬餘圓、雜穀作付反別九十三町歩、其價格一萬餘圓に達す、殊に、葉煙草は作付多く、反別四十餘町歩に達し、三萬四千餘貫、價格二萬四千餘圓の收穫を見、養蠶業之に次ぎ、飼育家六百五十九戸、收繭三百二十八石、價額八千七百餘圓を得、畜産は馬百八十八頭、養雞數三十五、二百三十八羽にして、林産にては、木炭の産額二萬八千餘貫に及び、其他羽二重九戸二萬六千餘圓を産す、石灰四萬七千餘圓等を産す。

教 育

教 育 本村の小學區域は其變遷に富み、且、錯綜せること、郡内にては其比少く、先づ、學制頒布の翌年、新在家、田名部、松田、新保、松ヶ崎の五區は、松田の民家を借り受け鶴生小

學校を創設し、堀名中清水、東妙金島、伊波の三區は、北郷村の一部と聯合して、該村森川に松尾小學校を起し、市布、清水島の二區は、一時野向村龍谷の青郊校に組合ひしも鶴生校下に入り、別所、宮地、細野口の三區は、細野口小學校三間を新築し、翌年七月、細野一區にて、字戸倉に細野校を創めしが、十年二月同校を新築し、翌年三月、中清水の石井善右衛門、児童通學の不便を悲しみ、獨力を以て字壇ヶ城十一に校舎を新築し、敷地を併せて寄進し、松尾校より分離して、堀名中清水、伊波、東妙金島北郷村檢曾谷番地一部廿四戸の児童を收容する事となし、壇城校と稱しぬ、同年三月、鶴生校下の市布、清水島は、市布の道場を假用して、中橋校を起し、翌十二年四月、鶴生校の新築成り、村内五校併立、一時の盛を極めしが、十三年四月には、鶴生校所在地の火災に類焼したり。十九年、小學校令改正さるゝや、縣令三十六號に據り、二十六、七番小學區に編入せられ、悉く簡易科とせらるゝと共に、中橋校は廢せられて、同校下は鶴生校下となり、別所は細野校下となり、舊松尾校下たりし北郷村の四區は、壇城校下に入り來りぬ、二十一年五月、堀名中清水(壇城校)に、翌年松田(鶴生校)に、尋常科を置かれしが、其翌年、復た北郷村の四區は壇城校下を去り、宮地、細野口の尋常科生は同校に入る事となりしが、二十四年十一月、通學區域改正せられ、其結果として、細野口校は細野校に併せられて字境に移り、

社 寺

鶴生、壇城二校は廢せられて荒土校を置かるゝ事となりし故、時の村長笠羽嘉市、舊壇城校の寄附者當時の校長石井修に談じ、百九十六圓の謝儀にて該校舎を譲り受け、之を伊波に移築して、細野校下細野口別所以外の児童を收容せしが、翌二十五年に、復た、田名部、市布、清水島、新在家の爲に、冬季分教場を清水島に置く事となり、早く分立の端緒を開き、其翌二十六年には、常設の分教場となせしが、三十一年四月には、遂に獨立して清水島尋常小學校と稱するに到りぬ。斯くて、四十三年一月まで、三校併立せしが、同月二十五日、遂に一村一校制を實行する事となり、舊清水校舎を第一、別所の北袋俱會道場を第三、舊荒土校舎を第二の假教場とし、舊細野校舎を分教場として教授し居りしに、其前年着手せし新校舎、十二月に至りて成りしかば、假教場を閉鎖して之に移りぬ、現今の荒土校長は長谷川四郎松なり。

社 寺 村内一寺なく、唯神社あるのみ。

村社白山神社祭神 豊田別尊 大字細野字東向田に在り、明治八年五月、村社に列せられしが、四十二年

八月二十三日、次の五社を合併せり。

無格社八幡神社祭神 豊田別尊 細野字八幡社山

同 稻荷神社祭神 豊受大神 同 字戸倉社山

下編 町村誌 荒土村